

令和5年第2回定例会会議録目次

|   |    |
|---|----|
| 会期日程  | 1  |
| 第1号（6月6日）（火曜日）  |    |
| 1. 開 会  | 5  |
| 1. 開 議  | 5  |
| 1. 日程第 1 会議録署名議員の指名   | 5  |
| 1. 日程第 2 会期の決定  | 5  |
| 1. 日程第 3 諸般の報告  | 5  |
| 1. 日程第 4 行政報告   | 6  |
| 1. 日程第 5 一般質問   | 7  |
| <b>福 岡 兵八郎 議員</b>   | 7  |
| みどりの食料システム戦略  |    |
| 農業振興  |    |
| 生活用水  |    |
| （高岡町長、吉田企画課長、水野耕地課長、<br>高城農林水産課長、保久水道課長）                            |    |
| <b>宮之原 剛 議員</b>   | 18 |
| 今後のコロナ対応について  |    |
| 人にやさしいまちづくりについて   |    |
| 带状疱疹予防ワクチン接種について  |    |
| （田畑健康増進課長、福教育長、茂岡社会教育課長、<br>吉田おもてなし観光課長、吉田企画課長、<br>大山住民生活課長、村上総務課長） |    |
| <b>徳 田 進 議員</b>   | 32 |
| 水道事業行政について  |    |
| （保久水道課長、高岡町長）   |    |
| <b>富 田 良 一 議員</b>   | 41 |
| 健康のまちづくりについて  |    |
| 広報紙について   |    |
| （吉田企画課長、高岡町長、幸野副町長、高城農林水産課長、<br>田畑健康増進課長）                           |    |
| <b>広 田 勉 議員</b>   | 50 |

一次産業に生産意欲を  
 島口・島唄について  
 県と協議して  
 ハッキリさせて  
 町制定の木・花について  
 観光行政について  
 自然遺産観光拠点施設について  
 (高城農林水産課長、茂岡社会教育課長、  
 吉田おもてなし観光課長、清山建設課長、太学校教育課長、  
 幸野副町長、高岡町長、尚花徳支所長、清瀬地域営業課長)

|        |       |    |
|--------|-------|----|
| 1. 散 会 | ..... | 75 |
|--------|-------|----|

第2号(6月7日)(水曜日)

|        |       |    |
|--------|-------|----|
| 1. 開 議 | ..... | 79 |
|--------|-------|----|

|          |      |       |    |
|----------|------|-------|----|
| 1. 日程第 1 | 一般質問 | ..... | 79 |
|----------|------|-------|----|

|                   |       |    |
|-------------------|-------|----|
| <b>植 木 厚 吉 議員</b> | ..... | 79 |
|-------------------|-------|----|

世界自然遺産5地域会議について  
 観光需要増加の対策について  
 島内主要県道の国道昇格について

(吉田おもてなし観光課長、高岡町長、清瀬地域営業課長、  
 吉田企画課長、清山建設課長)

|                   |       |    |
|-------------------|-------|----|
| <b>是 枝 孝太郎 議員</b> | ..... | 90 |
|-------------------|-------|----|

地域振興について  
 教育振興について  
 税務について

(吉田おもてなし観光課長、高岡町長、太学校教育課長、  
 福教育長、新田税務課長)

|                   |       |     |
|-------------------|-------|-----|
| <b>政 田 正 武 議員</b> | ..... | 105 |
|-------------------|-------|-----|

旧ゴミ処理センター跡地について  
 防犯灯の設置について  
 亀徳小学校裏門の川沿いの町道整備について

(大山住民生活課長、清山建設課長、幸野副町長)

|                 |       |     |
|-----------------|-------|-----|
| <b>内 博 行 議員</b> | ..... | 109 |
|-----------------|-------|-----|

令和4年度農業生産について

新聞で報じられた徳之島町内の体罰問題

(高城農林水産課長、太学校教育課長、福教育長)

|                |  |           |
|----------------|--|-----------|
| 1. 散 会         | .....  | 118       |
| 第3号(6月8日)(木曜日) |  |           |
| 1. 開 議         | .....  | 121       |
| 1. 日程第 1       | 一般質問   | ..... 121 |
|                | <b>勇 元 勝 雄 議員</b>  | ..... 121 |
|                | 子育て支援について  |           |
|                | 入札について   |           |
|                | 徳之島町内の体罰問題について   |           |
|                | 町政について   |           |
|                | (高岡町長、太学校教育課長、廣介護福祉課長、<br>幸野副町長、村上総務課長、清山建設課長、保久水道課長、<br>尚花徳支所長、福教育長、吉田おもてなし観光課長、<br>吉田企画課長) |           |
|                | <b>松 田 太 志 議員</b>  | ..... 146 |
|                | 徳之島町内における体罰等の問題について  |           |
|                | 島外遠征時の補助について   |           |
|                | 新庁舎の今後について   |           |
|                | (太学校教育課長、福教育長、高岡町長、茂岡社会教育課長、<br>村上総務課長)  |           |
| 1. 散 会         | .....  | 156       |
| 第4号(6月9日)(金曜日) |  |           |
| 1. 開 議         | .....  | 160       |
| 1. 日程第 1       | 議案第34号 第46代横綱朝潮太郎記念館設置条例の制定につ<br>いて  | ..... 160 |
| 1. 日程第 2       | 議案第35号 徳之島町職員等の旅費に関する条例の一部を改正<br>する条例について  | ..... 162 |
| 1. 日程第 3       | 議案第36号 徳之島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する<br>条例について  | ..... 163 |

|           |          |  |   |     |
|-----------|----------|--|---|-----|
| 1. 日程第 4  | 議案第 37 号 | 徳之島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について            | … | 164 |
| 1. 日程第 5  | 議案第 38 号 | 徳之島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について                    | … | 165 |
| 1. 日程第 6  | 議案第 39 号 | 物品購入契約の締結について（徳之島町観光拠点施設厨房機器備品購入）                    | … | 166 |
| 1. 日程第 7  | 議案第 40 号 | 物品購入契約の締結について（徳之島町観光拠点施設備品購入（1工区））                   | … | 168 |
| 1. 日程第 8  | 議案第 41 号 | 物品購入契約の締結について（徳之島町観光拠点施設備品購入（2工区））                   | … | 169 |
| 1. 日程第 9  | 議案第 42 号 | 令和5年度一般会計補正予算（第2号）について                               | … | 170 |
| 1. 日程第 10 | 議案第 43 号 | 令和5年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について                       | … | 174 |
| 1. 日程第 11 | 議案第 44 号 | 令和5年度介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について                         | … | 175 |
| 1. 日程第 12 | 議案第 45 号 | 令和5年度公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について                        | … | 176 |
| 1. 日程第 13 | 議案第 46 号 | 令和5年度水道事業会計補正予算（第1号）について                             | … | 178 |
| 1. 日程第 14 | 報告第 1 号  | 繰越明許費について  | … | 179 |
| 1. 日程第 15 | 報告第 2 号  | 事故繰越費について  | … | 182 |
| 1. 日程第 16 | 報告第 3 号  | 事故繰越費について  | … | 184 |
| 1. 日程第 17 | 陳情第 8 号  | 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について | … | 185 |
| 1. 日程第 18 | 陳情第 9 号  | ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について   | … | 186 |
| 1. 日程第 19 | 発議第 2 号  | 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書          | … | 187 |
| 1. 日程第 20 | 発議第 3 号  | ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるた                               |   |     |

|          |  |   |     |
|----------|--|---|-----|
|          | めの、2024年度政府予算に係る意見書                            | … | 188 |
| 1. 日程第21 | 発議第4号 森林譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書に<br>ついて            | … | 189 |
| 1. 日程第22 | 発議第5号 徳之島町議会議員の報酬、費用弁償及び手当等に<br>関する条例の一部改正について | … | 190 |
| 1. 日程第23 | 委員会の閉会中の継続調査の申し出について                           | … | 190 |
| 1. 日程第24 | 委員会の閉会中の継続調査の申し出について                           | … | 191 |
| 1. 日程第25 | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について                     | … | 191 |
| 1. 閉会    |  | … | 191 |



# 令和5年第2回徳之島町議会定例会

## 会 期 日 程



令和5年第2回徳之島町議会定例会会期日程（案）

令和5年6月6日開会～令和5年6月9日閉会 会期4日間

| 月 | 日 | 曜日 | 会議別 | 日程   |
|---|---|----|-----|--|
| 6 | 6 | 火  | 本会議 | ○開会<br>○開議<br>○会議録署名議員の指名<br>○会期の決定<br>○諸般の報告<br>○行政報告<br>○一般質問（福岡・宮之原・徳田・富田・広田）5名 |
|   | 7 | 水  | 本会議 | ○一般質問（植木・是枝・政田・内）4名<br>○総務文教厚生常任委員会  |
|   | 8 | 木  | 本会議 | ○一般質問（勇元・松田）2名   |
|   | 9 | 金  | 本会議 | ○議案（条例・補正予算等）審議、採決<br>○報告<br>○委員長報告<br>○発議<br>○閉会                                  |



# 令和5年第2回徳之島町議会定例会

第1日

令和5年6月6日



令和5年第2回徳之島町議会定例会会議録  
令和5年6月6日（火曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第1号）

○開 会

○開 議

○日程第 1 会議録署名議員の指名

○日程第 2 会期の決定

○日程第 3 諸般の報告

○日程第 4 行政報告

○日程第 5 一般質問

福岡兵八郎 議員

宮之原 剛 議員

徳田 進 議員

富田 良一 議員

広田 勉 議員

○散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（16名）

| 議席番号 | 氏名       | 議席番号 | 氏名       |
|------|----------|------|----------|
| 1番   | 内 博行 君   | 2番   | 政田 正武 君  |
| 3番   | 宮之原 剛 君  | 4番   | 植木 厚吉 君  |
| 5番   | 竹山 成浩 君  | 6番   | 松田 太志 君  |
| 7番   | 富田 良一 君  | 8番   | 勇元 勝雄 君  |
| 9番   | 徳田 進 君   | 10番  | 池山 富良 君  |
| 11番  | 是枝 孝太郎 君 | 12番  | 広田 勉 君   |
| 13番  | 木原 良治 君  | 14番  | 福岡 兵八郎 君 |
| 15番  | 大沢 章宏 君  | 16番  | 行沢 弘栄 君  |

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局 長 清原 美保子 君 主 事 稲村 よう子 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の名

| 職名      | 氏名      | 職名         | 氏名      |
|---------|---------|------------|---------|
| 町 長     | 高岡 秀規 君 | 副 町 長      | 幸野 善治 君 |
| 教 育 長   | 福 宏 人 君 | 総 務 課 長    | 村上 和代 君 |
| 企 画 課 長 | 吉田 忍 君  | 建 設 課 長    | 清山 勝志 君 |
| 花徳支所長   | 尚 康典 君  | 農林水産課長     | 高城 博也 君 |
| 耕 地 課 長 | 水野 毅 君  | 地域営業課長     | 清瀬 博之 君 |
| 農委事務局長  | 藤 康裕 君  | 学校教育課長     | 太 稔 君   |
| 社会教育課長  | 茂岡 勇次 君 | 介護福祉課長     | 廣 智和 君  |
| 健康増進課長  | 田畑 和也 君 | おもてなし観光課長  | 吉田 広和 君 |
| 税 務 課 長 | 新田 良二 君 | 住民生活課長     | 大山 寛樹 君 |
| 選管事務局長  | 白坂 貴仁 君 | 会計管理者・会計課長 | 当 洋子 君  |
| 水 道 課 長 | 保久 幸仁 君 |            |         |

△ 開 会 午前10時00分

○議長（行沢弘栄君）

おはようございます。

ただいまから令和5年第2回徳之島町議会定例会を開会します。

△ 開 議 午前10時00分

○議長（行沢弘栄君）

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（行沢弘栄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番内博行議員、14番福岡兵八郎議員を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（行沢弘栄君）

日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月9日までの4日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月9日までの4日間に決定しました。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（行沢弘栄君）

日程第3、諸般の報告を行います。

一般的な事項については、お手元に文書で配付してありますので、口頭報告は省略いたします。

なお、この際、特に報告いたしますことは、監査委員から令和4年度の例月現金出納検査、4月、5月分と、令和5年度4月、5月分の結果報告がありました。

なお、関係資料等は事務局に常備してありますので、御覧いただきたいと思いを。

また、今期定例会におきまして、本日までに受理した陳情・請願は、会議規則第92条の規定により、陳情・請願書の写しの配付とともに、所管の常任委員会に付託することにしましたので御報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

## △ 日程第4 行政報告

### ○議長（行沢弘栄君）

日程第4、行政報告を行います。

### ○町長（高岡秀規君）

詳細につきましては、お手元に資料を配付しておりますので、主なものを申し上げたいと思います。

3月13日、令和4年度市町村行政推進協議会に出席、鹿児島市であります。

3月18日から3月19日、第10回徳之島祭り、阪神尼崎です。

3月22日から3月23日、2023年3月全国懇談会、西部地区（中国・四国・九州地区）町村会会長・事務局長による懇談会、九州地区町村会会長臨時会、政務調査会、全国町村会理事会、都道府県町村会会長会に出席しております。

3月26日、第38回関東鹿児島県人会連合大会に出席。

3月28日、離島振興協議会令和4年度第2回理事会、離島振興協議会令和4年度通常総会、鹿児島県過疎地域協議会令和4年度理事会、鹿児島県過疎地域協議会第85回定期総会、鹿児島県観光地所在町村協議会令和4年度定例総会、全国市町村水産業振興対策協議会鹿児島県支部定期総会、鹿児島県ダム・発電関係市町村協議会令和4年度定例会に出席しております。

3月29日、令和4年度第4回特産品協会理事会に出席。

4月2日、奄美群島日本復帰70周年記念大会に出席。

4月5日、自民党の奄振の要望活動で、奄美振興特別委員会に要望活動をしております。

4月17日、鹿児島県町村会4月理事会、県農業再生協議会監事監査。

第117回奄美群島振興開発審議会、これは奄振の要望の会議でございます。

4月20日、県市町村社会基盤整備推進協議会第68回定期総会、一般社団法人全国治水砂防協会鹿児島県支部懇談会、鹿児島県市長会正副会長と町村会正副会長の懇談会。

4月27日、令和5年度県市町村連携会議、ウェブ会議にて出席。

5月8日、鹿児島県庁を訪問しております。令和5年度鹿児島県離島振興協議会臨時総会、令和5年度第1回町村長研修会に出席。

5月9日、令和5年度第1回県農業・農村振興通常理事会に出席。

5月11日、第64回奄美群島市町村議会議員大会に出席。

5月13日、第39回武蔵野奄美フォーラムにて講話をしております。

5月15日、令和5年度鹿児島空港国際化促進協議会総会に出席。

5月18日、全国町村会財政委員会の会議に出席。

全国の町村会財政委員会が徳之島のほうに視察をしております。

そして、5月19日にはウェブ会議にて、地域の首長との「命のみなとネットワーク構築に係る意見交換会」に出席、これは、亀徳港の新築について必要性を訴えました。

5月21日から5月23日、令和5年度各種協議会総会、奄美市において出席しております。

5月24日、令和5年度鹿児島県精神保健福祉協議会理事会及び総会に出席。

5月25日、一般社団法人全国治水砂防協会第87回通常総会に出席。

5月29日、令和5年度全国離島振興協議会第1回並びに理事会に出席、令和5年度全国離島振興協議会第2回理事会通常総会に出席。

5月30日、令和5年度鹿児島県水土里サークル活動支援協議会に出席。

5月31日、令和5年度奄美群島農業農村整備事業推進協議会第1回の中央要望活動に出席しております。

以上でございます。

#### ○議長（行沢弘栄君）

これで行政報告を終わります。

### △ 日程第5 一般質問

日程第5、一般質問を行います。

福岡兵八郎議員の一般質問を許可します。

#### ○14番（福岡兵八郎君）

おはようございます。

先ほど議長からもありましたけれども、傍聴席に日頃、福祉の第一線で大変活躍、活動をされております民生委員・主任児童委員の皆さんが傍聴席に来ておられます。日頃の活動に対して心から敬意を表し、感謝を申し上げたいと思います。

私は、徳之島町社会福祉協議会の理事、一番古株でありますけれども、皆さんの活動をずっと情報を得ておりまして、本当に御苦勞をされておる。しかし、今後、後継者が出てくるかなといつも心配をしているところであります。この件についても今大きな課題が2つありますので、後ほど触れたいと思います。

議長の許可を得まして、質問に入ります前に、まず3点ほど。

1つは、町長の今、行政報告の中に、資料の中に入っていますけれども、3月31日、轟木万田

橋渡し初め式がございました。

県費3億かけまして、平成24年、要望書を出して、ちょうど10年目にして完成をしたわけですが、高岡町長並びに関係職員の皆様に、この場を借りてお礼を申し上げたいと思います。

県道では、アマミノクロウサギの観察道路としての場所は、森林・農道と別に、県道では轟木松原線だけがありますが、これからまた、入り口ですので、轟木集落が挙げて環境整備なり、いろんな取組をしていきたいものと思っております。

そして、ロードキルについても、この線が一番多くてですね、これは天城町とも話をしながら、どのように要望をしていくかですね。アンダーパス、トンネルを、あったほうがいいんじゃないとか、いろんな意見がございますので、今後検討をしてみたいと思っております。

もう一つは、御承知のように、2021年7月26日、世界自然遺産登録、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島が登録になったわけでありましてけれども、やはり、この記載事項のなぜだったか、理由は生物多様性であります。

最近、今までアマミノクロウサギやイリオモテヤマネコ、ヤンバルクイナとか、オビトカゲモドキとかは表示されておりますが、最近、私たち徳之島町で出てきたものがシロアゴガエルであります。肉食です。恐らく南から入ってきて、与論島ではお手上げになっている。

そして今、亀徳でカエルが居て、今、徳和瀬地域井之川まで今、広がっているようであります。先般、虹の会の皆さんが、朝になって電話が来て、ちょっと来てくれということでありましたので、ほかの議員はみんな忙しい、私も忙しいですと言いましたけども。

まず行動をしてみようと思っていきましたら、沈砂地にいっぱい卵を産んでいて、皆さんは、これはまだ環境省に事業所として出していないものですから、ボランティアで活動をされておりましたね、皆さんが集まっていて、沈砂地でいっぱい卵を産んでる。

そして、夜は、その生態捕獲で動いていると、だけど、沈砂地で草山になっていて、ハブを気をつけながらやっているんだということを聞きました。これ、後ほどの質問の中でまたお願いするところが出てきますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

それともう一つ、先ほど冒頭に申し上げました民生委員の問題であります。今、男性5名、女性25名です。主任児童委員が2名ということで、欠員集落が4集落出ておりますが、私は轟木ですので、轟木の民生委員の方とのお宅を訪問しまして感じたことがひとつありました。

1つは、女性の民生委員には男性の補助員が必要だと、男性の民生委員には女性の補助員が必要だと感じました。そして、局長と相談をしましたら、新潟市で10年前に取り組んでいるところがありましたね。

「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、住民同士が支え合う地域づくりが

求められております」と、「そうした中、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う民生委員・児童委員の役割が大変重要になっています」と。

「当該地区では、年々増加する独り暮らし高齢者世帯などを民生委員一人で担当することが困難な場合、民生委員以外の地域住民の協力を得ながら助け合い、支え合うことができる体制づくりを目的として、平成24年10月1日から民生委員協力員制度を開始しました」と。

10年前始まって取り組んでおりますので、この10日に社協の理事会がありますので、その提案をして、今の現在頑張っておられる民生委員の皆さんの幾らか負担軽減になればということでご提案をしたいと思います。

どうか民生委員の皆様、どうかいい環境づくりに、私たちも、議会ももちろん、また、社協の理事も含めて、いい環境づくりのために一生懸命頑張っていますので、どうか自信を持ち、そしてまた、常に後継者を育成して、また、欠員集落が出ないように、また皆様の御活躍をお祈りしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

では、14番福岡兵八郎が、通告の3項目について質問をいたします。

町長並びに主管課長の明快な答弁をお願いいたします。

まず、令和4年4月に、みどりの食料システム法が成立いたしまして、7月1日から施行されているわけですが、そもそも、みどりの食料戦略というのは、どういうことなのかまず伺います。

#### ○町長（高岡秀規君）

大まかに、みどりの食料システム戦略の目標設定について御説明を申し上げます。

まず、みどりの食料システムにつきましては、やはり、カーボンニュートラル、地球の温暖化をどうやって防ぐのかということが最初はあるだろうと思います。

そしてまた、その新たに設置する目標について、2030年にはですね、2050年、化石燃料を使用しない園芸施設への完全移行でありますとか、2030年、ヒートポンプ等の導入により、小エネルギーなハイブリッド型園芸施設を50%まで拡大、2050年、化学農薬の使用量、リスク換算を50%低減、2030年度までに化学農薬使用量を10%低減すると、2050年、化学肥料使用量を30%低減、2030年で化学肥料使用量を20%低減ということでございます。

これは、大まかな目標設定でございますが、理由については、やはり、今、奄振でも取り組もうとしているのは、機械化、農業の生産性の向上がメインだったのが、機械化進み、化学肥料等が非常に使われるようになったと。

それで、今後は、豊かな土を子や孫に残すべきであるということから、幾ら我々が生産性を上げて、今、所得が上がろうとも、その土が子や孫に作物が作れない土を残すべきか、絶対残すことがあってはならないということから、今後は、土づくり、豊かな土をどうやって残すかということに力を入れなければいけないということになります。

それが、みどりの食料システム戦略の中に組み込まれているとっておりますので、今後は町としてもしっかりと取り組んでいきたいというふうに思います。

あと、また詳しいことは農林水産課長がお答えいたします。

#### ○14番（福岡兵八郎君）

今、高岡町長から「カーボンニュートラル」という言葉が出ました。私たち人間は、酸素を吸って二酸化炭素を出すわけですが、植物は逆なんですよ。二酸化炭素を吸って酸素を出す。

これを、菅総理が総理大臣のときに「2050年にカーボンニュートラルを目指す」と、「プラスマイナスゼロにするんだ」ということを宣言しておりますが、今、町長がおっしゃったとおり、環境問題、私たちは百年の計をもって取り組んでいかなければいけないと思いますが、このシステムの中にいっぱい項目がありますけれども、たった一つだけお尋ねしたいと思います。

その中に「J-クレジットについて」とありますが、その内容と本町の取組、町長も「これから取り組んでまいりたい」ということでありましたので、J-クレジットについて、どういう内容なのか、そして、本町について具体的に取り組む計画なり、また、現在取り組んでいるのがあるかどうか伺います。

#### ○企画課長（吉田 忍君）

福岡議員の御質問についてお答えいたします。

J-クレジット制度、こちらのほうを全体的な形で御説明いたしますと、こちらのほうは、国の経済産業省、環境省、農林水産省が母体となり、国で直轄事業として実施しております。

内容といたしましては、小エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO<sub>2</sub>の排出量削減、そしてまた、適切な森林管理によるCO<sub>2</sub>の吸収量、こちらの削減、吸収できたCO<sub>2</sub>の量という目に見えない価値を、国の基準でクレジット化するものでございます。

こちらのほうで、まずJ-クレジットをためる団体といたしましては、中小企業、農業者、森林所有者、地方自治体等となっております。

また、このためたクレジットというものは、必要とする企業と売買もできますので、購入できる団体は、CO<sub>2</sub>を排出する大企業、中小企業、また、地方公立団体となっております。

企画課のほうでこの制度に関連する取組といたしましては、平成21年頃から、亀津中学校をはじめとする6小中学校へと、みのり館、保健センターへの太陽光パネルを導入し、再エネ電力の調達を図っております。

また、こちらのほうは3町になりますが、徳之島ダムのほうで水力発電の整備もされているところです。

以上であります。

#### ○14番（福岡兵八郎君）

企画課のほうで今説明がありまして、よく分かりました。

ほかの課でこの取組を今進めている、計画があるというのはありますか。

#### ○町長（高岡秀規君）

このJ-クレジットにつきましては、どれだけの排出を削減したかによってクレジットが発生していて、今現在、森林とかあっても、今後のその計画によってどれだけ削減かという数字がなかなかつかみづらいということがあって、今、J-クレジットについては、そういった制度があるのは知ってはいたんですけども、なかなか取り組めていっていない状況であります。

しかしながら、クレジットが目的ではなくて、環境保全、温暖化を防ぐための施策というものはどうしてもやらなければいけないということから、今後の課題といたしまして、私は森林だろうというふうに思っております。

今後、環境税の今、要望をしているところですが、民有林の人工林が149ヘクタールと非常に少ないわけですね。この人工林というものの意味が今後は重要になってくるだろうと。

例えば、木材利用だとですね、今後進めないといけないと、木材利用というのは、木がCO<sub>2</sub>を吸収して固定化されるわけです。固定化されているから、それを使って机とか作ったらCO<sub>2</sub>は排出しないということなんですよね。そしたら、その材木等が例えば燃やした場合ということはプラマイゼロなんです。

だから、材木についての今後のその必要性、そしてまた、人工林の有無の重要性というのは非常に高まってきているだろうというふうに思いますから。

今後は、例えば人工林について、我々が例えば杉だとかヒノキだとかいうのはちょっと無理なので、かつおぶしとか、そういったものの燃やすやつについてはプラマイゼロですから、そういったところには非常に必要性があるというふうに今感じているところで、じゃあ、それをどうやってCO<sub>2</sub>を削減するかというと、私は植樹だろうというふうに思います。

1回伐採をして、そこから新しい植林をすることによってCO<sub>2</sub>の削減に貢献できるというふうに考えておりますから、今後は、新たな発想でもって温暖化には取り組まなければいけないかなと今感じているところであります。

#### ○14番（福岡兵八郎君）

よく分かりました。

今後、やはり本町の取組もとにかくしっかりと注視してまいりたいと思いますので、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいなと思っております。

次の農業振興に参りたいと思います。

私は、このファイル、ちょうど耕地課が、この一般質問で質問をして、ファイルに、必要でしょうと思われる資料、基本的な資料を全部つづってくれて、これをどうぞということで渡されました。初めてです。

水野課長、ありがとうございます。誠意が感じられました。

これを持っていますと、町民の皆様から質問をされてもすぐ答えられるんですね。普段は「ちょっと待ってください。担当職員にちょっと確認してみます」というのが多いんですけれども、この件については、これで非常に、持って歩いて、町民の皆様に関われたら、すぐ速答できるというような安心感を覚えました。改めてお礼を申し上げたいと思います。

そして、この中にあります、まず、昨日、課長と職員の皆さん、現地を一緒に案内をしていただきまして、ありがとうございました。それを見て初めてまた課題を見つけたこともありませんけれども。

(1) 神嶺ダムの貯水状況と水質について伺います。

○耕地課長（水野 毅君）

お答えいたします。

貯水状況につきましては、現在、満水となっております。水質につきましては、水道課と徳之島保健所のほうで年1回、原水の水質検査を行っており、問題なく取水されております。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

昨日、ダムに行ってみまして、どれぐらい泥が堆積しているかね。そうしますと当初の計画の貯水量はないわけですよ。非常に心配するわけですが、昨日、現地で説明を受けた中では、全然堆積、堆砂がないということです。非常に、流れてきた上が開発もされていなくて、ないということで、取水源の環境も全然変わらないということが分かりました。

じゃあ、(3)の簡易畑かん施設の機能について問題はないか伺います。

○耕地課長（水野 毅君）

畑かん施設につきましてお答えいたします。

農業用貯水タンクは、現在、町内16か所にございまして、管理は各地域の多面的の組織で行っております。水質検査につきましては、有識者の方、県農業普及課のほうに調査項目等を相談し、現在、調査会社に検査の見積りを依頼しているところがございます。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

もちろん人間の体にも、万物の源は水でございまして、水の需要量ももちろんですが、質なんですよね。

私は、農業問題、ずっと約半世紀近く取り組んできまして、最近、K G A P取って、J G A P取って、今度、グローバルG A Pになってきました。グローバルG A P、そうしますと輸出もできるという認定を受けるわけですが、今月の末にまた研修会をいたしますけれども。

まず最初に、指導者の話は「水は大丈夫ですから」ですよ。ね。「こちら山切れなくてね、山ばかりだからもう大丈夫です」と言ったら、じゃあ「何で大丈夫なの」と聞かれてね、「根

拠を出してください」と言われて困ったときがありましてですね。

自主的に組織で、私は平成17年に奄美地域生姜研究会をつくりましてずっと取り組んできておりますが、組織でこの水質検査をずっとやってきまして、そして、5年前に鹿児島大学の産官学の予算で水産学部の部長の先生を案内をして、徳之島の、ため池からダムから全部案内して水質検査をしていただきました。そこで「今は問題ありません」ということであります。

ただ一つは、今、徳之島ダムの上流に畜産農家、多頭農家が多いわけですね。それがずっとダムに水が流れてきていることに対して、今後どのように考えているかということなんですね。これは大きな問題が出やしないかなという指摘を受けたわけですが、今の問題はありません。

この簡易畑かんにおける水質検査、今後計画はあるのかどうか。

#### ○耕地課長（水野 毅君）

水質検査についてなんですが、先ほど申しましたとおり、有識者の方、これ、福岡議員のほうから御紹介を頂いた鹿児島大学の名誉教授の前田広人先生とか、農業普及課のほうに連絡を取りまして、調査項目、項目が、調べると百何十とか出てきますので、この項目を幾つか絞って検査するように、今検討、また、調査会社のほうに見積りを取っているところでございます。以上です。

#### ○14番（福岡兵八郎君）

どこまで調べればいいのかということなんですね。

これは、土地改良区が、これは天城町のダムでしょうね、11項目を調べておりますが、またその専門家と話し合いをされまして、大事なところだけで結構ですので、定期的にしていただきたいなと思っております。

そして、もう一つは、山の水を直接飲料水にしている方がおりまして、自主的に水質検査をしている方もおられます。

今のところはどこにも問題が出ていませぬので、これは定期的にひとつ調査をして、データとして残しておいていただきますようお願いいたします。

それから、畑かん施設、今、全部機能しておりますかどうか。

#### ○耕地課長（水野 毅君）

お答えいたします。

現在、畑かん施設貯水タンクにつきましては16か所ございますが、3か所以外は全て機能しております。3か所も工事中と工事見積り依頼中でございます。

以上です。

#### ○14番（福岡兵八郎君）

先ほど課長が言われました多面的機能、各地区にあるわけですね。

手々農地愛好クラブ、それから、金見優癒グループですか、それから、山・畦ふるさとの保全会、花轟みどりの会、花徳ですね。母間キュラサーデ会、方言ですよ。キュラサーデという。下久志、旭ヶ丘、それから、神嶺農地・水保全隊、亀津南部農地保全隊、亀津北部農地保全隊ですね。尾母ハテ・マモラレー隊、方言で入っていますけども。

その多面的機能を払ってしなさいと言ってるけど、基本的には耕地課がちゃんとチェックして、その役員の皆さんに指導をすとかね、それをしないと、ただ任せっきりはいけないと思いますよね。

一番大事な水が必要なときに、農家の皆さんがタンクを積んでいった、水が出ません、また、こっち行ったら、また水が出ませんと。

お互い農家同士話し合っって情報交換して、あつちは出るよとか、そこにまた周知をすとかありますので、その16か所いつも、これから夏に向けて十分取れるように、その取水源が場所によっては川を2キロぐらい歩いていかないと取れないというところもありますので、それをぜひ、耕地課でチェックはして、多面的のその地域の皆さんに一応御指導を頂くということをお願いしたいと思います。

その次に、昨日、現地も見まして、大体課題も分かりましたし、また話し合った中で、ぜひ解決していただければなと思っております。

それから、有機農業、これからオーガニックですね。高岡町長は「自然栽培」とも言われてこられましたが、非常に情報を集めて、できるものなら、できないという理由をつけるんじゃなくて、何かできる方法はないか情報を集めて、また勉強をして、少しでも、小さなところでも試験でもやってみようかなと、させてみようかなという気持ちでおりますが、消費者が今求めているものは何なのかということですね。

今、化学薬品漬けなんですよ。例えば、子供たちもアトピーとかいろんなトラブルがありますが、今の時代、お母さんが出産します。へその尾に140種類ぐらいの化学薬品が入っているというんですよ。食生活の中でのね。母親の責任であります。

だから、子供たちが、健全でなければならぬ小さな子供たちがいろいろ出るのはおかしいわけですよ。いや、それは魚だから、タコだからとかね、そういうところじゃなくて、生まれたときに、お母さんの体から化学薬品が来ているわけです。

ですので、急には変えられませんが、できるものからしていただきたい。

徳之島町は、全国唯一「健康のまち宣言」をしておりますから、全国のモデルにならなければいけないと思いますので、今、それによって消費者のニーズに応えるべく、本町においても有機農業推進協議会というのをつくっておりますので、大変すばらしいことではありますが。

年1回、やっぱり審査員が来て、第三者ですよ。第三者、全く知らない人たちが来て、飼料から現地から全部チェックしてオーケーのマークを出すわけです。

ですので、やはり審査員費用がかかるわけですね。今は県にもどこにもない。今、生産者が軌道に乗る手前でありますので、これについては、県にもそういうところがないのか、本町においても考えられないのか、審査員費用についての拠出の件について伺います。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

本町では、令和4年から、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金を導入しておりまして、これを活用し、有機JAS認証取得費を現在しております。

○14番（福岡兵八郎君）

それで、今言うオーガニックビレッジに手を挙げたのも徳之島町ですね、大島郡でただ一つ、素晴らしいことなんですけど、その審査費用を生産者に、今のところは負担じゃなくて、そういう行政で賄えるその方法はないかということですよ、大体でいい。

○農林水産課長（高城博也君）

行政でということは、町のほうで賄える方法はないかということによろしいですか。

○14番（福岡兵八郎君）

いや、それは、例えば、町ではこれが考えられる、オーガニックビレッジに出して、その交付金の中から、それがあてがえられるのか、新しく県にはそういう、県も進めているわけですから、県も進めている以上そういう、そんな大きい予算ではありません。

ですので、県と町と、そして、オーガニックビレッジのその事業の中から四、五十万の予算の措置、考えられるのか、現在ないのか、ないのであれば検討してみるのか、その辺の答えを頂ければいいと思います。

○農林水産課長（高城博也君）

先ほど答弁の中で、有機JAS認証取得費を助成しているということを答弁したところであり、また、有機JAS認証取得費は、今後、また事業者にとって大きな負担になるのは存じ上げています。

農林水産省補助事業を活用していただければ、今後はまた新たなものが新規の方には活用できるかなと思います。

事業内容といたしましては、新規認証事業は上限20万円、継続認証事業は上限15万円で、補助率が2分の1以内で、有機JAS審査経費の補助が受けれるようになっております。

また、ほかに農林水産省の補助事業といたしまして、環境保全型農業直接支払い交付金もありますので、これに関しては、有機農業に取り組んだ面積において、そこら辺助成されるというふうな形の事業もありますので、事業の活用を検討していただければよろしいかと、また、相談があれば農林水産課のほうで承って、そういう方向へ進めていきたいと思っております。

○14番（福岡兵八郎君）

ありがとうございます。その答えで十分結構であります。

ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

私は、高岡町長も前から言っておられますけども、JGAPやグローバルGAPといろいろありますけど、私は、徳之島町GAP、徳之島町のマークをつけたらどこにも負けないという安心をさせていただきたいというね、それを希望しているんですよ。町長、決意のほど。

#### ○町長（高岡秀規君）

以前、10年以上前に、環境保全型農業ということで条例を定めたときには、あまりにもグローバルGAPとか、そういったハードルが高いと取り組んでくれる農業者はいないんじゃないかなということで、じゃあ、少し緩くした認証制度、徳之島町の認証というシールが作れないかという話はしたんですけども。

今現在、時代はこのような有機農業についての推進ということとなりますと、ハードルは高くても、取り組める環境をつくらないといけないというふうに思っております。

その中で、この間の農林水産省への土木事業での要望の中で、どうしても日本のマーケティングというのは、有機農業だから物が売れるというのは、なかなかまだ諸外国に比べたらマーケティングが少ないということから、町といたしましては、有機栽培された作物をどうやって売り込んでいくのかということが今後は取り組まなければいけないなというふうに思ひます。

そして、一番農業が弱いのは、自分で値段が決められないことですよ、市場に出して競りに出しますから。そうした場合は、コスト割れの価格をされた場合は、農業は、農業者にとっては非常に苦しい状況に追い込まれます。

だから、安定的な農業を目指すためには、町も、なぜ私が地域営業課をつくったかという、結果的には農産物もしっかりと売り込んでいこうよというところで地域営業課は立ち上げておりますから、また原点に返って、農産物の有機農業の作物の売り方、売り込みをしっかりと取り組まなければいけないなというふうに考へております。

#### ○14番（福岡兵八郎君）

希望が持ててきました。町長は前からそう言っておられますので、非常に徳之島町がモデルとなるだろうなと本当、思っております。またひとつよろしくお願ひしたいなと思っております。

水質検査については先ほどお尋ねしましたので、漏水状況、山浄水場原水導水管断水、これについて説明がありましたが、やはり、あちこちと県道を見ますと、職員の皆さんも日曜日もなく、時間も、夜も職員の皆さん立会いでいろいろ漏水の工事をしておられるようです。本当に御苦労さまです。

これは、今、状況をどこどこ聞いても、別に特別お尋ねしてきている町民の皆さんはいませんので、ぜひ、しばらく様子を見て、状況を見て、また、事が重大であれば、大きければま

た取り上げたいと思いますので、これはいいかなと思っております。

最後の質問になります。塩素であります。

○議長（行沢弘栄君）

福岡議員、3項目めでいいですか。

○14番（福岡兵八郎君）

ええ、そうです。3項目めです。だから、今、水質検査も先ほどしましたのでね、終わりましたのでね。

塩素除去であります。トリハルメタン、発がん性、これは、水道法では、法律ではオーケーなんですよね。何回か取り上げておりますけども、法律はオーケーですので、あれは悪くはないんですが、使うほうからすると、やはり体に悪い。

これはなぜかと言いますと、私も、オーガニックを娘がやると言ってやり出したもんですから、どうしても勉強をしないといけないということでやっていたらね、公民館講座で家庭菜園を勧めていますけども、家庭菜園ですから水道水を使うわけですが、そのオーガニックを勧めているところから見ますとね、水は何を使っていますか、水道水です、駄目ですなんですよ。

塩素が入っている水でかけたら駄目なんですよ。そこまで考えておられるから、私も、もう一回原点に立ち返って勉強しないといけないなと思って、大腸菌なり、消毒は大抵必要です。だけど、最後、使うときは塩素がないものでないといけないと思うんですね。

今日は、私が、3つあったんですけどね、1つは今日は出さないようにします。平成27年9月15日、これは役場の3階、旧庁舎の3階での水です。これは、27年、私、9月15日、8年前です。これは水をずっと置いておりましたけどね、全然浮遊物はないんです。全く一緒なんですよ。亀津の水も、うちの轟木の水も全く一緒なんです。8年間ですよ。8年間ずっと置いたままです。

けども、亀津の皆さんの話を聞きますと、御飯を炊いたら赤くなっているとか、フィルターをつけると何かちょっと黒くなるとかでいろんなお話がありますのでね。その辺も含めて、せめて学校給食センターだけは塩素を取っていただけないかと、給食運営協議会でも私は申し上げました。

特に給食センターについては、今度また新設するに向けて建設委員会が立ち上がりますが、建物の外枠だけじゃなくて、やはり、その中身ですね。子供たちが、体力・能力・精神力を培っていく大事な時期に、その中身を無視して、ただ形だけを造って、機械が新しくなったとかそうだけじゃなくて、水から、食材から全部チェックをしていくような給食センターでなければいけないと思うんです。

ですので、ここに（3）の、家庭での、町民の皆さんが使うときの水道蛇口で塩素を除去す

る方法が考えられるのか、今後、情報を収集して検討をするのか伺います。

○水道課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

先ほど福岡議員のほうからもありましたけど、水道課といたしましては、水道法の第22条及び水道法の施行規則第17条の3項により、残留塩素の数値が決まっております。ですので、水道課の対応といたしましては、その数値を守り、飲料水としての水を確保するように努めております。

以上です。

○14番（福岡兵八郎君）

それは、法律にのっとって、課長は何も悪くはないんです。ただ、基準以下だから、基準以下だけあるわけですよ。

今、農産物も平成18年にポジティブリスト制度、学校のプールに10円玉を投げますと溶ける、それでも分かるような精密になっていますが、この野菜にはこの農薬はいいです。その代わり3回までですよ、これは2回までですよとある。じゃあ、なぜ2回はオーケーで3回は駄目なんですかということなんですよ。

ただ、マウスを使ってね。あと、その安全シートには、最後は医師に相談してくださいなんですよ。いい加減なものなんです。

だから私たちは、何度も言いますが、「健康のまち宣言」徳之島町がモデルにならないといけない。そのために、今言う塩素が基準以下だから大丈夫ですよじゃなくて、消毒はするけども、塩素は取り除くんだと、健康のまちなんだと、町民の皆さん健康で長生きしてくださいと、そういうことをやはり考えていただきたいということよ。

だから、保久課長ね、間違っていない。法律は守られているからね。だけど、使うほうからすると、お金持ちはそういう塩素除去の機械を設置してやっているかもしれない。

だから、町民の皆様等しく、そういう消毒はするけども、そして、最後は塩素を除いて、発がん性の物質はありませんよと、そういう水を供給しますよと、そういう、いつか自信を持って課長が答えられるように期待を示して、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（行沢弘栄君）

次に、宮之原剛議員の一般質問を許可します。

○3番（宮之原剛君）

議場の皆様、町民の皆様、中継を御覧の皆様、こんにちは。

今日は、民生委員の皆様の日頃の御苦勞に心から感謝を申し上げます。

本日は、ようこそ新議場へおいでくださいました。ありがとうございます。

先ほど、ベテラン議員の福岡議員は余裕の一般質問でございましたけども、私は新人でございます。いささか緊張をしておりますけども、どうかよろしく願いをいたします。

先日の台風2号、大きな被害もなく、一安心でしたけども、また下から台風が、今日か明日か発生しそうで、こちらのほうに向かっております。今年は台風が多くなりそうです。早めの対策を心がけましょう。

令和5年6月第2回定例会において、議長の許可を得て、3番、公明党の宮之原剛が、町民の皆様の声を、身近な問題から喫緊の課題まで、3項目にわたり一般質問をいたします。

いまだ終わりの見えないロシアによるウクライナ侵略、中国や北朝鮮問題など、様々な国際情勢が渦巻く中。G7サミットが先日、日本で開催されました。

被爆地である広島で開催された意義は大変大きく、各国首脳やゼレンスキー大統領が原爆資料館を訪れたことは、今後の平和へ向けての第一歩につながることを、全世界が強く期待し、願っていると思います。

しかし、国内では、ウクライナ侵略に端を発した原材料高騰による物価高騰は今後も続くものと思われまます。

今年3月、公明党から提言を受け、政府は物価高騰支援策として、新年度予算に地方創生臨時交付金を1兆2,000億円上積みしました。

私も、公明党として、4月19日に高岡町長へ6項目にわたる要望書を提出いたしました。主な要望事項は、エネルギー高騰分に対する各事業者や施設への支援、子育て世帯や生活困窮者への支援、肥料・飼料・燃料高騰分に対する支援拡充、それからプレミアム付商品券の発行などです。国からの地方創生臨時交付金交付後、速やかに実施をしていただきたいと思います。

さて、新型コロナウイルス感染症、3月にはマスク着用も個人の判断となり、5月8日をもって感染法上の位置づけも2類相当から5類へ移行されました。

これまで約3年半、感染対策に取り組んでこられた医療関係者をはじめ、全ての関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

油断は禁物ですが、いよいよアフターコロナ・ウィズコロナの新しい生活様式がスタートいたします。

通告しました1項目めの、今後コロナ対応について、どう変わっていくのか、どう変わらなければいけないのか、まずは5類移行後の医療費・日常生活・感染者への対応はどう変わっていくのかをお伺いいたします。

#### ○健康増進課長（田畑和也君）

宮之原議員の御質問にお答えいたします。

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の位置づけは季節性インフルエンザと同じ5類感染症に変更されました。

これに伴い、5月8日以降、医療費は通院・入院ともに保険診療で本人負担となりましたが、コロナ治療薬は高額であることから、令和5年9月30日までは引き続き公費負担となっています。

なお、10月以降の治療薬の取扱いは、国が今後、取扱いを検討する予定とのことでした。

日常生活につきましては、これまで3つの密の回避や、人と人の距離の確保、手洗い等の手指衛生、換気等をお願いしていましたが、今後は、これらの対応を一律お願いすることはありません。とはいえ、基本的感染対策として手洗い等の手指衛生や換気は有効とされています。

また、感染時の重症化リスクが高い方は、感染の流行に応じて3つの密を避ける行動や、マスク着用が感染防止対策として有効とされています。

これらを踏まえ、町民の皆様におかれましては、場面に応じて自主的な感染防止対策に取り組んでいただけるようお願いいたします。

感染者対応についてですが、5月8日以降、コロナ感染者の方に対して、法律に基づく外出自粛は求められず、外出は個人の判断に委ねられます。

なお、厚生労働省は、皆様の判断の参考にさせていただくために、推奨される目安を示しております。発症の翌日から5日間は外出を控えること、症状が軽くなってから24時間は外出を控えること、その上で10日間が経過するまでウイルスを排出する可能性があることから、マスクの着用や高齢者などへの接触を控えることなど、周囲の人への配慮を求めています。

以上です。

### ○3番（宮之原剛君）

ありがとうございます。

新聞報道によりますと、医療費の部分ですけれども、検査、それから外来は自己負担ということで、ワクチンも来年の3月までは無料で接種できるということでもあります。

それから、入院のほうは9月末までは無料で、9月末まで最大2万円補助ということが新聞にも載ってございましたけれども、この部分と、それから、ちょっとこの入院費のこと分かりますかね。

### ○健康増進課長（田畑和也君）

お答えします。

入院費についてですが、入院費は自己負担限度額から2万円減額されます。令和5年5月8日から9月30日までとなっております。

以上です。

### ○3番（宮之原剛君）

分かりました。

マスクは、今、個人の考えでということになっておりますけれども、個人の判断ですけれども、

今、やっぱり外、スーパーとかお店屋さん、それから病院、人が多く集まるところは、ほとんどの方がマスクをされています。非常にまだ皆さん、緊張感を持って生活されているのかなと思います。

あと、学校関係ですが、学校のほうはどのような、感染者に対して、子供、生徒さんに対しての対応はどのようになっていますか。

#### ○教育長（福 宏人君）

学校現場においても、基本的には、マスク着用については強制はしないというようなことで、個人の選択というふうになっております。

ただし、先ほど議員のおっしゃるとおり、やっぱり密になる状況もありますので、これまでも手洗い、うがいということは学校現場でも行ってまいりましたので、引き続き子供たちの状況に応じて、そういったような感染防止につきましては行うというようなことで今進めているところでございます。

以上でございます。

#### ○3番（宮之原剛君）

ありがとうございます。

5類へ移行後、感染者情報というのが1週間に1回の新聞発表とテレビ等でしか分かりません。

6月3日の南海日日新聞、また、奄美新聞、両新聞に載っておりましたが、定点当たり、徳之島管内が県内最多と、患者がですね発生が。1週間で1医療機関10.4人、これは県平均でいくと3.48に対して10.4人ですね。徳之島保健所管内、南3島ですが、52人と先週より21人に増えております。

6月から7月にかけて第9波が来るとも言われております。高齢者や基礎疾患のある方は非常にそこら辺を心配もされているんじゃないかと思えます。

奄美市は、春・夏の接種を、ワクチン接種ですね。5月8日から8月31日まで、それから、秋・冬の接種を9月1日から12月31日というふうにワクチン接種をすると発表しておりますが、本町、徳之島町においては今後の接種計画はどのようになっていますか、お伺いします。

#### ○健康増進課長（田畑和也君）

お答えいたします。

厚生労働省は、今の無料での新型コロナのワクチン接種を令和6年3月まで継続し、重症化リスクの高い人などは、5月からと9月からの年2回の接種を行うほか、そのほかの人も9月から接種を行う方針です。

徳之島町は、この方針に基づき、5月8日から8月31日まで、今のオミクロン株対応ワクチンで、春・夏開始接種を開始しています。対象は、65歳以上の高齢者や基礎疾患のある人のほ

か、医療従事者や介護従事者などです。

9月から令和5年新型コロナウイルスワクチン秋開始接種を開始予定です。対象者は、初回接種を終了した5歳以上の全ての方です。詳細につきましては、今後、随時お知らせいたします。

以上です。

### ○3番（宮之原剛君）

再確認であります。ホームページまたは広報6月号に、まだ配れていないところもあると思いますが、このワクチン接種については、5年度ですね、ワクチン接種の予定が載っております。これはまた防災無線等でも周知していただければと思いますが、対象者への接種券発送は始まっておりますか、65歳以上は全員対象ですよ。接種券の発送はどうなっていますかね。

### ○健康増進課長（田畑和也君）

お答えいたします。

前回の接種から3か月以上経過した方に順次を発送しております。

以上です。

### ○3番（宮之原剛君）

私の同級生は来ている人もおるし、私はまだ来ていないんですけども、これから来ることだと思えます。分かりました。

(3)に行きます。今後の町の行事・イベント、町民体育祭とか、どんどん祭り等の開催計画は、実行委員会が立ち上がっている分もあると思いますが、内容、プログラム等、案の段階で結構ですので、お伺いしたいと思います。

### ○社会教育課長（茂岡勇次君）

宮之原議員の御質問にお答えをいたします。

今現在、社会教育課においてですけども、5月8日よりコロナが5類に移行したこと、先ほどから健康増進課長からありますように、個人のいろんな事情等もあるんですけども、社会教育課におきましては、各種会合、スポーツ大会の開催については、コロナ前と同じような状態に戻し、現在実施をしております。

まず、町民の体育祭のことについてですが、これについては、町民の皆さんが非常に関心のあることですが、社会教育課のほうでは、現在、従来に戻す形で準備を進めております。

### ○おもてなし観光課長（吉田広和君）

宮之原議員の御質問にお答えします。

おもてなし観光課で行う「どんどん祭り」につきましては、今年度は奄美群島日本復帰70周年記念でもありますので、コロナ禍以前の例年どおりの開催を予定しております。日程につきましては、10月29日日曜日を予定しています。内容については、パレード、ステージ、ステー

ジ会場での屋台出店、花火大会などを予定しています。

以上です。

○議長（行沢弘栄君）

この2点だけでいいですか、ほかにも聞きます、行事。いいですか。

○3番（宮之原剛君）

1項目、もう少しで終わりますので、よろしく願いいたします。

5月7日に開催されました女性連の運動会、午前中の開催でありました。プログラムも工夫を凝らして、本当に笑いあいのすばらしい運動会でありましたけども、もちろん勝ち負けはありますが、また来たいという楽しい内容でございました。

コロナ禍での経験を生かして、今までの内容を踏襲するのではなく、アイデアを出し合い、次につながるような楽しいイベントに今後はシフトしていくべきだと思いますが、どう考えられますか。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

御質問の件についてお答えいたします。

私も女性連の大運動会、久方ぶりに参加しました。議員の皆様、本当に御協力を頂きありがとうございました。

様々な意見もございまして、その中で、やはり、この体育センターにおいて久方ぶりに運動会ができたということは、女性連の会長さんをはじめ、非常に喜んでおります。

やはり、人の声、喜び、笑い、いろいろなものが出ることによって地域が活性化、特に、これは各地域でも言われていることですが、女性の皆さんの活気のある声というものが地域への活力にもなると思っております。

それと、今御質問がありました種目についてですが、実は、私どものほうも町民体育祭というものは祭りではないかと様々な御意見も頂いております。これからは、議員のおっしゃるように、競技で、中には種目として競い合う競技も必要だと思っております。

それから、レクリエーション的な、女性の運動会で行われた例えば輪を使った、20人が輪をくぐるスポーツ、それから、ボールを使った、頭から下、いろんな形でやるレクリエーションについても、皆さんが楽しめるような町民体育祭に持っていけるように現在精査をしております。

ただ、今回4年ぶりの開催となりますので、大幅な種目の変更は控えております。

なぜかといいますと、現在、実は若手の職員が非常に役場も多くなっております。その若手の職員も多いという観点から、一応ベテランである我々課長も含め、それから、職員についていけるように、実際今まで行ってきた種目を取り入れて、そして、議員のおっしゃるようにレクリエーション的なものも1つか2つ入れていければなど考えております。

○3番（宮之原剛君）

分かりました。

ぜひ、そのような方向で内容も検討して、町民体育祭は県体とか国体の予選ではありませんので、やたらと競争心をあおるようなものではなくて、アイデアを凝らして楽しい内容に持っていくべきではないかなとも思います。

政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会の尾身会長も「『喉元過ぎれば熱さ忘れる』ではいけない」と、また、忽那賢志教授は「新しい変異株が現れ世界中に広がることは今後も起こり得る」と、気を緩めず、即対応できるようにと、町としても今までの経験を生かして、次に対応できるようお願いをいたします。

○議長（行沢弘栄君）

宮之原議員、しばらく休憩します。11時20分より再開します。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時20分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○3番（宮之原剛君）

それでは、2項目めの、人にやさしいまちづくりについてであります。

(1) ですが、路線バスのバス停にベンチの設置はできないかということでもありますけども、たまにバス停で地面に荷物を置いてしゃがみ込んでバスを待っている方を見かけることがあります。バス停近くに腰かけられる場所がないわけで、花徳から手々まではデマンドバスのバス停にはベンチがあります。スペースのあるところはベンチがあります。

天城町は、与名間から瀬滝まで、ほとんどの路線バスのバス停にベンチが設置されております。ちょっと天城町を回って見てきました。これは、天城町の松原のほうですね。それから、こっちが天城町の瀬滝のほうですかね、大津川、瀬滝のほうですね。このように、ほとんどのバス停にベンチがあります。

よく見てみますと、これもですが、路線バスとデマンドバスが一緒になって、共用でその場所を使っているようでございます。

それで、路線バスのバス停にはベンチが設置できない何か理由があるのかどうか。設置するスペースが確保できる場所にはベンチを設置して、高齢者や障害者の方、また、今、世界自然遺産登録になって、島外からの観光客もいらして、時間のある方はゆっくりと島内を観光してまいりたいということで、バスを乗られる方もおるみたいです。

そういうことで、人にやさしいまちづくりと、町長の施政方針の障がい者福祉の充実の項目にも「人にやさしい地域社会づくり」とあります。最も身近なところから、この優しい地域づ

くりの見える化をしていただきたいと思います。

県道でありますので、県と協議したり、また、調整をしながらやっていかななくちゃいけないと思いますが、奄振のソフト事業等にも組み込んで申請をしていただいて、観光案内板にいろんな他言語で、英語とか中国語に入れ込んだ新しい形の案内板と併せて、ベンチもセットで奄振事業に申請するとか、入れるとか、そういうことも考えられないでしょうか。

また、バス会社のほうに助成をして設置するとか、いろんな方法があると思いますが、いかがでしょうか。

## ○企画課長（吉田 忍君）

宮之原議員の御質問についてお答えいたします。

まず、1点目が、ベンチを設置できない理由があるかということでございましたが、現在、徳之島町は、定期路線バス、そして北部地区のデマンドバス、いずれもそのほとんどは県道に面しているところでございます。

まず、県道にベンチを設置する際には、鹿児島県のほうに道路占用許可申請をしなければなりません。

その基準となりますのは、まず第一に、歩行者の安全性が最優先であり、また、車の通行、自転車の通行に支障を来さない、そして、ベンチ設置後のベンチの端から路上までの距離が2メートル程度確保できる場所などとなっております。

もう一点ですが、ベンチの設置と観光案内板、総合的な部分で整備ができないかという御質問がございました。こちらの観光案内板については、おもてなし観光課と協議していきたいと思っております。

まず、設置につきましては、これまでの経緯といたしましては、赤い羽根共同募金等を活用して、徳之島町社会福祉協議会の中で共同募金実行委員会、こちらのほうで検討をさせていただいて整備しております。

また、本町といたしましても、平成22年度にデマンド運行が開始されたことにより、地域交通転換支援事業という国・県4分の3の補助事業がございましたので、この当時、北部地区に7台整備しているところでございます。天城町の今設置されているのも、大半は同時期に整備したものと思われまます。

また、今後の新規設置につきましては、この地域交通転換支援事業というのは、デマンド運行への転換の際の補助金でしたので、現在はございませんが、先ほど宮之原議員がおっしゃいました奄振交付金、そしてまた、国・県の補助メニューや財団等の交付金等もございましたので、こちらの中身を調査した上で、総務課財政係と協議しながら設置していくことは可能でございます。

以上です。

### ○3番（宮之原剛君）

各事業いろんな補助事業があるようですので、奄振も含めて今後検討をしていただきたいと思います。先ほどこちよっとありましたバス停のベンチの件で、社会福祉協議会の共同募金、赤い羽根のですね。この件について情報が入っていたので、私も昨日、社会福祉協議会に行き、どういう事業で入れたのかということをおちよっと勉強したくて聞きに行きまいました。

これは、バス停にベンチを設置したのではなくて、共同募金を集めますよね、そしたら、その還元として各集落に幾らかずつ助成金をあげるんですけども、その助成金の中で、以前はベンチを各集落にあげていた、助成としてしていた。

その意味は、高齢者が集まる場所、要するに集落内の公園とか、また、ゲートボール場とか、そういうところに使ってもらうのが趣旨であったんだけど、集落の方、バス停にベンチがないということで、それをベンチのほうに持って行って使ったといういきさつがあるようではありません。

ですから、逆に、それほどやはりバス停にはベンチがあったほうが良いという地域の、また、集落の考えであろうということでもありますので、ぜひスペースが取れるところは県と協議をして占有許可をもらっていただきたいと思います。隣の町の天城町のように、やっぱり、優しい、人に優しい、高齢者、また観光客、障害者に優しいまちづくりをどうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、昨年度のふるさと納税の寄附金のことがこの間、新聞に載っておりました。寄附額が4億円を超えて、2位の奄美市の倍ぐらひであります。担当者の皆さんの努力、それからまた、寄附を下さった方々へ心より感謝を申し上げたいと思ひます。

ぜひ、基金の使い道として「高齢者及び障害者の健康増進、福祉の充実に關する事業や、町長が必要と認める事業」ともありますので、人にやさしいまちづくりへもよろしくこの寄附金の活用をお願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

次の（2）です。「書かない窓口」の行政サービス向上はできないかということで、新聞に「書かない窓口」ということでこのように載っておりました。

どういふことかと言ひますと、これは北海道の北見市なんですけども、まず最初に取り組んだのがこの北見市だったようであります。

複数の手続を1か所で済ませるワンストップサービスを実現しているということで、北見市は、「来庁者は総合案内で番号札を受け取ると、まずは案内された担当課の窓口へ行きます。住民票などの各種証明書の交付を受ける際、本人確認として身分証明書を提出、その後、職員が必要な書類について聞き取りを行い、必要事項を確認しながらパソコンに入力する」と、「申請者は内容に誤りがなひことを確認して、署名するだけで手続は完了」ということで、ワ

ンストップサービスですね。

本当に役場窓口、住民生活課等行きますと、印鑑証明、それから住民票、戸籍謄本・抄本、用紙が違って、全部同じことを、住所・名前全部書かないといけないという、そういうことがこの場合はなくなるということでありますが、そのような書かない行政サービス向上を目指して対応ができないものかということで、よろしくお願いします。

#### ○住民生活課長（大山寛樹君）

宮之原議員の御質問にお答えいたします。

現在、戸籍関係の書かない窓口の行政サービスを実施している大島郡の市町村は、知名町、和泊町、大和村、瀬戸内町の4町村になります。取扱業務といたしましては、住民票、戸籍、印鑑証明書、異動票の申請書の発行業務となります。

システムの導入につきましては予算が伴いますので、今後、財政担当課とも協議してまいります。

以上です。

#### ○総務課長（村上和代君）

宮之原議員の御質問にお答えいたします。

ただいま住民生活課長が答弁いたしました「町民の方の代わりに職員が申請書を作成し、また、作成された申請書を確認して署名するだけで手続が完了する」という書かない窓口につきましては、戸籍事務のみに関するものとなっております。

先ほど宮之原議員のほうから御紹介がありました北海道北見市が取り組んでいる「書かない窓口サービス」につきましては、簡単な手続は、窓口を回ることなくワンストップで受付対応が可能となっております。

調べましたところ、県内でも北見市と同じシステムを取り入れている自治体が1自治体ございました。

今後、ICTを活用したスマート窓口を実現していくためには、全庁的な取組が必要となっており、また、システムの導入・運用に係る経費等多額の予算が必要となるため、導入につきましては今後、調査研究が必要かと思われま。

以上です。

#### ○3番（宮之原剛君）

ありがとうございます。

先ほどの北見市ですが、窓口支援システムというのを、市内のIT企業と共同で開発して、2016年からこれを運用しているようでございます。

「書かない窓口」と、もう一つ「行かない窓口」というのがあるんですね。要するに、役場まで行かなくていいと、オンラインでということも先々起こってくる可能性もあるんじゃない

かと。

今後、超高齢化社会を見据えて、予算は確かにかかりますが、書かない窓口、行かない窓口の導入も検討をしていくべきだと思いますので、また御検討のほう、それぞれいろいろ調査をされて、勉強をされて、よろしく願いをいたしたいと思います。

それでは、次に（３）ですが、公共施設の男性トイレにサンタリーボックスは設置できないかということで、今、全国的に公共施設内の男性用トイレの個室にサンタリーボックス、これは汚物入れですね。汚物入れの設置が進められております。

このボックスの設置は、男性でも高齢者や前立腺がん、膀胱がん、膀胱炎、尿道結石患者など、尿漏れのある、心配される方が尿漏れパッドなどを捨てられるようにすることが目的でございます。

そういうことで、このサンタリーボックスの設置はできないかと、よろしく願いいたします。

#### ○総務課長（村上和代君）

宮之原議員の御質問にお答えいたします。

公共施設の個別の管理内容につきましては、各施設の状況等により異なることから、それぞれの担当課にて答弁をさせていただきます。

まず、総務課からは、本庁舎の状況についてお答えさせていただきます。

本庁舎には、誰でもが利用できる多目的トイレが6か所ございます。このトイレには、現在、サンタリーボックスを設置しておりますが、9か所の男性用トイレ個室には、サンタリーボックスは現在のところ設置されておられません。

以上です。

#### ○社会教育課長（茂岡勇次君）

お答えをいたします。

今御質問にありましたサンタリーボックスなんですけど、確認をしましたところ、社会教育施設におきましては、体育センター、総合運動公園については設置してございます。

学習センター、文化会館の男子トイレは、現在のところ設置していません。男子トイレについては設置をしていないということでお願いします。

#### ○企画課長（吉田 忍君）

宮之原議員の御質問についてお答えいたします。

企画課では現在、井之川のほうの「みらい創りラボ・いのかわ」を管理しております。いのかわラボの男子トイレにつきましても現在は設置していませんが、1か所ですので、予算の状況を見ながら対応をしてまいります。

以上です。

### ○おもてなし観光課長（吉田広和君）

宮之原議員の御質問にお答えします。

おもてなし観光課が管理する観光地トイレにつきましては、10か所あります。そのうち、男性トイレにサンタリーボックスが設置されている場所は、手々、金見、下久志になります。それ以外は設置していません。

以上です。

### ○3番（宮之原剛君）

何か所か設置されているところもあるということですが、大方されていないということでもありますので、以前ちょっと聞いたのが、学習センターでしたかね、男性トイレで紙おむつを捨ててあったということがありまして、非常に臭いがきつくて大変だったという話もお伺いしておりますけども。

大腸がん手術をした後、ここに人工肛門をつけますよね。その人工肛門というのをつけて、袋をあれするらしいんですけども、これも最近の容器というか、すごくよくできておって、臭いも密封されて、本当に出ないと、外にですね。

だから、例えばそういう方もそのサンタリーボックスが使えるということで、また、宮崎市などはトイレの入り口にその貼り紙をして、男性トイレの、入る前の入り口に、ありますよということを紹介したり、またはトイレの中のほうにも貼り紙を掲示して、これはこういうふうにするんだということで貼り紙を分かるようにしてあるそうです。

清掃とか管理も大変に、大事になってくると思いますが、自らの尊厳を保ちながら安心して生活ができる社会を構築していくことはもっと大事だと思います。ぜひ、本庁・支所・学習センター等、公共施設の男性トイレに設置していただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、3項目めに移ります。

帯状疱疹予防ワクチン接種についてですが、（1）です。帯状疱疹予防ワクチンの接種助成について。

最近、若い人たち、この帯状疱疹は昔のタンギャサですかね、方言で。年取ってからというイメージがありましたけども、最近は若い人たちや子育て世代でも帯状疱疹が増加しているということで、「ストレスや疲労が一因」というふうに新聞にも報道をされていました。私の周りでも、去年から今年にかけて40代から70代の友人、男女ともに4人が、身近な人が発症をしております。

50歳以上の日本人の帯状疱疹ワクチン抗体保有率、その菌を持っているかですが、抗体保有率は100%、皆さん持っておられるわけですね。それで、またその中で80歳までに3人に1人が発症するというぐらい本当にそういう発症率の高い病気であります。

4月初めに町民の方から、带状疱疹ワクチンの接種費用助成ができないかとの話がありました。調べてみましたら、伊仙町は「4月から実施している」とネットに出ておりましたので、担当課長、田畑課長に聞きましたら、徳之島町も4月から実施するというので、大変ありがたいと思いました。

その助成の内容を詳しく教えていただきたいと思います。

### ○健康増進課長（田畑和也君）

お答えいたします。

本町では、令和5年4月1日より、50歳以上の町民を対象に带状疱疹ワクチン予防接種費用の一部を助成しています。

带状疱疹は、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに約3人に1人が発症すると言われています。水膨れや強い痛みを伴う赤い斑点が広がるなどの症状があります。角膜炎や顔面神経痛等の合併症を引き起こす可能性もあるため、予防接種をし、免疫力を高めることが重要です。

助成対象者は、徳之島町に住民票がある50歳以上の方、接種期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日までとなっています。

助成額につきましては、带状疱疹ワクチンは現在2種類あります。生ワクチンと不活化ワクチンです。生ワクチンは、接種回数は1回で、料金が1回約1万円かかります。町からの助成額は、1回接種につき5,000円となります。不活化ワクチンは、接種回数は2回で、料金が1回約2万円かかります。町からの助成額は、1回接種につき1万円で、2回まで助成されます。

以上です。

### ○3番（宮之原剛君）

今の田畑課長の言われた内容がネットにも載っております。ホームページにも載っておりますが、これは5月号ですね。広報紙にもこのように載っております。

生ワクチン、それから不活化ワクチン、2種類あって、生ワクチンのほうが、1回1万円だけれども、5,000円は町が補助するということですね。

それから、不活化ワクチンは2回接種しないといかんと、2か月から6か月間を分けて、その1回につき2万円のうちの1万円は町が補助するというようになっておるようですが、非常に高いですね、金額的に考えてもですね。

東京都は、先に進んでおまして、各東京都内で実施している市町村に対して、その助成をした分のまた半額を東京都が助成するというようにしている、実施しているようであります。

鹿児島県においては3か所ですか、十島村と伊仙町と徳之島町ですかね。3か所だけが今、先んじてやっているということで、大変すごいなと思うんですけども、全国では203の自治体がこれを実施しております。

それで、鹿児島県のほうは、そのような助成をしている市町村に対しての補助というのはどうでしょうか、課長。

○健康増進課長（田畑和也君）

お答えいたします。

県の補助はございません。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

どうか、これから全国にこれは広がっていくと思いますので、県のほうにもまたいろんな折を見て、そういう助成のほうの補助金のほうをまた、県町村会会長であります町長のほうからも、ワクチンの助成を実施している市町村にやっていただければと思います。

（2）です。ワクチンの今までの、4月1日から実施しまして、実際の接種助成の件数はどれぐらいですか。

○健康増進課長（田畑和也君）

お答えいたします。

令和5年5月31日現在、41件です。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

分かりました。41件が多いのか少ないのかちょっとよく分かりませんが、これは金額がやっぱり高いというのが一つのネックになるのかなとも思います。本当、ぜひ、このワクチンは接種をしていただきたいと、そういう不安のある方はですね。

（3）に移りますが、町のホームページには、4月19日に更新されて、ワクチン助成について詳しく載っております。それから、広報5月号にも、先ほど紹介しましたように載っております。

今後、防災無線や、いろんなイベント、定期健診とか、健康まつりとか各種イベント等でチラシを配布するとか、また、医療機関から案内をしていくとか、いろんな方法をまた考えていただいて、周知を徹底していただきたいと思います。

一旦、この帯状疱疹、かかると、主に神経の痛みは焼けるような、刺すような大変な痛みだそうであります。また、なるべく早く治療することが大事、大切だということになります。治るのに3か月から半年、それから1年かかると、それで、頭痛が残った人の3人に1人は1年後も持続してその痛みが続く、そしてまた、視覚や聴覚にも後遺症が残るといふことも言われております。

ワクチン接種で治療に係る医療費も抑制され、また、経済的労働生産性損失額、そういう人が仕事をされておいたら仕事を休まないかと、仕事能率も下がってくるという労働生産性損

失額も抑制されると思います。

助成制度の町民への周知徹底について、今後どうされるのか伺います。

○健康増進課長（田畑和也君）

お答えいたします。

現在、町広報紙や町ホームページで掲載して周知をしております。

あと、防災ラジオにつきましては今後検討をしてみたいと思います。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

いろんな機会を見て、このワクチンができるよということを周知していただきたいと思えます。

それから、助成機関も来年の3月31日と年度末になっておりますけども、これも、ぜひとも継続ですね、次の年も継続を検討していただければと思います。

ワクチン接種助成、この制度は公明党も全国的に力を入れているところであります。より多くの方がワクチン接種できるように、助成制度の周知徹底、今後、周知徹底、よろしく願いを申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（行沢弘栄君）

次に、徳田進議員の一般質問を許可します。

○9番（徳田 進君）

おはようございます。

昼前ですけど、少しだけさわりを質問させていただきます。

それでは、令和5年2回定例会において、9番徳田が、通告の1項目について質問します。

梅雨入り宣言がされ、また、台風被害などが懸念される嫌な時期が来ました。でも、災害を最小限に抑えるために、今後どうすれば住民サービスに支障が出ないかを確認するためにも、今回は水道事業行政について1項目だけ、全般について伺います。

議員はもとより、まず、町民に分かりやすい説明を、町長並びに主管課長に明快な答弁をお願いいたします。

今後、起こり得る台風、大雨の災害対応、対策についてよろしく申し上げます。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時30分

○議長（行沢弘栄君）

午前中は、徳田議員の一般質問中に停電が発生し、休憩に入りました。

休憩前に引き続き会議を開きます。

○水道課長（保久幸仁君）

まずは、このたびの山浄水場の原水導水管の漏水については、山地区の皆さんには多大なる御迷惑をおかけしたことをおわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

それでは、徳田議員の一般質問についてお答えいたします。

水道課におきましては、普段から定期的に、大雨後などは各浄水場の原水取水口の点検、巡回を行っておりますが、特に梅雨や台風接近時には課内に職員が待機しており、緊急時のトラブルには迅速に対応できるよう準備しています。

各浄水場の対策といたしましては、停電時における機材停止の対策に発電機を常備しており、課内に設置してある機材モニターによる数値の確認をしており、異常が出た場合は担当職員の携帯へも情報が届くような防災体制を整えております。

#### ○9番（徳田 進君）

今回は、山地区に関しては水道課の落ち度とも言えると思うんですね。やってしまったことはしょうがないですけど、今度やらないために、ほかの地区も含めて、ほかの地区、まだそういうトラブルがない手々、金見、花徳から南ですね。その地区に対して、今、山であったことを教訓に、どういう対策を今後徹底するか、その辺をちょっと聞かせて。

#### ○水道課長（保久幸仁君）

今回の山地区の断水につきましては、原水池の導水管の漏水ということで、水道課におきましても対応に苦慮したところであります。原水ということで、道も悪く、悪路、あるいは倒木等の障害があり、浄水場の原水まで行くことに時間がかかったことがあります。

今後の対応といたしましては、浄水場の原水につきましては、やはり道の環境的な要素もあり、漏水が今後起きた場合は、非常に対応が遅れる可能性がありますので、水道業者だけではなく、まず最初にやることは、道路の整備等が考えられます。

水道業者だけではなく、土木業者等の会社も利用いたしまして、まず道路を整地して、その後、水道業者を入れるような迅速な対応を考えております。

#### ○9番（徳田 進君）

今、課長が答えたのは、山に対する対応ですよ。

今、ほかはまだ壊れていない原水池、そこは今この件があったから多分点検をしてきたとは思いますが、今どういう状況なんですか、山以外は。

#### ○水道課長（保久幸仁君）

ほかの浄水場の原水につきましても、まず、取水につきましてはモニター等で常時確認をしております。何か異常が出た場合は、今回のように原水のほうから浄水場に水が通水できない場合もモニター等で確認ができます。そのような対応をして、もし異常が出た場合は原水池へすぐ行けるように、各浄水場の原水のほうを対応しているところであります。

#### ○9番（徳田 進君）

そしたら、原水池までの見に行く道のりは、しっかりほかは整備されているということ。

○水道課長（保久幸仁君）

現段階で道のほうは整備されているとは申し上げられませんが、今後、台風が来て倒木がかなり発生すると思います。その際は、随時現場のほうに行って確認して、道路の整備等についても考えていきたいと考えております。

○9番（徳田 進君）

次、山のことについて順次聞きます。今回、約1週間ぐらい結局水が出ていないんです。要は、原水に行くまで2日要しているわけですね、修繕地まで行くのに。

普段、水道課はどういう管理作業をしているの、それをちゃんと教えてください。

○水道課長（保久幸仁君）

まず、先ほど申しあげましたけど、原水につきましては、大雨や台風のと看、河川から原水を取っている場合は、倒木や、ごみなどが取水口に詰まる可能性が大きくなります。

職員につきましては、やはり、増水がある危険なときは、なかなか職員に対応をすることは難しいんですが、増水が引いた後に、モニターで異常が発生したときは速やかに行って、ごみ等を撤去することになります。

今回の山につきましては、大雨が降りまして、モニターのほうに異常の数値が出ました。そういうことで、職員のほうで夜間に原水まで行きまして、恐らく、ごみの詰まりにより山の浄水場に原水が通水されていないのではということがあり、夜、向かったわけです。

しかし、そのごみを撤去いたしましたけど、モニターのほうで数値のほうで改善されてなく、山地区の断水はさせないという気持ちで、次の日の早朝、再度原水のほうに向かいました。

原因といたしましては、夜行ったときは、川面のほうはちょっと見えなかったんですが、朝行ったときは、その川の下の方に導水管がありまして、その破損による漏水という原因が見つかりました。

私としても、洞水管の裂け目が分かったことで、水道事業者におきましても簡単に修理ができるという安易な考えが浮かんで、実際そこを修理したのですが、その後の通水の作業の段階で、原水の導水管から浄水場に水が通っていないということがまた判明いたしました。

それで、その導水管の破裂の場所から石や砂利が導水管に入ったということで、浄水場に水が行っていないことが判明したわけです。

今回の山の断水につきましては、私のこれまでの経験は浅いんですが、やはり、業者の方をすごい信頼して作業に取り組んでいきました。

今回、5日ほどの断水になりましたが、今後は、先ほど述べたように、今回の経験を踏まえ原水の漏水には対応をしていきたいと考えております。

○9番（徳田 進君）

課長ね、普段行っていないでしょう、その場所まで。例えば週1回とか、そういうペースで行っていないでしょう。あの道に倒木がどんだけあって、そこをどうやってあの車で行くの。

○水道課長（保久幸仁君）

今、御指摘のとおり、週1回のペースでは行っておりません。

○9番（徳田 進君）

恐らく、自分は地元なので、水道課より自分のほうが行っていると思います。

いろいろ正当化するような答弁をしているけど、実際やっていないのはやっていないで、「今後気をつけます」でいいんじゃないの。

○水道課長（保久幸仁君）

水道課といたしましては、今後は、今、徳田議員の御指摘のように、現場のほうに足を運んで点検する回数を増やしていきたいと思います。

○9番（徳田 進君）

せっかくそのタンクを更新して、今後きれいな水を各地区に送ると、ものすごい事業費を使って今、更新していますよね。

でも、実際、そのタンクの中のフィルターすらしっかり見ていないので、例えば、さっき福岡さんが言うべきだった、この亀津の水のフィルターを通した水、パイプがこんなに真っ黒になりますよ。最初の、ドレーンから落ちた最初の水のこし器が詰まっている証拠なんですよね。

だから、自分としては幾らやってますとか言っても、していないとしか思えないんですけど、これは亀津。亀津より山の水のほうがきれい、まあきれいです。

でも、今回途中でね、もう一回ポンプが詰まった。それはフィルターが詰まったせいで、恐らく圧がようけかかったから止まるんであって、普通の水量だったらオーケーな機械が入っていると思うんですけど、その辺はちゃんとしているのか。

○水道課長（保久幸仁君）

今、徳田議員からありました件につきましては、私のほうでは把握しておりませんでした。

○9番（徳田 進君）

担当職員がしっかり見て、こうこうという報告もないということですよ。だから、今回災害でと言いますが、自分に言わせれば水道課の怠慢であって、これ人災ですよ。そういう認識はありますか。

○水道課長（保久幸仁君）

山地区の皆さんにおかれましては、去年の漏水もありました。今年も約1年後に漏水工事を発生したということで、大変、水道課としても反省をしております。

○9番（徳田 進君）

自分は、水道事業に関しては、職員がどういうモチベーションで仕事に遂行しているか、ま

してや人のライフラインを扱う事業所ですよ。その辺を把握して、ちゃんとそう考えて仕事をしているか。

○水道課長（保久幸仁君）

今回の断水につきましては、課の職員も山地区の皆さんに大変申し訳ないと考えております。今後、管の老朽化による布設等もありますので、今後の事業で取り組み、漏水に関しては今後、適切に対応していきたいと考えています。

○9番（徳田 進君）

一応、断水しました。それで、集落防災無線等で、水は配ります。中には来れない人もいますよね。一番不思議だったのは、水道課の職員がそこで住民に水を配る。お前ら本当はね、現場へ行って作業をすべきだろうってずっと自分は思っていたんですけど、その辺の考えはどうだったの。

○水道課長（保久幸仁君）

現場のほうにつきましては、水道課の職員が2名、水道業者の方と一緒に修理のほうを応援してもらいました。

○9番（徳田 進君）

いや、水道課は全員出勤でしょう、普通は。応援に来る違う部署の若い子らに、そこは案内させればいいんであって、水道課が現場からいないちゅうのは。2名、課長はずっとつきっきりだったの。

○水道課長（保久幸仁君）

私は、いろんな、役場との連絡もありましたので、漏水の箇所が電波が届かないこともあり、私は公民館のほうで待機しておりましたが、水を配付する終了間際に現場のほうに行き、その日の1日の作業の進捗状況を確認するというので、その日の作業を終えました。

○9番（徳田 進君）

職員はね、山の職員は水道課にはいないんですよ。だから帰れるんですよ。地元の職員がいたら帰れませんよ、何言われるか分かんないんで。いつまで断水しますって、簡単にマイクで言いますが、それは地元の人は大変です。ましてや隣の集落の、山は水が出なくて大変だねって軽く言いますが、当事者は物すごい大変なんですよ。一番なくてはいけない水なので。まだ電気は許せますよ。

でも、今回、僕が人災って言うのは、今回、去年に続いて2回目ですよ。2回目、何日かで通水はしましたが、そのとき課長は「取りあえずバイパスを交わしてつけてありますから水は切れません」と、その後、それをもう一回点検して、今後こういうことはないように、そこをしっかりと補強をしたか、修繕したか、その辺もちょっと聞きたい。

○水道課長（保久幸仁君）

去年の漏水箇所につきましては、徳田議員が御指摘のように、川を横断するようなバイパスを組んでおります。あのバイパスにつきましては、ワイヤー等で完全なる修理を行っております。

○9番（徳田 進君）

今回も修繕してあるけど、1番目の堰から2番目の貯水槽に水をまず振って、2番目から川の真ん中に1回落としていますよね。そこにコンクリで基礎を打って、そこから道側のほうにまたパイプで逃がしていますけど、普通に考えて、水がこのぐらいしか流れていないけど沢が深いというのは、どういう意味か分かりますか。

○水道課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

今回の現場につきましては、応急処置になっております。しかし、今後の完全なる配管につきましても、現在のところ、導水管がますの反対側に布設されておりますので、現在、川をまたいでいる導水管につきましては、今後、材料を注文し、完全な復旧になるよう計画しております。

○9番（徳田 進君）

今、貯水槽からもう一回川の真ん中を通って道にパイプを逃していますよね、道側にね。普段はあのぐらいの水ですよ。土砂降り、物すごい想像できない水が来るわけですよ。水が来るから、あんだけの柵ができるわけですよ。

その柵の深さと、今ついている水をためる2番目の右側の上にあるやつ、あれよりさらに上に川の一番てっぺんがあるんですよ、あそこ。そういうこともやっぱり考えてやらないと。

今、道の下、道側にまたパイプを本線、逃していますけど、あのゲートまで行く間に、開けるゲートがあるでしょう。あそこまでに、西側の山から降りてくる柵が何本あるか、三、四本ずっとあるんですよ。その柵の下でほとんど破損しているでしょう。

○水道課長（保久幸仁君）

今の徳田議員の質問につきましては、また再度確認してみたいと思います。

○9番（徳田 進君）

いろいろ、前々からずっと、そこに点検へ行くにも道は詰まって動けない、散々言っててこのありさまだから。集落の人ね、本当あきれて、自分らに文句しか言ってきません。

ましてや、今回水が出なくなったって簡単に言いますけどね、特に地元の子育て世代の人とか、洗濯はせないかん、飯食ったら茶碗洗う水すらないわけ。そうすると、ただ無料で風呂行けますと言うけど、目に見えないお金が物すごいかかるんですよ。特に子供がいる家庭とかね。

無料のバス、連絡があれば年寄りも連れて行きますと言うけど、本当に年寄りが風呂入りたからって役場へ電話する人がいると思いますか。

○水道課長（保久幸仁君）

今回の漏水につきましては、山地区の皆さんに、本当に御不便をかけたと考えております。

今回、長期にわたり断水したということで、風呂の対応はどうするかという件に至りました。これにつきましては、町長のほうからも具体的に話があり、また、総務課長からも打診があり、水道課で対応をした次第であります。

やはり、この5月の末、気温も、夜が気温が上がり大変な環境だったと思います。本当に山地区の皆さんには御迷惑をおかけしたと思っております。

○9番（徳田 進君）

危機管理の面から、これは水道課だけに任せるんじゃなくて、やっぱり命令系統をしっかりすべきだと自分は思いますけど、実際こういうときに一番の号令をかけて動ける課は、やっぱり総務課だと思うんですよね。総務課からも、いろいろ、いろんな打診がありましたでしょう。

○水道課長（保久幸仁君）

総務課長からも、いろんな断水に対する対策がありました。

○9番（徳田 進君）

やっぱり、そういうのをちゃんと真摯に受け止めて、それでやるべきじゃなかったかなって思うんですけど、課長はどうですか。

○水道課長（保久幸仁君）

今回の山の原水の漏水につきましては、先ほども申し上げましたが、導水管の破損箇所がすぐ見つかったことで、すぐに修理ができる考えが先に浮かんだことが、後々このような長期にわたる断水の結果になったと思います。

やはり、水道管の漏水につきまして一番難しいのは、亀裂や破損箇所をすぐ直したことで、修理が終わったという考えになかなか至らないのは、やはり、その管をつないだ後に、完全にきれいな水が出るまでが漏水工事の終了だと考えております。

ですから、今回の断水につきましても、破損箇所の修理はすぐ終わったのですが、やはり、通水の段階においていろんな障害が出て、漏水に時間がかかってしまいました。大変申し訳なく思います。

○9番（徳田 進君）

あんまり課長の言うことが限られてないみたいなんですけど、これね、自分は町長に聞いた。

山集落はね、例えば、これは失礼かもしれないけど、人が少ないから、まあしょうがないとか、そういう思いはないと思いますけど、もし、これが亀津、亀徳だったら、同じような初動でこういった復旧作業をやるか、必ず対応は違ってくると思います。

小っちゃい集落の、さっき言ったように、苦情とか怒号とか全部自分が承りますけどね、町

長ね、今、やっぱり大事な時期でもあるし、小っちゃい町でも、やっぱりこの小っちゃい町でも、山の小っちゃい集落でも、同じ徳之島町の非常事態だっていう気持ちがあれば、その現場に町長は顔を出すべきだと思うんですけど、町長。

#### ○町長（高岡秀規君）

今、まずは山の集落の皆さんには、おわびを申し上げたいと思います。

ちょうど私は出張中でありましたが、今、先ほどその原因が分かって、多少、今、課長の答弁にもありましたが、すぐ復旧できるだろうということはあっただろうというふうに思います。

今後、これを機に、何をしなければいけないかということは、言えば機械等で異常が見つかったからではなくて、見つかる前にやはり対策を打たなければいけないというふうに今思います。

そして、また写真等で現場の配管を見ましたけども、あれは、もし予防的にチェックをしていたら、あの配管は、今後は漏水になるのではないかと判断ができたかもしれないとは思っております。

そしてまた、そこで車が入れないという状況は、今まで、じゃあしっかりとそこまで行って点検していたのかというのは疑問に思います。

これは、しっかりとですね、予防という件が問われているというふうに思います。起こってからでは遅いということでもありますから、今後は、チェック体制ですね、原水にしても、その配管をしっかりと見て回って、異常がないかどうかですね。

そして、もし、そういった管に少しでもさびがついているなというのであれば、しっかりと対策を打つと、予防にしっかりと努めなければいけないというふうに感じておりますので、この山を決して小さい集落というのは一度も思ったことはありませんが、これを教訓に、点検というものの報告事項、そしてまた、点検をさらに強化しなければいけないと。

そしてまた、点検したということで丸をつけたりとか紙上面だけでなく、職員を信じるのは大事なことです、本当に点検をするということが大事だろうというふうに思いますし、今後は、職員に対してもしっかりと点検を怠らないよう、範囲を広げてするように、今、水道課には努めていただきたいというふうに思いますので、今後も努力していきたいと思っております。

#### ○9番（徳田 進君）

水は、生きるために一番必要なものです。その点検が怠った結果がこういうことを招いた。その辺、深く反省してもらって、3回目はないですよ。3回目をしっかり回避するためには、山の浄水場をどういう形でどう持っていけばいいかと、そういう何か提案みたいな案内はまだ考えていない。

#### ○水道課長（保久幸仁君）

山の浄水場につきましては、2か所のほうから原水を取水しております。地元の方からも御

指摘があり、現在、河川水と、あと、ダムの方から原水を取水しております。それで、山くびり線の最終地点のほうに河川があるわけですが、この間、河川のほうから歩いて、ダムのほうがどのような状況なのか確認してきたところです。

そのダムにつきましては、現在、100のパイプで通水がされているようですが、現在、浄水場に行く水の割合についても、河川から来る割合より大分数値が低いように思えます。

今回の漏水を機に、ダムの方から水の量を増やすことが可能かどうか、それもまた検討をしていきたいと考えております。

#### ○9番（徳田 進君）

そうですね、自分は、せっかくあのダム、でかいのがあるのに何で水道課が使わないのか。原水半分、ダム半分だったら、そこにジョイントをつけて切替えをつければ両方どっちでも使えるんよ。ダムがある場所は、今の浄水場の1個山の下だから、距離的には全然ないですよ。

ダムの中には、どこにダムがあるのという職員も結構いるみたいでね、課長もあんな大きいダムちゅうのはあんまり知らなかったでしょう。

#### ○水道課長（保久幸仁君）

山の浄水場の原水については、ダムから取水しているということは水道課の職員から聞いていましたが、今回の断水時に、地元の方からダムもあるということで、漏水工事の後、現場のほうに足を運んだ次第であります。

#### ○9番（徳田 進君）

だからね、課長も把握、実際していなかったわけでしょう。

だから、普段、実際その業務に当たって、どういうルートで水が来てどうという、そういう管理作業を怠っていたということなので、今後、あまり言うのはあれですけど、しっかりその辺はやって、今後、クレーム等がないように、恐らくどの課もそうだと思いますけど、役場に例えば電話が来る、ほとんど半分は問合せ、半分は苦情だと思います。

例えば、たまには役場職員がこうして、ありがとうございますとか、誰々さんによろしくとか、そういういい話もたまには聞きたいなと思っていますけど、どの課も多分共通だと思います。

自分らがして町民が潤っているという考えでは、僕は駄目だと思います。役場の業務は、言えばサービス業です。使う人が喜んでくれて、喜んだ方が、あなた、ありがとうございますって言わせるような仕事をしてもらいたいと思います。

例えば、同級生だから、税務課長にね、税務課長、支払いが明日で期限が切れる、明日以降、例えば超過金がつく、そしたら税務課長ね、そういう問合せがあった場合、恐らく税務課長は「いいですよ、うちのほうでそちらに集金に伺います」と言うと思いますよ。

そしたら、次からその人は、今回来たときにね「わざわざ役場から来てくれて、難儀させて

ありがとうございます」と言う、必ず。そして、次からは、その人は遅れずに、しっかり払うようになる。そういう環境をどの仕事でもつくってもらいたい。

それが行政としての仕事だと思いますので、今後はこういうことが出ないように、自分はこういうことをあまり言いたくないんです。いい話で終わりたいんですけど、そういう話が出ないように、今後も行政の仕事を一生懸命頑張ってもらいたい。

以上で、終わります。

#### ○議長（行沢弘栄君）

次に、富田良一議員の一般質問を許可します。

#### ○7番（富田良一君）

ういたういた、きゅううがめら、こんにちは。

皆さん、健康ですか。

最近、健康についての会話が多くなった気がします。40代では健康についてあまり気にしていませんでしたが、50代後半から、血圧はどれくらいあるの、薬飲んでるの、ウォーキングしてるの、晩酌してるのとかの会話が多くなりました。今回は、健康のまちづくりについて質問したいと思います。

7番富田良一が通告の2項目について伺います。

まず最初に、健康のまちづくりについてですが、高岡町長のお父さんが町長をされているときだと思いますが、「健康のまち宣言」をしておられます。いつ頃されたのか伺います。

#### ○企画課長（吉田 忍君）

富田議員の御質問についてお答えいたします。

「健康のまち宣言」は、昭和60年11月23日に制定しております。

#### ○7番（富田良一君）

この「健康のまち宣言」、ここに、正面に石碑もありますが、あれは町長のお父さんが直筆で書いたやつを彫ったと聞いておりますが、それは、町長、そうですか。

#### ○町長（高岡秀規君）

ちょうど書道を書いている姿を見ております。恐らく私の父の字だと思います。

#### ○7番（富田良一君）

具体的にどのような取組をされたのか伺います。

#### ○企画課長（吉田 忍君）

御質問についてお答えいたします。

昭和60年、当時、私は中学2年生でございました。企画課に残る書類等々をお調べし、当時の広報徳之島からの一部記事抜粋等々となりますことを御了承ください。

まず、「健康のまち宣言」の宣言文では、「私たちは、恵まれた自然と人情豊かな環境の下

で、健康を高め、産業を興し、活力に満ちた地域づくりに努め、健康と長寿のまちづくりを目指す」としております。

各種取組に際し、健康づくり、産業づくり、地域づくりに重点を置き、まず、産業づくりでは、健康食品栽培として、ビタミンCが豊富なアセロラを、協力農家約12戸と協力しまして栽培しております。こちらのほうは、昭和62年には初出荷をしていたようでございます。そのほかにも菓草やコーヒーの栽培も推進しておりました。

また、健康づくりの拠点としまして、平成元年には保健センターを整備、その後1万歩遊歩道、ウォーキングコースですね。こちらのほうを整備したり、また、福祉面では、独り暮らしの高齢者支援として、緊急通報装置の貸与などを実施してきております。

以上です。

#### ○7番（富田良一君）

これ、今も継続されているんですかね。

#### ○企画課長（吉田 忍君）

お答えいたします。

先ほど申しあげました緊急通報装置の貸与制度などは一部廃止されているものもございますが、この重点的な取組であります健康づくり、産業づくり、地域づくりにつきましては、昨年度策定いたしました現在の第6次徳之島町総合計画の基礎となっており、これに新たに教育や文化の振興などを加えまして、現在も各課において、よりよいものとなるよう各種事業を展開しているところでございます。

また、こちらのほう条例化しておりまして、昭和63年12月26日に制定しました徳之島町健康の町条例で申し上げますと、本条例第6条第1号に基づき、現在も100歳に到達した方、高齢者へ長寿栄誉賞の授与や懸賞金を支給しております。

また、第6条第2項に特別功労者の表彰規定などを設けてございますが、こちらのほうも平成30年に実施いたしました町制施行60周年記念の中での表彰の規定でも運用しているところでございます。

以上です。

#### ○7番（富田良一君）

児童公園に遊具施設ができたことで大変助かっています。子供たちから高齢者まで多くの方々が大変喜んで活用しております。最近ではラジオ体操をする方々も増えております。

それで、先ほどなんですが、1万歩ウォーキングコースについて伺いますが、私も朝、ウォーキングをしていますけど、五、六千歩がちょうどよいような気がします。ですので、1万歩コースはちょっときついと思いますので、5,000歩コースにしたらどうでしょうかね。

#### ○副町長（幸野善治君）

私もラジオ体操は毎日、富田議員と一緒にしております。大体30人ぐらいは来ておりますが、その要望は、富田議員だけでなく、ほかの方からも「昔は1万歩コースがあってよかったのになあ」とか言っていますが、1万歩というのは亀徳の慰霊塔の近くまで行って、亀津の松山石油の近辺まで帰ってくるが大体1万歩なんです。

大体、5,000歩というのはその半分ということで、亀津の南区から新港まで行って帰ってくるくらいがちょうど4,500から5,000歩になります。そのほうがいいんじゃないかという声が聞こえますので、保健センターと健康増進課長にも、そのグリーンベルトで、いわゆる夜間の暗い箇所は修理して直したほうがいいんじゃないかということで、一応要望はしてあります。

令和5年度は、何とかふるさと納税とか使ってやれないかということで、健康増進課と保健センターも担当者同士話合いをしておりますので、5,000歩コースがいいんじゃないかと思えます。また、途中では十分歩けるところもありますので、その暗いところだけ修理してあげたらうまくいくと思います。

以上です。

#### ○7番（富田良一君）

今、副町長からもありましたが、以前にも質問させていただきました。本当に堤防沿いの道路が大変暗いです。特に亀津東区のグリーンベルトが暗いです。そこで今、副町長の話では、そこは明るくするという事なんです、今後。ありがとうございます。グリーンベルトはウォーキングやランニングコースにもなっていて、側に大型ホテルが2棟建っております。世界自然遺産登録されていますので、宿泊する観光客も増えています。ぜひ街灯を増やして町全体を明るくしていただきたいと思えます。

次に、島の薬草について伺いたいと思えます。

島には昔からたくさんの薬草が自生しており、宝の宝庫だとも言われたこともあります。以前役場の入り口に何種類かの薬草の標本が展示されていたと思えますが、実際に展示されていたんですか、その当時。

#### ○副町長（幸野善治君）

その当時、記憶ですが役場にも展示されておりました。コーヒーの原料とか、それから薬草関係はアセロラ、玄関前に展示してあったと思えます。それは間違いありません。

#### ○7番（富田良一君）

幾つか展示されていたと思えますが、大体何種類ぐらいの薬草の標本を展示されたのか分かりますか。

#### ○副町長（幸野善治君）

それは調べてみないと分からないんですが、恐らく5種類ぐらいはあったと思えます。液体に入った薬草なども展示してあったようです。その頃ですね。

○7番（富田良一君）

ということは、島にある薬草を把握してはおられないんですね。

○副町長（幸野善治君）

その当時の高岡町長は大変研究熱心な方で、薬草については大変詳しく、それは本当に町民のために、健康づくりのために、研究開発してみたいという気持ちの表れだったと思います。

そういう記憶があります。

○7番（富田良一君）

その薬草の中で、今現在いろいろ健康食品で使われている薬草もあると思いますが、農林水産課長、どれぐらいあるかちょっと教えてください。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

これまで昭和から平成初期にかけて、アロエ、ウコン、ガジュツ、ドクダミ、バンシロウなどの食物を、当時の観光協会の担当がいらっしゃるんですけれども、それを中心に薬用として乾燥粉末などにして商品化しようという経緯がありました。

私、平成2年に役場のほうから東京のほうへ研修で派遣されていたんですけども、その当時も高岡善吉町長がいらして、ある薬品会社のほうにニガウリの粉末を、フリーズドライのやつを割って成分が見つからないかどうかというふうなもので随行した経緯もございます。

また最近では、シマアザミを薬用として商品化しておりますし、長命草とかそこら辺も出ているところであります。

以前、経済課、農政課と呼ばれる時代に、課のほうには琉球諸島の薬草図鑑というのがあったんですけども、今同じものが図書館のほうに、恐らく倉庫のほうにしまわれていると思うんですけれども、同じものが確か図書館のほうにあったと思います。その中でいろんなものがあります。オオバコとか、クミスクチン、ヨモギ、切ればタラノキ、乾燥して煎じてやるというふうな形になります。当時は薬用だけではなく、先ほど副町長からも言われたように、コーヒーもありましたし、いろんなものがアセロラに関してもあって、特にウコンについては、今の野球場のまだ野球場ができる以前に、いこいの家の周りのほうに、ちょっとした菜園を造って少年団やらそこら辺を使っていろいろ植えた経緯もございます。琉球諸島と呼ばれる地域においては、いろんな薬草がございますので、それを薬草図鑑の中で紹介されておりますので、また今後はいろいろこうやって問合せがあれば、それを引用するような形でなると思います。

また、記憶によれば、沖縄のほうのホームページにも琉球諸島の薬草のデータベース等が紹介であると思いますので、それを参照していただければなと思っております。

○7番（富田良一君）

薬草の中で、先ほどアザミの話が出ましたけど、アザミ、今どういう状況なんですかね。

○農林水産課長（高城博也君）

アザミについては、数字的にはまだこちらのほうで準備しておりませんが、現在もヘルシーブランド協議会のほうが、会社のほうが僅かながらこうやって販売しております。そのアザミのほうはそれによつては、また物が不足すれば原材料をまだ植えてやっていくような体制はあると思っております。状況から言いますと、いろんなこれまでやってきた実証において、いろんな研究とか製法等が出されておりますので、そこを今、特許申請中でかなり時間がかかっておりますけれども、ヘルシーブランド協議会のほうから、徳之島町のほうに譲っていただいて、今特許出願中であります。

○7番（富田良一君）

アザミサプリメント、錠剤にして今売っていますよね。あれもうちょっと安くて、何か一次加工で錠剤にする前、粉にして売り出すとか何とかそういうことなんか考えておりませんか。

○農林水産課長（高城博也君）

このサプリメントもそうなんですけれども、以前からその粉末については、商品化されて袋の形態ではあります。このサプリメントというかその錠剤に関しては、亡くなられた東友幸先生が、個人的に商品開発ということで町の補助金を利用して、錠剤でこうやって製法して、その後軌道に乗る前にお亡くなりになられたということな感じですね。

○7番（富田良一君）

やっぱり商品化して錠剤にすると、ものすごく高くて一般の人が買わないと思うんですよね。それを一次加工で粉にして、ありとあらゆるものに使えますよ。言えば大麦若葉とかあっていろいろ混ぜていますよね。ああいうところにも一緒にブレンドできますし、言えば、お菓子とかそれにも使えますよね、色づけで。だから何か幅広く使えると思うんですよ、粉にすれば。それもうちょっと力を入れたらどうかなと、私は思うんですが。

○農林水産課長（高城博也君）

今、富田議員のほうの話があったように、今後そういった方向でも検討するように、企業おこしの観点から進めて、また相談して、検討していきたいと思えます。

○7番（富田良一君）

それと、そのアザミに取り組む前に、長命草、葉がボタンの花に似ているということからボタンボウフウと言われていますが、以前、徳之島町は、アザミに取り組む前にボタンボウフウに取り組んでいたと思います。なぜやめられたのか。

○町長（高岡秀規君）

当初取り上げたのは、私のほうでありましたが、伊仙町のほうに行ってしまったということです。

○7番（富田良一君）

伊仙町、頑張っています、それ。

○町長（高岡秀規君）

今、伊仙町が取り組んでいるのが、伊仙町出身の東京の方が、粉末にしたりいろんなアイデアでやっておられるので、頑張っておられるというふうには思います。

○7番（富田良一君）

鹿児島県本土でも栽培されて、商品化されているのですよ。徳之島町もう1回、再チャレンジどうですか、町長。

○町長（高岡秀規君）

当初は徳洲会病院の院長のほうから、長命草であったり、最初、徳之島町が取っかかったんですが、ある程度予算も組んだんですが、伊仙町が、今現在しております。

その次に出てきたのがアザミであります。このアザミでの価格についても、実は1割ぐらいしか、パウダーにすると水分を全部飛ばしまするので、農家の買い取り価格と、1割が商品化になると葉っぱしか使えないということだったと思うんですよ。それでどうしても価格が上がると、だから何か混ぜ込んで青汁とかにしたらどうかということもやろうというふうな段階まできていたんですが、連携を取っていた会社のほうがどうしても調子がよくなって、徳之島1社でやらざるを得なくなったということが、今現状であります。

今後は、世界自然遺産登録において交流人口も増えるということから、健康志向というのがありますので、中途半端な連携ではなくて、ぜひ議会の理解を得られるのであれば、加工業、そしてまた新たな新規参入者のものについても、しっかりと町も支える覚悟を持ってしないと、なかなか稼ぐ力は生まれてこないのではないかなというふうに思いますので、今後とも議会の皆様の御理解を得ながら、産業振興については努めていきたいというふうに思います。

○7番（富田良一君）

いろいろやっぱり試していただきたい。薬草はいっぱいありますので、ボタンボウフウなんかもどんどん作りやすいんですよ。作りやすいんだけどさばくところがなくて、それもぜひ再チャレンジを。

○町長（高岡秀規君）

今、大まかではありますが、来年度、世界遺産センターができます。その横に観光拠点施設ができます。それで居酒屋もあります。食というものに少し重点を置こうかなというふうに思います。そしてあるホテル業界との協定の中で話し合われているのがクラフトビールで、例えばアザミのクラフトビール、例えばパッションのビール等々は、製造過程を見てまいりましたが可能であると。パッションのクラフトビールということも、価格的にもほかの本土とも格差はないということから、今チャレンジできますかという話を持ちかけてはいます。そこをありがたいことに、そのホテル業界の方は協力的でありまして、ぜひ協力できることがあればしたい

ということがありますので、様々な薬草のはけ口を模索しながら、議会の理解を得ながら、産業振興については努めていきたいというふうに思います。

○7番（富田良一君）

今、町長の意見を聞きましたが、今後の取組として、農政課長どのような取組を考えておられるのか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

農産物の本町の振興作物の可能性のあるものについては、今後も推進していこうと思っておりますし、本町の特に機能性植物工場を活用した、今後も施策と商品化により、積極的な推進も進めていきたいと思っております。議会の御協力をいただいて、機能性植物工場については、新たな方法として外部からの希望する利用者にも使っていただけるような方向で、整備構築いたしましたので、それで施策等も検討していただければなと思っております。

○7番（富田良一君）

健康づくり、健康増進課課長、今後どのような方向で、その健康づくりを進めていきたいと思っておりますか。

○町長（高岡秀規君）

後でまた課長のほうがすると思いますが、健康づくりについては、何といたっても特定健診の率だろうというふうに思います。現実的にはですね。その特定健診が今3割ですから、特定のドクターであるとかそういった方と連携を取りながら、特定健診率のアップ、あとその糖尿病等々の指導というものを強化するためのドクターを、専門的に契約ができないかということは今考えているところであります。

○健康増進課長（田畑和也君）

お答えいたします。

特定健診の受診率向上と生活習慣病対策を重点的に行い、高血圧等のメタボリックシンドローム等の対象者を減らすことで、予防可能な疾患の発生を予防及び重症予防化を務めてまいります。

以上です。

○7番（富田良一君）

ありがとうございます。

次に行きたいと思っております。

広報紙についてですが、以前は町の広報紙に「きまいたりっちゅ」といって、元気な高齢者を紹介しておられましたが、まだ継続されているのか伺います。

○健康増進課長（田畑和也君）

お答えいたします。

広報徳之島の紙面での元気な高齢者の紹介は、平成27年の12月から令和2年12月号まで続けておりました。

以上です。

○7番（富田良一君）

これ、継続する予定あります。

○健康増進課長（田畑和也君）

お答えいたします。

今後、元気な高齢者の紹介につきましては、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○7番（富田良一君）

ぜひ継続していただきたい。私の知り合いにも何人かおられまして、名前をちょっと言っているんですかね、マツエさんって方、92歳の高齢者です。自治会の交通安全運動とかの推進とか、自主防犯組織の月3回の子供たちの見守り活動、立哨をしています。最近はちょっともう高齢ですので、椅子に腰掛けて1時間ほど活動しているんですよ。だからほかにも、ほかの地域でも活動している高齢の方々がたくさんいらっしゃると思います。皆さんも多分御存じ、自分の地域に活動している高齢者がいると把握していると思いますが、本当に次の広報紙から掲載できないか、本当にやっていただきたいと思います。これ副町長、高齢者、そのマツエさんという方は家の側ですので、よく御存じかと思いますがちょっと一言。

○副町長（幸野善治君）

これは高齢者の模範となる方ですので、米島マツエさんですね。米島栄一さんのお母さんで、90歳以上ですが、いろんなボランティアをしたり、特に登下校の見守り活動などを行っている足腰のしっかりした背筋がピシッと伸びた美人のおばあちゃんです。ぜひこういった人たちが各集落にはたくさんおると思います。高齢者クラブ等とか各区の区長さんに推薦していただいたら、幾らでもおりますので、田畑課長、ぜひこれを載せるようにお互いに頑張りましょう。もう議員の皆さんも推薦をよろしくお願いします。

○7番（富田良一君）

副町長、そのように継続するように言っておりましたが、課長大丈夫ですか。

○健康増進課長（田畑和也君）

前向きに検討していきたいと思います。

○7番（富田良一君）

やっぱり健康で元気な方々を見ていると、我々も励みになりますので、元気のある高齢者をたくさん見つけて、探して、紹介していただきたいと思います。

それと最後に、世界自然遺産登録された地域は幾つもありますが、我が徳之島もその中の1つで、ほかにも何か魅力のある島にしないと、多くの観光客を呼び込むことはできないと思います。それで、天城町は子宝の島ですか、伊仙町は長寿の島、徳之島町は健康のまちづくりの島ということで、魅力のある島として世界自然遺産登録とセットで世界発信してはいかがなものでしょうかね、町長。町長のお父さんが建てられたその石碑、健康のまち宣言、徳之島の未来を見据えて建てられたと思います。町長もっと力を入れましょうよ。最後に一言お願いします。

#### ○町長（高岡秀規君）

今、沖縄との連携を深めようということで、奄振の中に文言として「沖縄連携」という文言を入れてくださいという要望を、今しております。

そして、もう一つ大事なことは、「国防」という文言を入れたということでもあります。

つまりは、南西諸島が日本における離島のモデルとならなければいけないということでもあります。私は国の制度を見ますと、日本ほど僕はいい国はないと思っているんですよ。だから日本での南西諸島の離島の成功事例は、いわゆる世界の事例になり得ると私は信じております。よって、沖縄との連携が今後は必要になってくるだろうというふうに思います。

それとまた、こと世界自然遺産登録に向けての観光の交流については、景色だけではなかなか弱い面があるかもしれません。いろんな花徳にできましたログハウスですか、そこの社長さんとも話したり、あらゆる旅行者、それとか観光庁との話を聞きますと、食というものはなくてはならないものだと、この食というものは、徳之島において特徴が絶対に出せるだろうというふうに思います。

以前は、ダイエットツアーを企画したらどうかと徳洲会と病院と連携を取りながら、最初に血圧を測り、帰るときに血圧を測ってというようなツアーも考えたことがありますが、逆手にとってダイエットしないツアー、つまりは食というものを楽しむツアーというものも、もしかしたら企画の中であっていいかもしれませんね。そこは病院側との連携を図りながら、食べ物というものの魅力を発信する。そしてまた徳之島の砂浜というのがありますから、その砂浜をどうやって発信につなげていくかということ、今積極的に情報を集めて、JTB、いろんな旅行会社と、徳之島町も観光メニューのツアーの企画ができるような仕組みをつくっていきたいというふうに思います。

#### ○7番（富田良一君）

ぜひ、その食に薬草をいっぱい使って、どんどん頑張ってくださいたいと。天国でお父さんが喜んでおりますので頑張ってください。

終わります。

#### ○議長（行沢弘栄君）

しばらく休憩します。15時から再開します。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 3時00分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、広田勉議員の一般質問を許可します。

○12番（広田 勉君）

令和5年6月議会初日の最後となりましたが、12番広田が提出してある7項目について、順次お尋ねいたします。もうしばらくお付き合いください。

まず1項目めの、一次産業に生産意欲についてであります。本町の主生産物は畜産とサトウキビ、ジャガイモですが、飼料、肥料が高騰して生活が成り立たないと、ほとんどの人が悲鳴をあげています。商売人だと物の売れ筋とか流行とか、最近ではお客様の買物レシートをわざわざ買い取りして、その買物データをつくって売上げに一応参考にしているらしい。吉田観光課長のお父さんの農政課課長時代から、私はジャガイモの価格データ化を要望しておりましたが、いまだに価格統計が取られているような様子がないだけでも必要と思わないのかどうか。

○農林水産課長（高城博也君）

広田議員の御質問にお答えいたします。

バレイショの価格については、県へ毎年報告しており、過去5か年の単価は、平成29年度104円、平成30年度107円、令和元年度134円、令和2年度250円、令和3年度223円となっております。

○12番（広田 勉君）

ずっとデータを取っているわけですね。これは1年、その年の平均の額ですか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

そのようになります。

○12番（広田 勉君）

ということは、収穫量も大体分かっておりますよね。徳之島での収穫量。

○農林水産課長（高城博也君）

収穫量というか、生産量は取っております。

○12番（広田 勉君）

この間の5月の議員研修で、AIの研修をさせてもらったなら、最近のAI技術となるとデータさえ打ち込めば、死んだ人の、もしかしたらこういうふうな発言をするんじゃないかという

予想まで、そのAIのデータで出てくるというふうなことで、非常に大変な世の中になっているんですけども、やっぱり北海道の、北海道のっていうか他産地の収穫量なんかもデータ取っています。

○農林水産課長（高城博也君）

他産地のデータについては取っておりません。

○12番（広田 勉君）

やっぱりジャガイモ農家は、その価格を非常に気にして生産しているところがあるんですね。今2月の出荷時で、そして4月の大体10日ぐらいまでで終了しないと、次の長島とか長崎とかあちこちから出てくるから、4月の始め10日ぐらいまでにはもう全部終了しておく。そのときの価格と、一日で朝と晩とも価格が違う、こういう乱高下を一応どのように思っていますか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

JAでの出荷については、市場での取引となりますので、市場での取引価格となります。

商系の買取り業者については、個人取引となりますので、業者間の買い付けの競争によっては、また価格の大幅変動が生じることがありますし、市場価格や流通形態でも変わってくるものだと思います。朝晩違うのは、恐らく商系業者の買取り価格だと思います。

○12番（広田 勉君）

その業者の言いなりかどうか分かりやせんけれども、徳之島ぐらいの出荷量ではジャガイモの市場を揺るがすような量とは考えにくいんですけども、これだけ乱高下があるということは、何かあるんじゃないですか。

○農林水産課長（高城博也君）

業者の取引先の消費地については、私のところでは把握しておりませんが、JAについては重点地区がございますので、そちらのほうで朝晩の乱高下はないにしても、それなりのだぶつき等、また劣悪な商品が出た場合、やはりそういった形になってくると思います。収穫時期が集中するのが原因だと思われます。

○12番（広田 勉君）

この間議員研修のときに、長島のジャガイモ農家の議員さんと、少し紹介していただいております。話ししたこともあったんですけど、やっぱり向こうも上がったり下がったりするよというふうな話はされておりましてですけども、やっぱり3,000円と3,600円とどのようのこうのとそういう言い方されて、もう少し時間があつたら詳しく聞く予定しておつたんですけど、時間がなくて聞けなかったんですけど、とにかく令和2年に、一応、北海道、長崎が作柄不良で供給不足になり、ジャガイモの種子の不足もあり、作付面積が減ったことで、その年は高額の買取り

があったと聞いているが、その後も割かし高額がついているんじゃないかなというふうに思っているんですけども、これいつ頃まで続くとお考えでしょうかね。

○農林水産課長（高城博也君）

バレイショ価格については、大きな産地である北海道産の生産状況に価格が大きくされる状況であります。また需要と供給のバランスもあり、さらには、バレイショの加工品状況や他品目の野菜等の生産状況価格の変動等もバレイショ価格について見通しのつかない状況であります。

○12番（広田 勉君）

ということは、北海道の作柄によって変動するんじゃないかなということですかね、その値段の高下は。

○農林水産課長（高城博也君）

北海道だけではありません。北海道の貯蔵物が出てきて終わる状況と、新たに本土、以北のものが出てくるところの状況によります。ですから、後半の方に品薄の状況があるというふうなことが分かれば、ある程度の値段で後ろのほうまで続いていく状況にあると思います。

○12番（広田 勉君）

今度、我々視察で北海道行くというんですけども、これ何しに行くかまだ聞いていないんですけどね。どういう目的で行くかも分からんし、もし行けるんやったら、私はこのジャガイモとかそういったもののいろいろ見てみたいなというふうに思っておるんですけども、今の農協の計画出荷はこのままでいいと思っていますか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

J Aの計画出荷については、バレイショの植付け時期を調整し、月ごとの出荷量を計画していますが、収穫時期の天候不良など適期収穫ができず、農家の出荷する出荷が重複することによって、選果機の処理能力を超えるということが生じることがあります。そのため、時には選果場の受入れを停止するなど問題が生じております。そういった面につきまして、今後もJ Aを中心に関係機関で課題解決に向けた協議が必要であると考えております。

○12番（広田 勉君）

徳之島のは、なぜ名古屋の市場に持ってくるんだらうな。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

全量が名古屋というふうな形ではありません。以前は、九州内、大阪、名古屋、また東京京浜地区にあります。それぞれ地域によって、薄味、濃い味と一緒に好まれる商品のサイズもありますし、そういったことで最終的には、今までずっと流れてきた経緯で名古屋のほうを中心

になったというふうな形になっていると思います。

○12番（広田 勉君）

何年前か前、鹿児島の大阪事務所の所長といろいろお話ししたときに、ほとんど大阪では沖永良部のメイクインが来ていると、徳之島はほとんど名古屋だと、なぜですかと聞いたら、「大阪の人はメイクインが好きだから」というふうな話がありましたけど、私はやっぱり、メイクインは高いのよね、少し売値が、この丸のほうが安いので、大阪の人も丸のほうが好きじゃないかなと思ったりしたんだけど、やっぱり大阪のほうも大分出ているわけですか。

○農林水産課長（高城博也君）

J Aのほうは、中心としては京浜と名古屋です。出ているかどうかは、その辺は今把握しておりませんが、業者さんが出している可能性もありますし、また、今はどうか分かりませんが、私が以前、もう10年、20年前にいた頃は、サイズはM級等が中心だったのではないかなと思っております。

○12番（広田 勉君）

せんだって尼崎のフェスタ、議員も全部行かれましたんですけども、その中で農協の方も一生懸命頑張っておられて、ジャガイモのあれを大分宣伝しておりましたけれども、その時期のジャガイモの人気というのはどんなものでしたでしょうかね。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

尼崎での徳之島祭りでは、バレイショやタンカン等の農産物を販売しました。来場者の中には、徳之島産のバレイショは、特別においしいので、毎年購入するために徳之島祭りに参加しているという方もいたということでもあります。

徳之島産バレイショは、尼崎でも高く評価されているふうな参加した担当者からは報告は受けております。

○12番（広田 勉君）

大体どれぐらい処理したかは聞いていないですよ、持って行ったかどうかなのは。

○農林水産課長（高城博也君）

ただいま数量持ち合わせておりませんので、また後で報告いたしたいと思います。

○12番（広田 勉君）

この中止になる以前に、町長もそうだったけど、代々木のフェスタに参加したときに、そのフェスタの前日にちょっと私はその会場へ行きましたけど、もう強風でテントも張れずに困っておったんだけど、もう関係者のほうはジャガイモの選別に汗を出していたんですよ。なぜかという、やっぱりただで送ってあげているみたいね、代々木のほうへジャガイモを。そしたら選別していないもんだから、ものすごくそうか病なんか多いわけ。だから一生懸命選別して、

翌日箱入りで全部に販売しておったんですけれども、やっぱり東京、都会というのは捨てるにも大分金かかると思うので、ある程度はやっぱり製品のあるようなやつを送ってあげたらいいなというふうにそのとき思ったんだけど、恐らくその日いっぱいジャガイモを買っておったんです、買って家に、自分で持って帰らずに全部送っていましたので、家に送られてきて、また次買おうかなと思わせたかどうか、ちょっとまだ聞いていないんだけど、あのジャガイモでちょっと心配だなと見ておったんだけど、やっぱりタンカンなどはもう即完売というふうな状況でしたんですよね。だから、毎年販路促進のために誰か行っていますよね。その報告書なんかあります。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

販路促進については、事業として奄振事業等で行っております。また、販促活動に関しては、一応各農協と合同でやっておりますので、そちらのほうで報告を取りまとめされておりますし、町のほうとしては、担当者が参加した場合は出張復命書等、また事業実績等のところで取りまとめであります。

以上です。

○12番（広田 勉君）

役場職員も行っているでしょ。役場職員も。

○農林水産課長（高城博也君）

毎回行っているというわけではありません。行くときもありますし、行けないときもあります。

○12番（広田 勉君）

ちょうど赤土のジャガイモで売り出していた頃、当時の課長は、名古屋の市場で赤土ジャガイモでしたら幾らでも持ってこいと、売れるからと、これはおいしいと、もうすぐ高評価得ましたというふうなことをこの議会で答弁いただいたんですよ、そのとき。しかし、翌年、狂牛病が出てきて肉ジャガを作らないとかいうふうな話になって、ほとんど下落してしまったんですよね。売れなくなったジャガイモが。前の年じゃんじゃん持ってこいと言われたんだけど全く売れなくなったと。やっぱりこういう外的要素はしょうがないとしても、やっぱりある程度値段を一定に持っていかないと、本当に博打のようなあれですよ、一時期、キロ20円の時代があったの御存じですか。

○農林水産課長（高城博也君）

私が担当課長してからは記憶にございません。それ以外のときではないかなと思っております。

○12番（広田 勉君）

そうなるともう生産用途がほとんどないわけね。全部すき込めと、もうジャガイモ取るの嫌だと、全部機械で畑にすき込んでしまうというふうになってしまうので、そうならないために。そしてまた、この間、私ども全郡議員大会で沖永良部行ったときに、徳之島はもうほとんどジャガイモがなかったんだけど、大山さんという方のところでは、まだまだジャガイモがいっぱいあるということで、選別して出荷しておったんですよね。徳之島はほとんどその時期にはほとんどなかった、5月ですので。もう4月の初めで終わりますので。恐らく彼らは自分で販売も持っているはずと思うんですよね。やっぱりそういう努力も多少は必要じゃないかな。

#### ○農林水産課長（高城博也君）

広田議員のおっしゃるとおり、それなりの努力は必要だと思います。事実、単価については個販等が中心でありまして、いろいろこうありますけれども、やはり価格がさほど値下がりするものではないというふうなものも持っている。

単価については、やはり農協が計画しております2月上旬から4月までを、できれば平均的に量的に計画出荷できれば、ある程度の値段で推移するものだと思います。先ほどから競合産地の問題もありますけれども、何分にも御存じのとおり、2月、3月というのは、特に2月に関してはサトウキビの収穫労働と、また天候の不良がありますので、そこは自然的な要因が強いのでままならない状況であります。

#### ○12番（広田 勉君）

とにかく芋類ですので、非常に湿気を嫌がることもあるし、天城のある方に聞いたときに、あなたは何でジャガイモをしないのと聞いたら、種代かかるから嫌だと、種の要らない芋だったらするというふうな話があったんだけど、種もいい種じゃないと困る時期があるんだけど、今、種の産地としては、どこそこから取っておられるのか。

#### ○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

J Aのバレイショ種芋については、J Aそらち南、北海道であります。J A長崎の2か所の産地から種芋を仕入れているようであります。

#### ○12番（広田 勉君）

大体2か所ぐらいでよろしいわけですか。どこそこのは種が悪いなどのそういう噂も少しあるんですけども、本当はどうか分からんだけど、質の悪い産地もあるのかな。

#### ○農林水産課長（高城博也君）

産地によってこれがというふうなものは私のほうでは把握しておりません。

#### ○12番（広田 勉君）

以前、種芋が不良品が多くて、植え替えたり、あとまた、そのまま作付をもうやめたり、そういったことがあったんだけど覚えていますか。

○農林水産課長（高城博也君）

私も農政関係は長いんですけども、その間になって、担当を離れているときでありますので、そちらのほうは記憶にございません。

○12番（広田 勉君）

じゃあそのときに大体どういった原因で、どういうふうに対処してあったかとかそういうことは、尋ねているからデータ取っていますよね。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

平成22年度産のバレイショでは一部の種芋が植付けた圃場において、ほとんど発芽しなかったということがあり、発芽不良の原因を調査したところ、種芋産地での一部の生産者が、茎葉処理の際に枯凋剤ではなく除草剤を使用したことが原因であることが判明したということでもあります。そのときのJAの対処については、種芋1袋当たり9,000円を農家へ補償したようがあります。JAではバレイショ植付けを発芽しない場合において、種芋に原因がある場合は補償対象になるが、天候不良や農家の管理が原因である場合には補償対象外ということになります。そのほか種芋を開封した際に不良品がある場合は、1袋に対し20%以上の不良品がある場合は、返品や交換対象になるようであります。不良品の原因と考えられるのは、まず産地での病原芋の混入や移送時の保管状況などが考えられております。

○12番（広田 勉君）

その農産物の生産コストがもう上がり放題ですけど、畜産を含む一次産業に将来は本当にあるのかと、みんな夢を持ってできるのかと。どう思いますか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

農業分野においては、品目を問わず資材等の高騰により生産コストが上昇し、非常に厳しい経営状況にあります。農林水産課といたしましても国庫補助事業の活用や町単独補助事業を創設しておりまして、生産者意欲が湧くよう、また向上させるよう農家の支援に努めております。

○12番（広田 勉君）

あるキビ農家は言うていました。今まで4体使っていた肥料を、今2体にしたと。昔から自分は、作物は肥料次第だよと、肥料をいっぱい入れるといっぱいできるというふうに聞いているけども、それをやっておれんというふうなことを、この間もキビ農家が言っておったんですよ。だから、そういった今補助金を出して、意欲を湧かすというふうに言いましたけど、みんなが希望を持てるいいお話とか情報はないの。

○農林水産課長（高城博也君）

徳之島町といたしましては、現在、堆肥センターを拡充整備しております。新聞等でも御存

じのとおりペレットマシンの導入、またここ数年にわたる堆肥の助成も園芸農家、キビ農家33.4%の販売額となっております。トン9,000円のところを、配達料まで込みでありますけども3,000円で販売しております。今後このペレットについても、12月より販売予定としておりまして、化学肥料を減少させたものについて、これも堆肥で、堆肥っていうのは牛糞とバカス、ハカマを混ぜてこうやって発酵させるわけですけども、そういった地産地消の意味でもそこを重点的に使っていただいて、単価が安いですし、量的にかなり入れなきゃいけない状態にはなるとは思いますけれども、それによってやっております。そういった意味でこれは町独自の創設事業でありますし、また、キビの管理のために園芸農家持っておられる小型トラクターで、施肥機で使用できるようなペレットマシンによるペレットを製造するようにしております。そういったものを十分使っていただいて、少しでもコストを抑えていただければなと思っておりますし、そういったものでできる努力は、町のほうで事業を創設し、今後ともやっていきたいと考えております。

### ○12番（広田 勉君）

これだけ肥料が上がったら、もう肥料に頼ることはできないと思いますので、今話がありましたけど堆肥に関してです。これもう少し勉強させてもらって9月議会で、ちょっと堆肥のことをまたやらせていただいております。

2番目の、島口・島唄についてであります。島口・島唄が今年も生涯学習センターで開催される旨の案内が、町の広報紙でありました。音響の悪いこの学習センターの会場で開催する理由は何ですかと、恐らくみんなは利用料と言うんかな、使用料と言うんかな、の関係じゃないかという意見が多かったんだけど、それだけかなと思ったりしております。

### ○社会教育課長（茂岡勇次君）

広田議員の御質問にお答えいたします。

今おっしゃったように、音響が悪いと言われてちょっと私もショックだったんですけども、経緯を申し上げますと、平成15年度までは文化会館において行っておりました。でしたが、平成15年度に生涯学習センターが完成したことにより、平成16年度から学習センターにて開催しています。その中で1回だけ平成25年度に文化会館のほうでやっておりますが、一応資料のほうもお渡ししてはありますが、このような形で若干空席が目立ち、やはり600名の席を埋めるとなるとなかなか非常に難しい。埋めるだけが問題ではないかと思うんですけども、やはりそのときのこともありまして、それ以降は学習センターで行っております。

音響について御説明いたしますと、音楽系のイベント、特にいろんなバンド等を使った音楽に関しましては、建物の構造上、音が反響をいたしますため若干聞き取りにくいことがあるのも事実でございます。ただ、島口や島唄といった太鼓、三味線の軽微な音を出すもの、そのほか講演会等におきましては、それほど支障は来していないものなど、今認識はいたしております。

す。

○12番（広田 勉君）

その継承のことで非常に引かかるんですけども、この言葉の微妙なイントネーションを無視した聞き取りにくいあの場所で、果たして島口の継承になるのかなというふうに思うんですけども。なると思いますか。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

今お答えいたします。

議員のおっしゃるように、微妙なイントネーション、これにつきましては、皆さん議員の方々それぞれ、いろんな地区のほうにおいて言葉というものは違っていると思われま。ただこの原因として考えられるものが、やはり私も声は大きいほうですけども、中には若干声の小さい方、例えば声の質、いろんな条件が考えられると思います。そのため継承という形では、今おっしゃったように聞き取りにくい部分もあると思うんですけども、社会教育課においては島口・島唄、民舞の祭典、島われんきゃの祭典、3町民謡大会を伝統芸能補助事業として開催をしております。

また、おっしゃるように継承の中で、特にこの島口については、島われんきゃの祭典を開催し、町内の小中学生に島口川柳を募集しております。島口の継承を浸透を図って、そのときに最優秀、優秀などを表彰と発表を行っております。この中で、やはり大事なことは、子供たちが島口川柳を募集することにより、家庭におきまして、また両親やおじいちゃんおばあちゃんの方たちと考えることにより、少しでも島口に興味を持ってもらうこと、そして川柳を、自分で舞台上で発表することに重点を置いて実施しておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○12番（広田 勉君）

言葉というのは、継承しようと思ってもなかなか時代によってずっと変わってくるのは、これはもうしょうがないところがありまして、私が亀津におるとあんたは花徳口だと、花徳から言うとあんたは亀津口だというふうに言われるぐらい、やっぱりちょっと変わってきているんですよね。本当の亀津口を聞きたければ、宮崎の大島村。花徳口を聞きたければ、昔の六軒道、神戸のね。ああいうところ行けば、本当の昔の言葉が聞けることは聞けるんですけど、言葉というのはずっと変わっていくというのはもうこれはしょうがないとしても、1回、韓国の博覧会のときに、大田と書いてテジュンと言うんですけども、そこへ向かう途中で、そのガイドさんが、このテジュンっていうこの場所は、韓国の中でももっとも言葉がゆっくりした地域ですと、「ああお父さん石があらあらあら」という感じでゆっくりしておるというふうな案内があったんだけど、やっぱり、あの金見集落みたいところ、ここもあったんだねというふうなことをみんな言っていたんだけどね、そのバスの中で。

もう一つ、年配の方とずっと話しておると、やたらと笑うのよね。別に笑える話をしているわけじゃないんだけどなと思いつつ話している。どうも不思議に思うんだけど、思い当たる節ございません、課長。その年寄りがよく笑いながら会話しているってやつ、無視して会話するのもあるんだけどね。

### ○社会教育課長（茂岡勇次君）

今の御質問についてですけど、ちょっと若干私も分からない部分あるんですけども、ただ思うのが、標準語でしゃべったときに笑える話と、多分、島口で受ける、間っていうのがあるんですけども、多分そういうことで高齢者の方々の、多分ニュアンスだと思うんですよ。だから今言うように、うちの親も多分、自分で笑うときあるんですけど、何でか分かりませんが、自分で言って、島口で言うとおかしくなるというようなことではないかなと、ただそれぐらいの答えしかできないんですけども感じております。

以上です。

### ○12番（広田 勉君）

そういうこともあると思うんだけど、やっぱり聞こえないと笑ってごまかす。学習センターで去年一生懸命笑っておったけど、全く私は意味が分からなかったです。何で笑っているのかなと思っていましたけど、ずっと皆さん一生懸命笑っておりましたけど、もうこれじゃないかなというふうに思うんですよ。やっぱり分かるように話すというふうにしてもらわないといけないんじゃないかなと。なぜその島口が必要なのか、必要というか継承しなくちゃいけないのか、そういう根本的なものをやっぱり考えないといけないと思うんです。とにかく2009年にユネスコは八重山語、与那国語は重大な危険な言葉と、沖縄語、国頭語、宮古語、奄美語、八丈語は危険な区分にしている。言葉として、もう無くなるだろうというふうに区分して、大体この辺りから継承して無くさないようにしていかななくちゃいけないんじゃないかなというふうになっているんじゃないかなと、私はそう思うんだけど。やっぱりなぜ、じゃあ無くしたらいけないのかということを引きちと捉えておかないと、継承にもならんと思うのよね。

今ウクライナの子供を全部ロシアへ連れて行っているんですよ。恐らくロシアでウクライナ語は悪い言葉だから、いいロシア語を覚えましょうねということで、全部ロシア語を徹底して教えているはずなんです。だから、ウクライナ語を消滅させるためですよ。今ロシアが子供を連れて行って、ロシア語を教えているのは。結局かつて日本でも、昭和23年の最高司令官の司令軍のジョン・ペルゼルという人が、日本の子供は漢字、平仮名、片仮名、ローマ字を覚えなくちゃいかんと。非常に負担じゃないのと、そんな負担させるよりローマ字だけで、英語だけでいったらどうねというふうに言うてきたわけよね。そしたら当時の役人は、一応やんわりお断りして、差し当たって用いる漢字を使わせてくださいということで、当用漢字というのは作成したわけですよ。それが昭和56年の常用漢字になるまで、アメリカが帰った後、常用漢

字に変えたと。アメリカが沖縄を完全に支配しようと思っていたら、恐らく沖縄を全部英語に変えていたんじゃないかなと思うんですよね。しかし、そのうち返そうと思っているから、そのまま沖縄語を使わせておったんじゃないかなと。つまり島口がなくなるというのは、その島の人たちのアイデンティティを全部消してしまうと、そういうことだから島口を残さないといけないというふうな捉え方をしていけないと、それは変わっていくのはしょうがないとしても、なぜ必要であるかというこの根本をつかまえておかないといけないんじゃないかなと思いますけども、課長。

#### ○社会教育課長（茂岡勇次君）

お答えいたします。

広田議員のおっしゃるように、ものすごくこう深い話だなと今聞いていて思いました。我々は世代的にいくと、実はこの議場にも、私同級生が2人いまして、実はこの議場とかいろんな場面を離れますと島口で会話をしております。ただ自分たちが使えているものですから、それとなく使っているだけけれども、人から聞くとこの方言に興味がある方は、いいねって、羨ましいということもおっしゃっていただきます。

それに関しまして、今回この継承ということで、令和4年度にこの島口を残していけないといけない、これは町長からの熱い思いもありました。それで、シマグチ伝承プロジェクト、わきゃシマぬシマグチ、これを一つの映像と語り部という形で残しました。このDVDなんですけども、町内を13の地区に分けまして、その地区の代表の方に出席いただき、各地区の島口を収録しております。このDVDの目玉としましては、やはり先ほど申し上げましたように、各地区それぞれの島口にはイントネーションにこだわっていることですので、もう一つは島口の分からない方も見ていただきます。そのためには画面の下のほうに字幕スーパーがついております。標準語で。そのDVDをつくったきっかけとしては、やはりまず、島口で話す姿を見ていただき、聞いていただきで、子供たちや島口の話せない方に少しでも興味を持ってもらいたいということで、町内の全小中学校へ配布しております。また一般向けにしましては、各自治公民間の区長さんを通してこれから配布をしたいと考えております。やはり継承については、本当になかなか議員おっしゃるように深く考えていかなければ継承できないものだと思っております。ただ、これには、実は去年、行沢議長も島口大会に出ていただきまして、多分緊張したと思います。ただそこはやっぱり、これからもまた議員の皆さんにもぜひ出ていただいて、今年は広田議員に席を設けておきますので、ぜひ出ていただいて島口大会を盛り上げていただければと思います。

またこれからも御指導よろしくお願いたします。

#### ○12番（広田 勉君）

ここにもあるんですけど、これは与那国語絵本というのがどうもあるみたいで、ここにも地

域に伝わる昔話や地域の人々の創作物語があるというふうにしてあります。これに負けないようなやつができていようというふうに思いますんですけども。ともかく余談ですけど、浅間の岡村先生のところに行ったときに、フランスから来ておった青年が「島口分かるよ」ということで、いろいろ言うてくれたんですけど、もろ浅間口でした。私はあんまり島口を使わないんですけど、これはなぜかというとな花徳の場合は、島口の敬語が多いのよ、ものすごく多い。母間の人は花徳に嫁に行かすなというぐらい敬語を使うんですね。ですので、十四、五のとき家に出ているもんだから、その敬語を学ぶ時間がなかった。ですので、よくその目上の人に敬語が使えないもんだから、失礼な事を言い方をよくしておって、よくおやじから指摘されたことがあったんですけどね。やっぱりその島口の敬語、亀津はものすごく少ない、はっきり言うけど。だからそういうこともちゃんとあるので、やっぱりあの使いづらい部分もあるし、またその歌にしてもちょっとやっぱ伝えにくい部分もあるということで、難儀は難儀だけど、とにかく継承するということはどういうことであるかということをしちっと踏まえて、取り組んでいていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

次、県とよく協議してということですけども、港の売店を、もう少し空港の売店同様の活気づく空間にする考えはないのかと、今のままでいいのかということですけども。

#### ○おもてなし観光課長（吉田広和君）

広田議員の御質問にお答えします。

港を活気づけたいという考えは常に持っています。港の売店については、県徳之島事務所職員と観光連盟事務局長、おもてなし観光課で意見交換を行っています。

売店等の出店については、テナント料がネックとなっているようです。出店の負担が増えないような賃貸の方法や、1階、2階のホールでのイベント開催での利用ができないかなどの話し合いを行っています。

以上です。

#### ○12番（広田 勉君）

これ恐らく鹿児島県のその方針が少し悪いんじゃないかなというふうにも思うんですね。鹿児島の新港はどうなっているかというと、御存じのとおりチケット売場と乗船口の動線に売店がないわけ。ちょっと後ろ、隠れたところに売店があるわけですよ。そうすると、その売店があるの気づかない人もあって、本当に利便性が悪いと。名瀬はかろうじて1店舗空いているところがあります。徳之島は見てのとおりもう売店なしと、あの新港が開所当初、私は観光協会会長しておりましたので、観光協会の事務所を置いて、そして掲示板を設置したり、いろいろ催しものしたりして、その売店の出店も抽選をするぐらいのにぎわいだったんですけど、今はあのとおり。かろうじて古仁屋と和泊港の売店は、今はまあ頑張っていると。和泊のほうはチケット売場と売店と隣同士になっているので結構あれだけど、古仁屋の場合はそのチケット売場

と海の駅というふうなことでやっていますので、向こうは、私ども若い頃からよく古仁屋に船がついたら、かまぼこ買いに行ったり、船降りてよく売店に行って買ったりしておったんですけど、今もやっぱりそういうなごりが少しあるんですね。与論の場合は、もう船の接岸前にチケットを売る人が全部港に行きますので、もう全部売店素通りしていくということ、これが一応今現状なんです。ですので、もう少し県もこういうものに力を入れて、やっぱりそのお客さんがいないわけじゃないから、これだけの物流があつて人の出入りもあるんだから、やっぱり何かを少し県と交渉する必要あるんじゃないかなと思うんですけどいかがでしょう。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

この件につきましても、県と今後協議して続けていきたいと思えます。

○12番（広田 勉君）

とにかく、後からもまた出るかも分かりませんので、次行きますけども、山集落の入り口の県道が両側に側溝がないところがあるわけですね。内重男先輩が議会でも何回か取り上げたんですけども、それを私に託されたことがあるんですけど、いまだちょっと改善されず、雨水が畑にあふれて、その地主がずっと困っているという話をされておるんですけど、これ県道というのはやっぱり側溝はあるんじゃないかなと思うんですけど、設計ミスじゃないのということなんではないかなと思います。

○建設課長（清山勝志君）

お答えします。

県にお聞きしたところ、L型ガッターの一部破損、また、畦側の流末部において土砂が堆積しているなど、本来の機能が発揮できない状況であることから、まずは破損部の応急処置や土砂除去等を実施することとしている。なお側溝の設置については、雨天時の状況や道路路面外から集まる水の流域を確認するなど必要性を検討したいとのことでした。

○12番（広田 勉君）

じゃあ雨が降ったら、一応見てくれるということですね。

○建設課長（清山勝志君）

県の担当は、この間場所は見ておるところであります。

○12番（広田 勉君）

あとで植木議員のほうも、県道を国道にという話もあるんですけど、やっぱりきちっとさえしておけば、別に県道だろう国道だろうがあんまり変わりがないと思うんですけども、やっぱりこういった畑に迷惑をかけるとかそういうことはもう、これ大分なるんですね、この話。この間、改めて聞かされて、自分自身も忘れておったもんだから、今回これ出したんですよ。

それともう一つ、前の建設課長が要望書が出れば、その中区の急傾斜を検討する旨の当時答

弁がありました、そのときには出ている木を伐採してくれたので何とか持ちこたえましたが、またその木はまた大きくなって、下の方がやっぱり台風などで木が揺さぶられて、その崩れるという心配をしていると。以前すぐ横が崩れて補修工事をしたところもあります。ですので、役場は要望書が出るまで無視するのか、中学校からの川沿いのところですので、その拡張工事に絡めてする予定なのか、どういう事が考えられるのでしょうか。

○建設課長（清山勝志君）

お答えします。

現在町で行っている県単急傾斜地崩壊対策事業につきましては、令和4年度までに井之川地区、令和5年度より亀徳地区を予定しております。中区の急傾斜地につきましては、広田議員からの質問が出たように、現場としては把握はしているところであり、事業化をするに当たっては、ほかの要望書が出ている地区より、どうしても優先順位的にも遅れを取る形になるかと思えます。また今の拡張工事に絡めての対策は難しいと思われるので、県の急傾斜地対策事業等に対策が必要であることから、県に随時要望していきたいと思っています。

○12番（広田 勉君）

ということは、今回は中学校かな、あれのところではもう入らないということですね。

○建設課長（清山勝志君）

そのとおりです。

○12番（広田 勉君）

とにかく家と軒とこんな感じですので、やっぱり怖いと思います台風時期は。1回これと同時期に北区のほうも、落ちますよ、工事しないといかんですよと話したときに、やっぱりそのときもう落ちたんですよ。木はずっとこう揺さぶられるので、根っこからどさっと落ちるところと、下のおばさんがずっと怖がっておって、何とかできないねって言うてきたものだから、いっぱい出したんだけど、それと同様で、そのおばさん亡くなったのもう言うてくる人いないんだけど、やっぱりやばいと思ったときは、落ちる可能性があるからそう言うてるだけですので、やっぱりちょっと真剣に考えていただきたいというふうに思います。

次に、ハッキリさせての件ですが、交通安全週間とかゼロのつく日には何名かが立哨しております。私もしておるんですけども、やっぱり立哨しておって、先輩から車の止まれ指示はいいが、あんた先、あんた後かとかこういう整理はするなよというふうに言われながら、ずっと今、立哨指示しておるんですけども、分かっているようでなかなか分かってないことが、今児童の登下校の安全は誰が守るのかと。どうもちょっと勘違いしている人たちが多すぎるんじゃないかなと思いますので、適格に御答弁お願いいたします。

○学校教育課長（太 稔君）

広田議員の御質問にお答えいたします。

学校保健安全法及び中央審議会の答申では、学校では安全指導等の観点から通学路の設定、安全点検を行っております。また児童生徒の安全確保のために保護者や地域を管理する警察署、その他の関係機関、地域の安全を確保するために活動を行う団体、その他の関係団体、当該地の住民、その他の関係者と連携を図るように努めるものとされています。

登校時の見守り活動は、基本的には学校や教員の本来の公務ではないともされております。また登下校のけが等につきましては、日本スポーツ振興センターと災害共済給付にて保障されております。

また、先ほど申し上げました車の移動指示ですけれども、指導や取締り等は警察が行います。警察以外は権限がございませんので、立哨時の車の移動等はお願いするという形で取っていただきたいと思っております。

以上です。

#### ○12番（広田 勉君）

やっぱり今、教員の働き方改革とかいろいろありまして、全て教員に丸投げする人たちが結構いらっしゃるんですけども、やっぱりこれはもう仕事外というふうな仕事の範囲内とかいうものをきちっとしておかないと、私もこの間、先月の議員研修の後に鹿児島大学のところへ行って、いろいろ教授と話したんですけども、やっぱりその大学の先生方も余裕がなくなってきていると。我々が小学校時代に教わっていた先生は少し余裕があったと。しかし、今はほとんど余裕がないと。それがほとんど今大学の中でもそういうふうになってきているというふうな話をずっといただいたんですけども、だからやっぱり先生方の仕事の大変さというのはよう分かるんですけど、やっぱり頼ることもいっぱいしますのでね。それで、もう一つは、やっぱり立っていると、学校の近くまで車で送ってくる方が結構いらっしゃるんですよ、子供をね。あれは、学校は禁止しているらしいんですけども、しかしこの観点から言えば、保護者が責任を持って登下校を安全にするためには連れてきてもあんまり物を言えないんじゃないかなと。あながち車で送っていることを禁止することも難しいんじゃないかなというふうに思いますがどうでしょうか。

#### ○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

亀津の例で申しますと、亀津小学校関係では、車で送ってもいい範囲というのはある程度決めております。なぜかと申しますと、交通事情等により安全が危惧されますので、車では学校の近くですけれども、学校のすぐ横までということではなく、ある程度範囲を決めて学校のほうで周知しております。

以上です。

#### ○12番（広田 勉君）

ですので、あんまり強くは禁止できないんじゃない。まあ交通の安全の面では、やっぱりそうしないと道が狭いから、そこへずっと車が大分入ってきて、非常に大変は大変ですよ。

同じように教育委員会から赴任してくる先生方に集落に住むようにと、そういうことも言うことはできないんですよ。まあ突然だけど、大体言えないんですよ。先生方がどこに住もうが、あんたは花徳に住めとか、母間に住めとか、不任した先生に教育委員会から無理言えないんですよ、それ言うてはいかんというふうなこと、この間も大分やっていました、県のほうでも。ですので、大変な世の中にはなってきたなというふうには思っております。

それではじゃあ次に、校則は一応誰がつくるのかと、その教育的意味はどうかということを一言。

#### ○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

校則に関しましては、校則を制定する権限は学校運営の責任者であります学校長にあります。

また、校則の見直しに関しましては、最終的に教育に責任を負う校長の権限でありますので、見直しの際には児童生徒が話し合う機会を設けたり、保護者アンケートを実施したりするなどして、校則の見直しも図っております。

以上です。

#### ○12番（広田 勉君）

これも高知県の安芸郡にある中学校では、20年前から校則の見直しに生徒も参加して、保護者、教員、3者で一緒になって話し合いをしながら、よりいいものをつくっていくというふうにしているらしいんですけども、やっぱりそういうふうにしていったらいいんじゃないかなと。校則はやっぱり我々の当時と今では、やっぱり子どもの権利条約というのもあるので、一概にこれを守れとか、あれを守れとか、またその校則の中に、ものすごく変てこりんなものもいろいろあるというふうにも聞いております。最近の校則見たことないから分かりませんのであれですけども、やっぱり直すところは3者で直したらどんなもんかなというふうに思いますけど。

#### ○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

校則見直しに関しましては、保護者へのアンケートや児童生徒が話し合う機会を設けて見直しております。

参考まで申し上げますと、鹿児島県では令和2年度までの3年間、校則見直しを実施について実態調査を実施しております。小学校で64%、中学校で69%、高校では97%の見直しが行われていると報告があります。

徳之島町の学校でも見直しを行っております。どのようなことが行われたかと申しますと、児童の標準服をカッターシャツ以外のポロシャツに変更したとか、名札を縫いつけた状態から

ネームホルダーにしたとか、更衣期間を設けていたが更衣期間を撤廃したなどであります。

以上です。

○12番（広田 勉君）

やっぱりその不都合なやつは、昔はその坊主頭のそのあれもありましたけど、最近はまだ坊主頭のどうのこうのっていうのは話題はもうなくなりましたけど、そういったこととかいろいろありますので、それぞれに適した条例と校則をつくっていくというふうな努力を一応していただきたいと。

本町においても町条例ですけど、もうかさむ一方です。これもやっぱり見直したり、いろいろしていかないと、もうずっと今2冊目だけど、これ3冊目になる可能性もあるし、これもずっといらんものは全部見直していかないといけないんじゃないかなというふうに思っていますので、その辺のほうもよろしく願いいたします。

○議長（行沢弘栄君）

広田議員、しばらく休憩します。16時20分から会議を開きます。

休憩 午後 4時07分

再開 午後 4時20分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○12番（広田 勉君）

次なんですけども、町が制定している木・花についてですが、新庁舎の周りに植樹がずっと今なされておるところなんですけども、どのようなコンセプトで入札依頼されておられるか。

○副町長（幸野善治君）

植樹につきましては、徳之島町新庁舎建築基本設計公募型プロポーザル方式によって、最優秀提案者となった株式会社竹田設計事務所による設計によって植樹をしてあります。これは、緊急避難ビルの役割を果たすこの庁舎に、どこからでも敷地に入れるフリーアクセス庁舎という提案を基本として植樹も設計してあります。

植樹は移植可能な植樹。大木ですが、沖縄県花にもなっていますきれいなデイゴの木ですね、大木。これは約30年以上になると思います。それから、鹿児島県花にも指定されております、あれはちょっと忘れましたが県花もしてありますね。あとはソテツの一部、それから移植可能な桜などを移植してあります。これは、ユウナの木といわゆるそれからアダンの木は町花、町木に制定されておりますが、その何か所かに角々にはこれは必要だということで植樹をされております。

○12番（広田 勉君）

じゃあ、アダン、ユウナの木はあるということですね。そうじゃないと、やっぱりそのほれ

お客さんが来られますでしょう、徳之島町の木はこれですよ、花はこれですよとか、そういう説明もできたらやっぱりやったほうがいいと思うんですよ。それとやっぱり自然遺産です。宇検村の場合はハイビスカスロードというのを、きれいなのを造ってあったんだけど、あれ全部切って捨てたらしいんですよ。だから邪魔ならんやつは置いておいていいんじゃないかと私は思うんですが、幾ら外来種と言えども邪魔ならんやつは置いておいてもいいんじゃないかなと思いはするんですけども、やっぱり自然遺産に向けての植樹なんかも考えていただけたらなというふうに思っております。

それともう一つが、今フリーアクセスとおっしゃってましたので、私はブロックもし積むんであれば、サンゴの石で積んでもらいたいなというふうに思っていたんです。あれどこでしたかね、やっぱりその地の産地の石で、全部石垣を造ってある庁舎もございましたので、やっぱり徳之島はやっぱりサンゴのあれで、ブロック積むよりはサンゴを積んでいただきたい。その積み方も阿権集落のあの積み方なのか、花徳集落の石垣の積み方なのかも違ってきますので、それでやっぱりその与路島と、喜界島の阿伝はサンゴで今売り出しているんですよ。サンゴがいいですよ、きれいですよということでお客さんを大分誘致しているというのがありますので、恐らく堀はしないということですよ。もしするんであればブロックじゃなくてそういうふうな考えでしていただけたらな、まあどっかまたやっぱりふさがんといかんというところが出てくるかも分かりませんので、その辺をちょっとお願いしたいというふうに思っております。やっぱり桜もいいんですけど、やっぱり島の特有のもの、木とか植えてくれたら非常にありがたいなというふうに思っております。

次に行きます。観光行政についてですけども、先月、先ほども言いましたけれども、徳之島から知名のほうに議員研修大会があつて行ったときに、ちょうど船の中で同行された方々が北海道の御一行さんでした。普通は島々伝いの観光で沖縄からずっと上がってくるんですけども、あの方々は徳之島から沖永良部へ行って与論へ行くと。逆コースでずっと歩いていたような感じしたんだけど、やっぱり一人の参加費用が大体25万ということです。やっぱり本町に来られた観光客をもてなすのに、本町の観光コースを1日でも半日でもいいんだけど、どういうふうな組み方が、どこを見せたいのかちょっと教えていただきたいと。

#### ○おもてなし観光課長（吉田広和君）

広田議員の質問にお答えします。

半日コースで御案内いたします。空港からゆったりと手々経由で金見へ移動し、ソテツトンネル展望台等を案内。その後、昼食をとります。その後、畦プリンスビーチで美しい海を堪能していただき、花徳で闘牛ふれあい体験、もしくは母間で夜光貝磨き体験など、見る観光と体験する観光を組み合わせ御案内できると思います。

以上です。

○12番（広田 勉君）

今、さらっとおっしゃいましたけども、金見のソテツトンネルね、これずっと今まで勇元議員もそのバスが入れるようにしてくれんねというふうに、そのただこのトンネルを案内しますと、その展望台、あの展望台は、あれはどこの展望台よりも一番奄美の中では最高の展望台です。だからそこへ御案内するには、やっぱりある程度バスを中に持ってこないと、ソテツジャングルの入口まで持ってこないと、観光客は大変なんですよね。だから今までも勇元議員もいろいろしているし、植木議員もいろいろ質問してきたんだけど、そのソテツジャングル行きのバスが乗り入れできないその理由、しかし、今あんたが連れて行こうとしてどっから連れて行くの、その展望台まで。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

すいません。今私が言ったのはレンタカーを借りて、移動する半日コースで説明いたしました。今言われていることは、もしかして大型観光バスで移動するということでは言われていると思いますので、お答えします。

大型バスになりますと、県道のほうから、今歩いて観光していただいています。

以上です。

○12番（広田 勉君）

あなた方は若い人にはよう分かりますけど、我々は年を取っていくと、歩くのがおっくうなんよね。ソテツジャングルぐらいはまあなんとか健康のためにと言うて、入り口から展望台ぐらいまでは何とかお願いできるんですよ。で、それまでは、やっぱり大変なんです、歩かすのは。だから天城町とか伊仙町の場合は、ムシロ瀬、最近行ったことあります、課長。ちゃんと大きい道路がきて、バスを止められるようになっていきます。犬田布岬も駐車場まで大きい道路ができています。徳之島町だけ何でできないのか。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

広田議員の御質問にお答えします。

大型バスの乗り入れのための道路拡張、トンネル入り口付近の駐車場整備となりますと、住民の皆様の同意、地権者の方々への話し合い、用地買収にかかる予算措置等の問題があるため、道路拡張や駐車場整備については、現在計画してはおりません。

ソテツトンネルは住民の皆さんの生活の場所に隣接していることから、その生活の場所を保全する方向が適切と考えています。少し歩くことにはなりますが、県道からトンネルまでの道のりにお土産店などもあるため、南国の雰囲気を感じながら観光地までの道のりも楽しんでいただければと思っています。

以上です。

○12番（広田 勉君）

やっぱり観光客の案内をほとんど知らないからそういうことを言うんだけど、じゃあムシロ瀬まであれ全部官地だったの、天城町は。あれも民有地のはずじゃない。別にその変わったことをしなさいというわけじゃなくて、それで観光というのは、どういうものかということやっぱり本格的に考えないといかんわけよ。この間も瀬戸内町がこの軍事施設の開発をしたいというふうにしていますけども、これだってアクセスがきちんとならないと行かないです。ちゃんとその道が良くないと旅行を組む人は組まないのよ、遠いとか、時間とその観光地のそのあれとずっと見ながら組みますので、西古見のここなんかも、最近では西古見までもものすごく近くなった。この間走ってみてびっくりしたんだけど。やっぱり手安の弾薬庫なんかも、ずっと前からバスが通るようにしなさいと、道から自動車があるの、自動車学校がずっと通っているの、自動車学校と相談しながらちょっとバスが通れるようにしたらいいんじゃないのという提案を何回も向こうの町長にしてきたんだけど一向に手つかずで、しかしこの手安の弾薬庫なんかこれ絶対見る必要あるんです。昭和8年にできたやつですので、昭和8年の手掘りの弾薬庫ですので、これ見たらびっくりします。だからそういったことで、そこまで案内するのが大変ね。元気な人だけだったらええけど、やっぱり歩かすってことは、なるべく観光地としてはよーりよーり歩く計画だったら別に構いやせんけど、ただ島内外から来て観光地を見て歩くということにすると、ジャングルとかそういったものも、やっぱりバスが行けるようにしておかないといけないと思いますので、課長もうちょっと真剣にこれ考えていただきたい。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

広田議員のおっしゃることは分かります。しかしながら、今言ったように、県道からのトンネルへの動線に観光客が歩くということで、地域にお土産店ができています。それを町が、直接駐車場に行くっていうことは慎重に考えないと、せっかくできたお店が、そこをまた無視することはできないと思います。

以上です。だから慎重に考えていきたいと思います。

○12番（広田 勉君）

笠利のあやまる岬なんか見てごらん。もうきれいに道ができていますよ。ある程度見せるところはやっぱり近くまで行かないと、今自然遺産で、どこあんた案内するの、自然遺産で見たい人来るでしょ、どこを見せます。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

もちろん徳之島の自然ですね。ソテツジャングルになると原生林がもう徳之島ではそこしかないちゅうことですよ。灯台の先に行くと景色がいい場所もありますし、下に降りるとトゥッカという場所もあります。そういった感じで、金見の集落はまち歩きということで観光に力を入れているところです。

以上です。

○12番（広田 勉君）

今ちょっと感覚が違うんだけど、なぜ半日コースつくってごらんと言ったのは、やっぱりその自分でつくったら、こうしたら大体何時間で何分というふうな観光の時間、そこまで行く時間、そしていろいろして、そしたら不備が見えたり、こっちこうせんといかんなど、そういうのを気づくだろうと思って、今半日つくってごらんというふうな話をしたんだけど、とにかく我々この10月に同窓会しようと思って、ずっと今予定を組んでいるんですけども、どこを見せようかなって本当にもう悩むのよ。犬の門蓋とムシロ瀬、ウンブキ、あの辺りは大体大丈夫。そして、当部、向こうの小屋、そしてウラジロガシ、板根、こういったところは歩いてもすぐですので非常に案内しやすいですよ。ぜひ見せたいのが金見のほう展望台なんだけど、もうとにかくじゃあの希望者だけというふうになるだろうなというふうに思っています。これ全員に見せて喜ばしたら非常にいいんだけど、そういう考えには至らんわけよな。とにかく幾つかの集落のトレイルが一応作成されておられると思うんだけど、どれだけ今それが利用されておられるのかということですけど、あんた自身もあんま歩いていないんじゃないかな。

○町長（高岡秀規君）

課長のちょっと補填をしたいと思いますが、金見崎につきましては、以前より歩きながら観光というテーマに、仮に徳之島に来たイメージというものが構築できないかと、歩きながら楽しめる観光ということで、歩いている距離を感じさせない努力、そしてシステムが構築できないかということもあります。

もしあれをバスの通り道に造りましたら、相当な民家があったり民有地があったり、相当な時間と、また景観等にも少し影響があるのかなと。せっかく金見崎という集落は非常にコンパクトなまちづくりもできるのではないかなということ、金見崎特異の観光のメニューというものをつくっていききたいというふうに思います。

そしてまた今、広域で奄美を経由して1つの島か、鹿児島を経由して1つの島で、クーポン券での今事業が始まっておりますが、実際に観光客は何を望んでいるかということデータをしてもらいたいという話をしております。このデータに基づいて我々が奄美大島でも味わえない、そしてまたどこにも味わえない観光のメニューができるかどうか今後の課題であろうというふうに思います。

今後は金見崎、金見につきましては、どこにもない観光のメニューというものを、地域でつくり上げればいかなというふうに考えております。

○12番（広田 勉君）

よう分からん。自然遺産でお客さんがずっと来られているのは御存じですか。

○町長（高岡秀規君）

お客さんが戻ってきているというふうには聞いております。一つの事例を申し上げますと、大和村でも灯台の観光地があるんですが、あれは約30分から1時間歩かないと車では行けません、大型バスでは。だから歩いて行くんですけども、そこにも多くの観光客が歩く楽しみということで、リュックを背負って多くの観光客が見えておりました。だから観光のメッカ、何を観光客にアピールするかということが、今後重要であって、そのすぐ近くに物が見える、歩かせないという観光も必要でしょうが、歩きながら、歩かせながら楽しみということも一つの観光メニューになる可能性もあります。だから答えは一つではありませんので、今後は観光客の求めるものをしっかりとキャッチしながら、我々の中で観光メニューを開発していきたいというふうに思います。

#### ○12番 (広田 勉君)

ここに喜界島のよーりよーり歩きというふうなこういう企画とかいろいろ、そして集落の歴史、映像とかいろいろ、各集落全部いろいろやっではおられるわけですよ。これを否定するわけじゃないんだけど、遠くから来られた方々が、やっぱり満足して帰れるようにちゃんとしてあげないといけないというふうに思うがゆえに、時間的な問題があるわけ。よーりよーり歩く時間があればいいんだけど、なかなか難しいですよ。そういったことでもう少し考えて。

#### ○おもてなし観光課長 (吉田広和君)

お答えします。

すいません。世界遺産になってちょっとスタイルが変わってきていて、今言われたように時間がない方は、レンタカーを借りて回っています。となると、今言ったようなメニューで回るので、金見の展望台のほうも上に上がれるし、歩くことはなくなるような感じにもなります。

とにかく今は観光のスタイルが変わって、個人で来るお客さんが多くて、また体験型ですね、自分で実際に歩いて自然を楽しむという観光に変わってきています。

以上です。

#### ○12番 (広田 勉君)

レンタカー借りて回るということは、どういうことかと、案内板がないと大変。カーナビというのもありはするんですけど、ある程度案内板がいっぱい必要なんですよ。で、島は案内板が少ない。

それともう一つ、確かに団体で来るのと、個人で来るのが多くて、1棟貸が笠利の空港の横にも何棟かできています。そして喜界島も1軒貸がずっといろいろできています。そういう花徳にもできましたけど、ああいうふうな1棟貸があちこち島々いっぱいできておりますけども、やっぱりちょっと形態が変わってくるのもあるんだけど、やっぱりそれにはそれなりの案内板とかいうものをきちっとしておかないといけないということですので、その辺はちょっと言うもあんまり時間がないので、次に行きます。

自然遺産観光拠点施設についてですが、屋久島の屋久杉自然館や環境省の住用村にある奄美大島世界自然センター、あと大和村にある奄美生物保護センターをちょっとこれを見てきましたけれども、花徳にできる施設は大体どういうふうなものであるのか、もう少し詳しく。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

広田議員の御質問にお答えします。

世界自然遺産センターについては、徳之島のリビングミュージアムをテーマに徳之島の自然を間近に感じながらくつろげる島のリビング、価値ある自然環境や生物とともにある持続的な暮らしの姿、環境文化を学ぶ島の人々や観光客でにぎわう場所をコンセプトとして掲げた施設になります。

内容については、徳之島の自然遺産の価値でもある生物多様性と保護の取組を紹介し、実際に森に出かけたくなるような仕組みを凝らすことで、エコツアーなどの活動拠点として役割も担う施設等を予定しています。

以上です。

○12番（広田 勉君）

これが大和村の展示、家と展示ですけどね、これが住用村の環境省2つ造ってあるんですけども、全然物が違うんだけど、どっちのほうになるんですか。

○町長（高岡秀規君）

今環境省が計画には、我々が要望しているのは奄美大島にあるセンターとは違うコンセプトで造っていただきたいとか、今我々がそういった場所を見てみますと、展示でも何か中途半端な展示が見受けられると。それを徳之島では違ったコンセプトで展示物にしても画像でPRする物でもお願いをしているところでありまして、環境省にお話を聞きますと、「そういった要望も聞いていますので、徳之島は徳之島の違った形での展示の仕方、そしてまた運営の仕方をしていきたい」というふうな話は伺っております。

○12番（広田 勉君）

その運営管理はどこがされるんですか。

○町長（高岡秀規君）

遺産センターにつきましては、環境省としては3町で一応センターの運営はしていただきたいという話がございます。

○12番（広田 勉君）

ということは、職員を派遣ということによろしいですか。

○町長（高岡秀規君）

今アイデアとしましては、各町1人ずつの職員の派遣、そしてまた臨時になるのか、会計任用職員になるのかというのは分かりませんが、1人、2人は必要かなと。そして経費につきま

しては、恐らく国のほうで賄うのではないかなと。なぜならば入場料が無料になるだろうというふうに思います。

今後はその運営についても、3町と環境省と話を進めて、協議会を設けて進めていくことになるかと思えます。具体的にはそこで話し合うこととなります。

○12番（広田 勉君）

この施設と併合して何か構想がありましたよね。

○町長（高岡秀規君）

この世界遺産センターを誘致するに当たっては、交流施設、観光拠点施設なるものを併設するというのがある程度の条件でしたので、観光拠点施設を町のほうで、今奄振事業を使って、もう設計、整備を進めているところであります。

○12番（広田 勉君）

食堂も何かできるような話もされておりましたけど、大体客席はどれぐらい。

○花徳支所長（尚 康典君）

お答えします。

客席とします食堂のほうは、50人程度を予定しております。

○12番（広田 勉君）

観光客に島の食事を出しなさいとよく言われるんですけども、その辺も考えているんですか。

○花徳支所長（尚 康典君）

お答えします。

食堂におきましては、取りあえず今地域営業課とも一応協力しながら、特産品を使った料理を提供していきたいとは考えております。

以上です。

○地域営業課長（清瀬博之君）

お答えします。

今、花徳支所長から申したように、我々ぐるなびと協定を結んでおります。ぐるなびのほうで、今新メニュー、新たな郷土メニューというか、島の特産品を使ったコース料理を今、今月からシェフ等を募集をかけてやっていく予定なので、8月か9月頃には、もしかしたら皆さんにも試食していただける機会ができるのかも分かりませんが、そのほうな方向で進めているところです。

以上です。

○12番（広田 勉君）

開高健の白いページという本の中に、奄美の人はハブの唐揚げ3切れ食うと鼻血が出るとそう聞いて、私はハブの唐揚げから、酢のもの、刺身、何とかフルコース食べた。翌朝、変化

はなしとそういうふうを書いてあったんですけどね、そういうげてもみたいなものも考えてはいない、いる。

#### ○町長（高岡秀規君）

十何年か前に考えたことがありましたけども、それは亜鉛ですね、亜鉛が鶏肉の7倍ぐらいあるということから、女性に適した食材じゃないかなということで考えたんですが、肉が少なく、あと匂いがひどくて、なかなか食材としては扱えなかったということです。

そして、今考えているのは、徳之島で今肥育牛をしていますから、肉とバレイショとトロピカルフルーツ等を、島で獲れるものをメインに商品開発と言いますか、メニュー開発をしていきたいなというふうに思います。

#### ○12番（広田 勉君）

やっぱり前も言いましたけど、龍郷の近くに鶏飯1本で観光バスをずっと呼んでいる大きいお店がございますよね。やっぱりあれぐらいの鶏飯で呼べというわけじゃないんだけど、あれぐらいのやっぱり観光客が来れるようなメニューとかそういったものもぜひ考えていただきたいなど。

もう一つは道の駅みたいなのもできるようなことは聞いたんですけど、それは。

#### ○花徳支所長（尚 康典君）

広田議員の御質問にお答えします。

今ありました道の駅に登録につきましては、6月下旬に九州地方整備局及び鹿児島県土木部の方々が構成員となる検討幹事会のほうに臨む予定となっております。また検討幹事会を得た後は、連絡協議会に諮られることとなりますが、特に問題がなければ検討幹事会のみ審査となることもあるそうです。その後申請書を提出し登録を受けるという手順となっております。

以上です。

#### ○12番（広田 勉君）

この間からずっとテレビで道の駅のランク付とかいろいろしておるんですけども、やっぱり開口一番何を言うかということ、「わあ安い」ね、どうして島の人たちは高くせんといかんのかなど、売るのが高くするのかがよう分からんですけど、先ほども安くして売れないかという話もありましたけど、今のAコープのものを見ておっても、どうしても島の物は高いというふうな実感があるわけです。そうならないように、「わあ安い」と、「買おう」というふうになるような誘導はできないものかどうか。

#### ○町長（高岡秀規君）

安くてということではなくて、周りにも商店街がありますから、価値のあるものを提供することでありませう。

仮に農産物でも自然栽培であるとか、有機栽培を手がけた野菜をどこかのスーパーが出して

いただくとか、まず民間圧迫ということも考慮しながら、価値のあるものを出していくということコンセプトにしたらいいかなど、今は考えております。

○12番（広田 勉君）

それも分かるけど、やっぱり自分らが買う気になったら、高級料理であれば高かろうか安かろうか買えるんですけど、やっぱりある程度計算しながら買いますので、わざわざ花徳まで行って買うというこのあれも考えながら出店のほうも考えていただけないと、ほとんどいいものを出したけど売れなかったわじゃ、やっぱり大変ですので、そういったこともいろいろ考えて努力していただきたいということで終わります。

○議長（行沢弘栄君）

以上で、本日の日程は全て終了しました。

次の会議は、6月7日午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会 午後 4時54分



# 令和5年第2回徳之島町議会定例会

第2日

令和5年6月7日



令和5年第2回徳之島町議会定例会会議録

令和5年6月7日（水曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第2号）

○開 議

○日程第 1 一般質問

植木 厚吉 議員

是枝孝太郎 議員

政田 正武 議員

内 博行 議員

○散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（16名）

| 議席番号 | 氏名       | 議席番号 | 氏名       |
|------|----------|------|----------|
| 1番   | 内 博行 君   | 2番   | 政田 正武 君  |
| 3番   | 宮之原 剛 君  | 4番   | 植木 厚吉 君  |
| 5番   | 竹山 成浩 君  | 6番   | 松田 太志 君  |
| 7番   | 富田 良一 君  | 8番   | 勇元 勝雄 君  |
| 9番   | 徳田 進 君   | 10番  | 池山 富良 君  |
| 11番  | 是枝 孝太郎 君 | 12番  | 広田 勉 君   |
| 13番  | 木原 良治 君  | 14番  | 福岡 兵八郎 君 |
| 15番  | 大沢 章宏 君  | 16番  | 行沢 弘栄 君  |

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局 長 清原 美保子 君 主 事 稲村 よう子 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の名

| 職名      | 氏名      | 職名         | 氏名      |
|---------|---------|------------|---------|
| 町 長     | 高岡 秀規 君 | 副 町 長      | 幸野 善治 君 |
| 教 育 長   | 福 宏 人 君 | 総 務 課 長    | 村上 和代 君 |
| 企 画 課 長 | 吉田 忍 君  | 建 設 課 長    | 清山 勝志 君 |
| 花徳支所長   | 尚 康典 君  | 農林水産課長     | 高城 博也 君 |
| 耕 地 課 長 | 水野 毅 君  | 地域営業課長     | 清瀬 博之 君 |
| 農委事務局長  | 藤 康裕 君  | 学校教育課長     | 太 稔 君   |
| 社会教育課長  | 茂岡 勇次 君 | 介護福祉課長     | 廣 智和 君  |
| 健康増進課長  | 田畑 和也 君 | おもてなし観光課長  | 吉田 広和 君 |
| 税 務 課 長 | 新田 良二 君 | 住民生活課長     | 大山 寛樹 君 |
| 選管事務局長  | 白坂 貴仁 君 | 会計管理者・会計課長 | 当 洋子 君  |
| 水 道 課 長 | 保久 幸仁 君 |            |         |

△ 開 議 午前10時00分

○議長（行沢弘栄君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（行沢弘栄君）

日程第1、一般質問を行います。

植木厚吉議員の一般質問を許可します。

○4番（植木厚吉君）

皆様、おはようございます。

先般の台風も大きな被害もなく通過し、一安心した矢先、また次の台風が発生しており、動向が気になるところでございます。今年は台風が多く上陸するのではないかと懸念をしているところであります。

島が抱える課題は多くありますが、解決へ向けて一つ一つできることから取り組んでいきたいと思っております。

それでは、令和5年6月定例会において、4番植木厚吉が、通告の3項目について一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず1項目、5地域会議についてであります。

今年1月、国内の世界自然遺産に登録されている5つの地域の間で連絡協議会が発足されました。各地域の課題や解決策の情報を共有し、新たな遺産保護活動のモデルを構築し、世界へ向け発信していくとのことでありました。

今後、この協議会をどのように活用していくのか。また、この地域間でどのような連携が取れるのかを伺いたいと思っております。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

植木議員の御質問にお答えします。

先ほど植木議員も言われていましたが、今後この会議が継続していくことで、直面する課題や自然保護と人の暮らしを両立させる取組などの情報共有が可能になります。これにより、徳之島の遺産価値の保全と活用において、より具体的で効果的な取組が可能になると考えています。

また、各地域間での連携についてですけれども、2025年に開催される万博へも参加が予定しており、遺産地域と連携し、人の暮らしと両立する日本型自然保護のメッセージを国内外に発信することも予定されております。

以上です。

#### ○4番（植木厚吉君）

今のお話のとおり、我々、奄美・沖縄地区は、後もって世界自然遺産に登録されたわけですが、いわゆる知床やら白神山地、屋久島等自然遺産の先進地があるわけですから、いろいろな観光地としての対策は、我々が先を行っていると思います。

また、そのような中で、現在把握されている課題といたしますか、ごみ問題、オーバーツーリズム等あるかと思えますけども、どのような課題があると考えられますか。

#### ○おもてなし観光課長（吉田広和君）

お答えします。

現在では、ロードキルのほうが多発しているような状況でありますので、その辺の課題解決のために、30年続いてきた屋久島等の意見とか共有して参考にしていきたいと考えています。

#### ○4番（植木厚吉君）

ロードキル、それは奄美特有の課題であろうかと思いますが、この世界自然遺産登録されて、先ほど2025年の万博に打ち出そうということでもありますけども、いわゆるこの取組が世界へ向けて日本の世界自然というものをブランド化して打ち出していこうということでもありますけども、これは後ほど是枝議員も上げていますので、深くは聞きませんが、ざっくりとでいいですけど、どのような方向性でこの世界へ。

#### ○町長（高岡秀規君）

今、東京等でその会議が行われたときに、首長同士でお話をしたことがございます。先ほどのロードキルの問題と外来種の問題は同じ地域課題があるということで、特にまた、小笠原諸島等の首長さんともお話をいたしました。

しかしながら、その課題解決につきましては、それぞれの抱えている課題で、方法は違うかもしれないなというふうに今考えているところであります。

そして、例えばロードキルのクロウサギの場合はどうやって防ぐかっていいますと、例えばトンネルを掘るとかってなりますと、それはまた野猫もトンネルに入ることになってしまうと、それでまたクロウサギの習性を見ますと、ふんをするのは見晴らしがいいところでやるとかです、いろんな地域が特性のある課題を持っていますから、解決策には相当な努力とアイデアが必要になってきているなというふうに思います。

また情報発信につきましては、今、自然遺産の5地域が共同で首都圏等々でアピールできないかとか、万博での参加による取組とか、あと物産関係の販売等についても5地域が協力できないかという話が今議題となっております。

今後は、5地域でしっかりと自然遺産についての世界へのアピールを取り組んでいくことになると思います。

#### ○4番（植木厚吉君）

この5つの地域を結ぶ協議会を通して、この日本の世界自然遺産というものが確固たる日本のブランドになっていくように期待します。

次に、この協議会発足を機に、各地域間の人的交流や地域間での物産品の相互販売など、各地域において相乗効果の期待できる取組ができないか、伺いたいと思います。

これを少し掘り下げて話しますと、例えば、各地域には物産館や道の駅等、そのような販売拠点があるかと思いますが、そのような場所で、例えば世界自然遺産フェアのようなイベントを企画したり、互いの物産場で期間限定とかでお互いの季節の産物を販売したりですか、また観光に関するパンフレット等お互いに設置するとかですね、それぞれの地域に訪れた観光客が、またそれ以外の世界自然の登録地域に行ってみたくなるような、そのような取組をしてはどうかと思うところですが、いかがでしょうか。

#### ○地域営業課長（清瀬博之君）

おはようございます。

植木議員の質問にお答えします。

人的交流や相互販売等により相乗効果に期待できる事業についてお尋ねでした。

地域営業課美農里館におきましては、世界自然遺産5地区との協定を結ぶことによって、各地区の特産品を扱うことは可能であると考えております。

また、そういう取組をすることによって、相互販売等の事業展開も推進できるのかなというふうに考えております。それによって本町のPRにもつながるし、各地区の相乗効果もあると考えているところであります。

そういったことを今回の発足を機に、どのような事業が展開できるか、関係機関や担当課と検討してまいりたいというふうに今考えているところであります。

以上です。

#### ○4番（植木厚吉君）

これは個人的なちょっと経験を申しますと、鹿児島のある物産館といいますか、道の駅に訪れた際に、道の駅というのが大体その地域の物、地場産の物を扱うのが当たり前なんでしょうけども、食堂の方で別の地域の、ちょっと忘れちゃったけど、そばを販売してまして、そのそばを食べたんですけども、期間限定で、そういう季節だったんでしょうね、食堂で販売をしていて、あっ、こういうのもありだなという観点で今回のこの質問をさせていただいたんですけども。

また、先ほどフェアのようなイベントという話もしましたけども、先般3月に尼崎のほうに我々も行かせていただきましたけども、やはりあのような、コロナ明け、また対面でのあのようなイベントがすごく好評だったと聞いておりますし、我々も体感して、やはりこのようなア

ナログ的なPR活動ってすごい大事だなと、改めて再認識したところであります。

あのイベントについて、課長の感想等、また聞かせてください。

#### ○地域営業課長（清瀬博之君）

お答えします。

3月のイベントにつきましては、尼崎のほうで郷土会とか一般社団法人徳之島の方を中心にさせていただきました。職員も大勢参加させていただきました。本当に、向こうも3年ぶりの開催で大変なにぎわいできて、我々徳之島から持っていった商品も全て完売した状態でした。本当にありがとうございました。この場を借りてお礼を申し上げたいと思います。

また、先ほどあったように、イベントに関しましても、世界遺産の5地区会議において、首都圏や大阪、福岡、物産展などが開催することが可能ならばやっていきたいというふうに思っております。

また、徳之島の知名度もアップするというふうに考えております。それにつきましては、各地区の予算や開催時期、関係機関との連携を考慮した、どのようなことができるかという提案ができれば、より一層、徳之島の魅力というのが、尼崎のような形で発表できるのかなというふうに思います。

以上です。

#### ○4番（植木厚吉君）

この質問をするに当たりましてネット等でいろいろ検索してみたんですけども、北海道の知床の世界自然遺産のサイトを見ましたら、各地域の登録地域の紹介もしていたんですね。

やはり北海道に興味のある方が知床に行ってみたいとサイトを検索したりした際に、またほかの地域も載っていますので、あっ、こういうところがあるのか、こういうところもあるんだなというすごい誘導には有効だと思いました。

また、先ほどお話ししましたとおり、現地でのいろいろなイベント等、かなり有用性があると思いますので、ぜひ、まだこの5地域の間でもろもろの事業はないかと思っておりますけども、ぜひ、事業化等を目指していけるように頑張ってくださいと思います。ぜひ、交流促進のほうを図っていただきたいと思うところであります。

また、その中でも、島の経済的発展を考えたときに、観光立県沖縄との連携強化はしきりに叫ばれておりますし、また、必須の事項だと思います。

その中で、令和5年度の奄振予算の中にも、奄美・沖縄との観光連携事業が計上されておりますけども、今後どのような事業が計画されているか、伺いたいと思います。

#### ○企画課長（吉田 忍君）

植木議員の御質問についてお答えいたします。

今年2月に策定しました奄美群島成長戦略ビジョン2033の中でも、奄美群島は沖縄への輸出

や世界自然遺産登録を契機とした交流人口のさらなる推進など、沖縄との連携を図るという本文が明記されているところです。

また、総括的な課題の中でも、沖縄は奄美群島と社会的、経済的、文化的にも古くからつながりが深いことから、生活圏域として関係にある。共に世界自然遺産になったことから、今後、奄美群島の自立的発展を促進していくためには、沖縄との関係は重要性を増しており、人や物資の往来の支援、医療、福祉の支援など、あらゆる面で連携を強化していく必要があるとしております。

この中で、今現在、奄美群島と沖縄関連で取り組んでいる事業を御紹介いたします。

まず1つ目が、先ほど植木議員がおっしゃいましたが、奄美・沖縄世界自然遺産登録観光連携事業、こちらのほうは、鹿児島県、県のPR観光課と沖縄県が合同で実施しており、沖縄島北部・那覇・奄美大島、また沖縄島北部・那覇・徳之島を対象とした旅行商品券の造成促進事業となっております。こちらのほうは、このルートに参加していただいた方に、ノベルティー等を贈呈している事業となっております。

また、令和5年度の新規事業としましては、こちらのほうも、鹿児島県PR観光課が実施主体ではございますが、2つの自然遺産、屋久島・奄美周遊促進事業を実施しております。

本町といたしましては、これまでも継続して実施しておりますが、奄美大島12市町村、沖永良部島与論、沖縄島北部やんばる地区ですね、こちらのほうの広域圏交流促進推進協議会というものに携わっております。

こちらのほうは、昨年度も沖縄のやんばる地区のほうに小中学生を派遣いたしまして、そこで現地の子供たちと一緒に自然環境保護の勉強会とか、いろいろな取組を実施しております。こちらにつきましては、今年度も継続的に実施していくところです。

そしてもう1点、沖縄との交流の中で関連していくのが、今年は奄美群島日本復帰70周年、こちらのほうを記念いたしまして、奄美大島のほうで5市町村による共同主催で、第14回全国離島交流中学生野球大会、こちら全国離島甲子園と申しますが、こちらのほうが8月に5日間の日程で開催を予定しております。

こちらのコンセプトも、「野球を通じて「島」と「島」の交流を」としており、沖縄のほうからも3チームが出場して、この中で合同での野球教室や交流会などを通じて交流を深めていく事業でございます。

また、これに加えまして、今後とも企画課としましては、広域事務組合を中心となって事業の創設に取り組んでまいりたいと思います。

#### ○4番（植木厚吉君）

これ先ほどのまたイベントの話に少し戻りますけども、このネット社会が浸透した社会でも、対面にかなうものはないと思うんですね。人的、本当に人と人との直接的な交流、そのような

事業を利用して、もっともっと深めていければと思うところであります。

また、沖縄との連携ということですが、昨日、沖永良部のほうで議員大会がございまして、その後、議員の方々と大山さんという農家の方の研修に行ったんですけども、長らく農業を携われておられて、今、福岡先輩も取り組んでおりますけども、サツマイモの栽培もされている方です。大規模でされておりますので、沖縄を経由したアジア圏との取引というものも視野に入れて活動されていることでもあります。

私が言うところの、沖縄との連携ということは、今後、沖縄は観光人口も世界一でありますし、また、今、USJを手がけたプロデューサーが今、そういうアミューズメントパークの建設も始まっております。恐らく観光しかり、アジアの経済圏の中心になってくる土地が沖縄だと思いますので、そことの連携というのはしっかり強固につなげていくのが必要だと考えております。

そのような中で、沖縄との連携という見解で町長の御意見を頂きたいと思っております。

#### ○町長（高岡秀規君）

今、奄振予算のほうでも、沖縄との連携というものを強くうたおうとしているところがございます。今後は、鹿児島県と沖縄県との連携、どうやって連携を取っていくかということが非常に重要になってくる。それは、お互いがウィン・ウィンでなければいけないということでもあります。

例えば沖縄県にしても、当然、沖縄県の離島を抱えています。鹿児島県の離島も抱えていますが、まず沖縄県としたら、まず、自分たちの県内の離島振興というのはどういったものか。プラスアルファとして、奄美の離島と兄弟島ということで進めていくことが、お互いウィン・ウィンだろうというふうに思います。

そこで、沖縄県に流れる観光を全て奄美ということではなくて、じゃ、奄美から沖縄に誰が行くのかという、奄美経由で沖縄というふうになりますと、徳之島の闘牛でありますとか、それだと手当ての沖縄からも来るし、奄美、そして都会から、鹿児島からでも沖縄のほうに誘致ができるわけですね。それだとウィン・ウィンになるわけですよ。

農産物にしても、お互い我々の言うことだけではなくて、沖縄県の立場になって考えた上での企画というものが、今後は必要になってくるだろうというふうに思いますので、今後はさらに、鹿児島県と沖縄県の話合いを進めながら、具体的な施策を構築していきたいというふうに思います。

#### ○4番（植木厚吉君）

まさに、今取り組んでいる奄振の事業を活用して、ぜひ、言葉とかではなく、本当に実質的な交流が深まっていくことを祈念しております。

次に、観光需要の増加について伺いたいと思っております。

令和5年5月から、新型コロナウイルス感染症の位置づけが2類相当から5類感染症となり、いわゆるアフターコロナという兆しが見え始めました。

各業界においても、コロナの後、徐々に復調に転じているとの声を聞いておるところであります。

また、そのような中で先般、取り組みましたユーチューバーの平成フラミンゴさんとのコラボ企画や、また、片岡愛之助さん・藤原紀香さん夫妻の来島など、私たち徳之島が頻繁にメディア等で取り上げられるようになってきております。

また、そのような要因もあり、島内産の商品の需要も相当に高まりつつあると聞きますが、現在、美農里館で生産している商品の現状を伺いたいと思います。

#### ○地域営業課長（清瀬博之君）

植木議員の質問にお答えします。

現在、美農里館で生産されている商品の現状についてのお尋ねでした。現在、美農里館で製造されている商品は、豚角煮カレー、各種ジェラート、ジャム、島みかんジュースの4種類の16品目でございます。

美農里館商品は、これまでの職員や関係者、また議員の皆様のPRにより知名度がアップしてまいりました。先ほど植木議員からもあったように、昨年度のおもてなし観光課の事業で芸能人の方やユーチューバーが取り上げたことにより、知名度がさらにアップした状態でありませう。

そこで、豚の角煮カレーにつきましては、現在、空港をはじめ、町内のスーパーで取り扱っていただいております。

また、今年度より、羽田空港近くにあるイノベーションシティ内の「ぐるなびフードホールワイ」という施設において、角煮カレーを毎月100食提供することになりました。それにより、角煮カレーの売上げも大分伸びてきているところであります。

ジェラートにつきましても、現在、11品目のジェラート・ソルベを製造しております。ジェラートも空港をはじめ、島内の飲食店へ卸しております。また、ふるさと納税の返礼品としても活用していただき、販売個数が増加傾向にあります。

島みかんジュースにつきましても、空港をはじめ、島内の飲食店及びスーパーで取扱いをしていただいているところです。また、会議等でも御利用していただいている状態であります。

ジャムにつきましては、ジャムという名のつく商品は全国に結構多く存在するのですが、それでなかなか販売個数が増えてこなかったところがあったんですが、昨年度より、ふるさと納税の返礼品として活用したところ、徐々に注文個数が増えてまいりまして、現在はリピーターの方も増えている状態であります。

以上です。

#### ○4番（植木厚吉君）

確かに先ほど話しましたPR活動のもちろんたまものではあるとは思いますが、いろいろ課長とは個人的にもお話をさせていただく機会が多いんですけども、商品にすごいこだわって、そのこだわりというものが伝わっているから増えてきていると思うんですよ。

幾らPRしても売れないものは売れないし、今それだけ引き合いが多いということは、生産ラインに携わる方々のこだわり、また、町長、課長のこだわりが伝わって、そのような問合せも増えてきていると思います。

特にジェラート等、すごい果汁のパーセントでしたかね、すごいこだわってやられると聞いておりますけども、課長が商品の中でこだわられているところとか、出たところございますか。

#### ○地域営業課長（清瀬博之君）

ありがとうございます。

私は全ての商品がおいしくいただいているのですが、特に角煮カレーにつきましては、中に入っている豚の角煮がとても軟らかくておいしいと思っているし、豚の肉がないとこの角煮カレーは成り立たないなというふうに感じているところであります。

また、ジェラートにつきましても、マンゴーソルベにつきましても、45%ほど果汁が入っております。そういった、もともとそこで働いていた歴代の課長さんや町長がそういったことにこだわって、そういった商品をつくったことによって今があるのかなというふうに感じているところであります。

以上です。

#### ○4番（植木厚吉君）

昨日の一般質問の答弁の中でも、その食にこだわるということの話がございましたけども、今、ジェラートの45%を改めて聞くと、すごいパーセンテージだなと思うんですけども、この物産品の食に対するこだわりというもの、町長の見解がございましたら。

#### ○町長（高岡秀規君）

やはり商品の原材料の特徴をいかに出すかということですよ。例えば、例え話ですけども、ショウガというものはぴりっときます。通常、ほかの商品をその当時見ますと、ぴりっという感覚を抑えている傾向にあったわけですよ。それでは、ショウガのものの原材料というのは意味がないということから、ショウガのぴりぴり感というものを出すための商品開発をしたわけです。それが、結果的にショウガを感じられるということから、定着したリピーターが生まれてくるのではないかなというふうに思います。

薄利多売は大手にかないませんので、我々はあくまでもシェアは、言わばピラミッドでいえば安くはできませんから、ピラミッドのトップのシェアをいかに獲得するかということに力を入れていかなければいけないというふうに考えております。

#### ○4番（植木厚吉君）

ぜひ、そういうこだわりがユーザーに伝わってのリピーターが増えてきていると、要因だと思いますので、ぜひ、そのこだわりは捨てずに今後も取り組んでいただきたいと思います。

また、今後、新商品の開発等も何か考えておられますか。

#### ○地域営業課長（清瀬博之君）

ありがとうございます。

新商品につきましては、今徳之島で生産されている和牛ですね、徳之島生まれ徳之島育ちの牛の切り落した肉が少しあったので、それによってビーフカレーが作れないかということで、以前、少し試作をして町長、副町長、総務課長に食べていただいたんですが、何せ今生産の量が増えているので、その新商品の試食した後の製造までがまだ行き着いていない状態が続いているので、今後はそういった方向にも少し力を入れながら進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

#### ○4番（植木厚吉君）

この流れで次に行きたいと思うんですけども、来年末には観光拠点施設も稼働の予定でありまして、さらに商品の販路も広がっていくのではないかと思うところであります。

今後も商品の需要拡大は間違いなくあることと思う中で、そのような現状の中、美農里館の製造工場としての機能強化は必須ではないかと考えるところでありますが、現在、製造ラインの増設やまた改修などは考えていないか、伺いたいと思います。

#### ○地域営業課長（清瀬博之君）

ありがとうございます。植木議員の質問にお答えします。

美農里館の製造ラインの機能強化についてお尋ねでしたが、今現在の美農里館におきまして、商品は4種類の製造状況ですが、角煮カレーにつきましては、下処理を含め2日間要します。その後、外部へ検査を出して、検査期間が約3週間を要しますので、製造は約1か月ほど要します。その間に製造個数は、1回で約300個ほどの製造個数となっております。

ジェラートにつきましても、1品目につきまして1日、検査で3日、ジェラートは11品目あるために、大体1か月半から、もし、全てを作ろうと思ったら1か月半から2か月ほど要するというふうに考えております。また製造個数は、カップだと500個から700個が製造可能です。

ジャムにつきましても、製造は約4日間要するところです。1回の製造で200グラムが50個、50グラムが200個、これにつきましては、賞味期限が6か月ということなので、あまり多く作り過ぎると賞味期限が過ぎてしまうということで、ちょっと個数を減らして作っているところでもあります。

島みかんジュースにつきましても、約5日間ほど製造に要します。これにつきましては、

1回で1,000本ほど製造できることになっています。

このようなことから、需要と供給のバランスは、現在若干追いついていない状況ではあります。現在のところは製造回数を少し増やして対応している状況です。

今、御質問のあったことですが、これは私の見解ですが、今後需要を拡大していくことで、また我々職員や皆様方のPR活動が増えていくと、多分製造が追いつかなくなることも予想されます。

そこでやっぱり施設の更新はもちろんですが、また、当局とか相談をしながら増設も考えないといけないのかなというふうに感じているところでもあります。

以上です。

#### ○4番（植木厚吉君）

外の条件が物産館もでき、売れる体制はPRも含めて整ってきているわけです。課長との会話の中にも、なかなか生産が追いつかないとよく聞いておりますし、やはり売れるときにしっかり売れるものを製造するというのは、ある意味責任でもありますので、この辺はなかなか大きな投資はかかる場所でもありますので、簡単には言えませんが、ぜひ売れるものでありますから、ラインの強化というのは図っていただきたいと思うんですけども、町長の見解はどうですか。

#### ○町長（高岡秀規君）

実は製造業者について、島の製造業者のメーカーはそこが一番ネックになっていると。せっかくいいものを作るんですけども、大手の間屋さん、これだけの量を作れますかと。作れるんだったら、ちゃんと契約をして販売しますよというところの製造量がなかなか作れないというので、お断りしているケースが結構出てきてはいるんですよ。

当然、私どものジャガイモについての日本食研のあれも、製造量が全然足りないということから、結果的には今、頓挫しているところでもあります。

この製造量が、売り先のバイヤーから見たときの量を供給できないということが今の最大のネックになっていますので、今後は民間の加工業者もしかり、そして今、美農里館もしかり、交流人口が増える中でしっかりと対策は打たないといけないなと、そういう時期に来ているかなというふうに考えております。

#### ○4番（植木厚吉君）

この件に関しましては明確な答弁は求めませんが、ぜひ重要な課題として取り組んでいただければと思うところでもあります。

次の質問に移らせていただきたいと思います。

3項目め、島内主要県道の国道昇格について伺いたいと思います。

以前、県道80号、83号線の国道昇格への要望活動があったかと思いますが、どのような経緯

があったか、お尋ねしたいと思います。

○建設課長（清山勝志君）

お答えします。

当時、県議会で陳情がなされていましたが、継続審査となり審査未了で終わっております。

また、奄美群島市町村議会大会にて、昭和63年から平成19年の間に13回も議題に上がっていますが、同様に継続審査となっております。

○4番（植木厚吉君）

この件に関しましては、先ほど資料のほうもお配りさせていただいておりますけども、一番最初は昭和63年ですかね、相当な長い要望の歴史があるようでございます。もう十数回要望しております、名立たる先輩方が要望を上げているのを拝見させていただいております。

なぜここまで国道昇格というのにこだわったんでしょうか。何か分かりませんか。

○町長（高岡秀規君）

まずは、奄美大島に国道があることから様々なトンネルであるとか、そういった整備がされてきている。それでまた、国道イコール非常に安全確保ができています素晴らしい道路だという感覚もあったんだろうと。よって、県道ではなくて国道昇格することによってトンネルであったり、いろんな施策が講じられるのではないかなという期待感から、恐らく過去には国道昇格を要望したことだろうというふうに思います。

○4番（植木厚吉君）

この陳情一覧の中に、平成6年なんですけども、徳之島町山と天城町の松原の間のトンネルの要望等も出ております。これも地元の先輩からそういうような活動があったことも聞いておりますし、やはり国道であれば、そのような可能性も見えてくるという観点もあったであろうかと思えます。

その添付資料のもう一つ地図を添付しておりますけども、鹿児島から種子島、奄美大島を経由して沖縄本島につながっておるわけですけども、私個人の意見ですけども、あくまでも、各離島もしっかり国道へつながるべきだと思うのが個人的な意見であります。

これが、次に行きますけども、国道へ昇格した場合、どのようなメリットが考えられるか、伺いたいと思います。

○建設課長（清山勝志君）

お答えします。

県道から国道へ昇格すると、今まで県が維持管理をしていた道路の管理を拡張や維持管理に係る負担を国がするようになります。

また、道路法に定める一般国道のうち補助国道となります。指定区域外ですので、管理は変わらず県であります。施工金の補助率が10分の7から10分の8となることです。

#### ○4番（植木厚吉君）

負担金の割合も減ると。大きなメリットというのではないかと思いますけども、先ほどの先輩方が要望された時期と現在では国際的な状況、また国内の状況もかなり変わってきておりまして、一概に当時と同じ条件ではないですので、その観点からも、現在、今年、去年と自衛隊の訓練もございました。また、徳之島を含めた南西諸島の役割は以前にも増して重要になってきております。

今後また、自衛隊の訓練使用などを考えれば、島内の主要道路も高規格化が必要になってくるかもしれません。この国道昇格の要望に関しては、絶好のタイミングではないかと思うところなんですけど、町長の見解を伺いたいと思います。

#### ○町長（高岡秀規君）

昔とは大分様相が変わってきているのかなというふうに考えております。

背景には、世界自然遺産登録になって沖縄と奄美、徳之島が遺産登録になったということから、それを道路でもつなげないかという話は、恐らくテーブルの上ではのせれる可能性はあるかなというふうに思います。

以前、昭和60年のトンネルの話については、僕も記憶が少し覚えているのが、手々でありますと、金見とか素通りになってしまって、恐らく疲弊してしまうということも意見もあったように伺っております。

今後は、世界自然遺産の中で自然を守るための道路というものは、クロウサギ等々の対策を考えますと相当な予算等必要になってきますので、今後は国道について、一度国のほうへ意見交換を申し出たいというふうに考えております。

#### ○4番（植木厚吉君）

これ相当、何年前でしたかね、石原都知事が在籍のときに尖閣諸島を国有化するというところで、国のほうが国有化に動いたわけですけども、やはり先ほどの地図にもあるとおり、各離島飛び飛びで国道というものが点在しているわけですけども、やはり各離島こそ、しっかりと国のインフラ、国道という整備が、逆に今の御時世必要だと思います。

しっかりこのような観点からも、ぜひこの案件は過去の活動等も参考にしながら、実現へ向けて取り組んでいけたらと思うところであります。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

#### ○議長（行沢弘栄君）

次に、是枝孝太郎議員の一般質問を許可します。

#### ○11番（是枝孝太郎君）

皆様、おはようございます。

昨日は瀬戸内町長、鎌田愛人、「愛人」と書いて「なるひと」、町長が再任をされて、また

4年間、町長との関わりが出てくるとは思いますけど、町長は7月に向けて大変だと思いますけど、ふんどしを締め直して、もう一度、未来にビジョンを描いて頑張っていたいただきたいと思います。

それでは、是枝が一般質問します。

今はやりの指示や質問にすらすら答える対話型人工知能（AI）が日々激化、急激に進化しています。

とりわけ、アメリカのOpenAI、ChatGPT、アメリカのMicrosoft Bing、アメリカのグーグル社Bardによる競争がますます激化しています。

これに関連して私も試してみました、一般質問に。それに関わる、多少なりとも文言が一緒になるかも分かりませんが、11番是枝が3項目について、執行部並びに主管課長の明快で的確なる答弁を求めます。

1項目め、地域振興について。

EXPO'70から55年たちました。万博が大阪にやってくる。「いっしょに、いこう！」「いっしょに、いこな！」大阪・関西万博。「いのち輝く未来社会のデザイン」をキャッチフレーズに大阪で行われるが、徳之島町として万博にどのように関わり、地域活性化につなげていくのか、そして政策に構築していくのか、伺いたいと思います。

#### ○おもてなし観光課長（吉田広和君）

是枝議員の御質問にお答えします。

先ほど植木議員の質問のときに地域営業課長が答弁していましたが、万博への関わりを通して、世界自然遺産地域であることの知名度を上げ、徳之島の認知度が高まることで、インバウンドや国内の旅行先との需要の高まり、また地域活性化につながる事がこのことで期待されます。

また、町として万博に直接関わる機会があれば、関係機関と連携して徳之島町を国内外にPRしていけたらと考えています。

以上です。

#### ○11番（是枝孝太郎君）

植木議員のときに具体的に述べていただいておりますので、客観的に質問したいと思います。

今後、私たち徳之島町の地域活性化に取り組むに当たって、大阪・関西万博に対してどのように関わっていくのか。そして、その周辺地域でどのような徳之島町としてのPRができるのか、そういった考えはお持ちでしょうか、伺いたいと思います。

#### ○町長（高岡秀規君）

実は大阪万博につきましては、東京の郷土会でありますとか、さらには世界自然遺産の5地域でありますとか、広域等に参加するべきではないかとかいろんな意見がございます。奄美と

して、参加を今模索するかしないかの検討をしているところです。

今後は大阪の万博に向けて、首長、12市町村長が一度そういった議論をしてみたいなというふうに考えております。

#### ○11番（是枝孝太郎君）

それでは、去年でしたかね、今年でしたかね、屋久島のほうで世界自然遺産登録の5団体がそこで話し合いをして、今後の対応をしていただいたと思いますけど、その5地域との徳之島町との関係で、その5地域で万博にどういうふうな関わりができるのかということも議題の中にのせていただきたいと思いますけど、町長の見解を伺いたいと思います。

#### ○町長（高岡秀規君）

その5地域でというふうになりますと、今考えますと永良部、与論、喜界島が含まれないわけですね。そういったところで、奄美群島としてどうやって取り扱えるのかどうかも含めて、総合的に判断したいというふうに思います。

今後、大阪の万博で奄美群島、南西諸島をPRするということには絶好のチャンスではないかなというふうに思いますので、今後はしっかりとどういった方向性、そしてまた可能なのかどうかも含めて検討してみたいというふうに思います。

#### ○11番（是枝孝太郎君）

私たち徳之島町の役場としては、企画課、おもてなし観光課、地域営業課が関わってくるはずですので、総合的に今後、その3課で今後どういうふうな対応をしていけばいいのかという話し合いも持ったほうが必要だと思いますけど、その点、町長の考えを伺いたいと思います。

#### ○町長（高岡秀規君）

まず、徳之島町のみとなると非常に厳しいかなというふうに思いますので、ブース等の恐らく競争が相当激しくなるだろうというふうに思います。よって、ある程度の公的な視野に立った施策・提案が必要でありますので、広域のところで一度話をしてみたいというふうに考えております。

#### ○11番（是枝孝太郎君）

それで、1つだけ僕は言い忘れてありますけど、花徳支所長、今後、世界自然遺産のセンターができますよね。どういうふうにしてパンフレットを作成し、対応していくのか、そして、そこに可能であれば道の駅に関しての内容等も加味しながら、そういったパンフレットの作成をどういうふうに対応するのか、少しだけ伺いたいと思います。

#### ○おもてなし観光課長（吉田広和君）

是枝議員の御質問にお答えします。

世界自然遺産センターについては、環境省のほうで3町で協議会を開いて話し合いを持ってパンフレットのほうを作成するというので、まだ検討中になります。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

3町で話し合っ、その結論が出たら大阪万博で周辺地域でブースを設けるんだったら、私たち徳之島町のパンフレットイコールセンターのパンフレットの提供もしていただいてPRをしていただきたいと。そしたらインバウンド、まずは知ってもらうことが先ですので、来る前に知ってもらって、そこから来てもらうという段階のほうがベストじゃないかなと考えます。

今後とも、北部振興の議員との連携を取りながら考えていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、次に行きます。

2項目めの教育振興について伺ひます。

学校現場における諸問題は多々存在するが、児童生徒以外の教員に関して教育委員会としてどのような研修を行い、教員の心身ともに最大限健全な状態で学校運営・活動ができるように手だてを行っているか、伺ひたいと思います。

○学校教育課長（太 稔君）

是枝議員の御質問にお答えいたします。

教職員に対して心身の手当てですが、労働安全衛生法に基づき各学校での毎月安全衛生委員会の開催、学校業務の改善、ストレスチェックの実施、産業医への相談、総括といたしまして、年2回総括安全衛生委員会での報告及び産業医の講話などを行っております。

また、徳之島町業務改善アクションプランを作成し、業務時間の適正管理を行っております。総合型校務支援システムの導入やプログラミング研修なども行っております。

学校における諸問題の対応といたしまして、地域学校協働活動及び学校運営協議会を推進し、年2回の研修会を実施しております。

また、大島教育事務所の学校訪問、町長と教育委員会の学校訪問、教育委員会の学校訪問を行い、学校の授業参観、教員の指導、学校経営説明、関係書類の閲覧、教育環境等の設備の確認を実施しております。

年6回の校長研修会、年5回の研修会でも研修を行っております。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

それでは伺ひます、教育長先生に。

どういったのが体罰なのか、どういったのが懲戒なのか、具体的にもし事例があったら私たちに、インターネットを見ている住民の方々、そして議員に分かりやすくできれば教えていただきたいと思います。

○教育長（福 宏人君）

是枝議員の御質問にお答えしたいと思います。

今回一部報道等において、本町の中学校において体罰事案ということで御心配をおかけしているところでございます。

今後とも、学校現場においては、子供の心に寄り沿ったような対応、それから体罰・暴言のないような教育というふうに努めてまいりたいと思います。

議員の御質問の内容なんですけど、学校においては、学校教育法第11条において、もちろん子供たちの教職員による指導、それから懲戒はできます。ただし、体罰・暴言による指導はできないということで規定が定められております。

詳しく申し上げます。なかなか指導・懲戒はできますけど、体罰・暴言についてはできないというふうになっておりますので、具体的に例えば申し上げますと、例えば体罰とか不適切な指導については、いかなる児童生徒に対しても許されないことであり、児童生徒の心身に深刻な影響を与えるということで学校教育法に禁止されている違法行為でございます。

もう一つは、不適切な指導というふうなものもございます。例えば大声でどなるとか、ものをたたくとか、投げるとか、児童生徒の言い分を聞かずに対応するとか、児童生徒に著しく不安感や圧迫感を感じる場所で指導をするとか、子供たちに連帯責任を負わせるとか、それから指導後、教室に一人にするとか、一人で帰らせるとか、保護者に連絡しないとか様々な内容が細かく規定をされています。

ただし、もう一度繰り返し申し上げますと、懲戒、いろんな子供たちに指導する上できちっとそこを指導する、それから懲戒を加えるということは法律上ありますので、それについては、私たちが現場で教師が指導をするときに萎縮することなく、きちっとそこは指導するところは指導をします。

ただし、先ほど申し上げましたとおり、体罰とか暴言による教育はあり得ないということ、今後とも、家庭教育学級とかPTAとかいろんな場がありますので、保護者の皆様も含めて、教職員はもちろんそうなんですけど、分かりやすく、また今後も説明する必要があるのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

#### ○11番（是枝孝太郎君）

ありがとうございます。

学校教育法第11条、校長及び教員は、教育上必要であると認めるときは監督庁の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることはできる。ただし、体罰を加えることはできない。これは教育基本法の下に学校教育法というのがある、その上は日本国憲法ですよ、そして教育基本法。

日本国憲法と教育基本法は本当は平等性を保っているんですけど、憲法のほうがワンランク

上ですので、その一連の流れで学校教育法があって、学校教育施行令、施行規則とつながってくるんですけど、その中にただいま言った教育長のそういった懲戒は許されると、体罰は許されないというような考えの下で、日本の社会規範は成り立っているわけです。

それに関して、やっぱりある程度そういった内容をしっかり教員にもう一度、そして父兄にももう一度、父兄という言葉を使つては、保護者にもう一度知っていただく、そして検証を行っていただくような段階をもう一回再度構築していただきたいと思います。

そしてもう一つ、学校教育課長に伺います。分限処分ってどういったことなんでしょうか。

#### ○学校教育課長（太 稔君）

是枝議員の御質問にお答えいたします。

分限処分とは、職員の心身の故障を前提として、職員がその職責を果たさない場合に職員の身分の変動をもたらす処分であります。

以上です。

#### ○11番（是枝孝太郎君）

それは国家公務員、地方公務員、教育公務員に該当するわけでしょうか、教育長、教えてくださいたいと思います。

#### ○教育長（福 宏人君）

公務員も含めて、教職員も含めて、国家公務員、地方公務員はございますが、特にももちろん、これは公立学校教職員に関連して申し上げれば、ここに国の基準等もございますが、まず、いわゆる分限と懲戒というのがございます。

まず分限とは、例えば今先生方がメンタルヘルスとか、なかなか授業に立てないとか、精神的なような、いわゆるそういったようなことで、例えば停職であるとか、免職であるとか、後任であるとか、先生方が教育を推進する上でなかなか十分にいけないときには、分限処分があります。

もう一つは、身分的なことで大罰、それから先ほど申し上げましたそういったことに対しては、例えば飲酒運転とかそういったのは懲戒ということで、これも免職、停職、あと小さく言えば勲告、嚴重注意という2つの法的なので、先生方の身分保障と、それから懲罰的なものが分かれております。

以上でございます。

#### ○11番（是枝孝太郎君）

ある程度多少なりとも難しい部分がありますけど、そのとおりだと思います。

簡単に言えば、分限処分とは、一般職である日本の公務員で、勤務実績がよくない場合や、町長、勤務実績がよくない場合や、心身の障害のためにその職務の遂行に支障があり、またこれに応えない場合など、その職に必要な適格性を欠く場合、職の廃止などにより、公務員の効

率性を保つことを目的として、その職員の意に反して行われる処分であります。

それはどういうことかという、任命権者の裁量権というのがありまして、それは任命権者が今後その職員に対してどういうふうに対応していくのか、これは教育委員会も交えて不適格だと認めれば、申し訳ないけどあなた、民間に行ったほうが今後活躍できますよというような法律の流れであります。

だからこそ、私は教育長先生にもう一度お願いがあるんですけど、もう一度保護者も含めて、教員も含めて、憲法とはどういったのか、法律、法令、通則というのはどういったのか、教育法といったのはどういったのか、文化保護法の中に教育基本法とか教育公務員特例法とかありますけど、それとか、社会法、民法、刑法等に関わる研修会をもう一度再度しないと、法律で私たちは動いているわけですから、この世の中は社会規範の中で、風習・文化・伝統、風習・文化・伝統、法律で私たちはこの世の中を生きているわけですから、社会規範はどういうものでなければいけないか、個人的にどういうふうにして対応していかなければいけないか、一教員としてどういうふうにして対応していかなければ、再度、そういった法律の研修会をしていただきたいと思います。どのように考えておられますでしょうか。

#### ○教育長（福 宏人君）

お答えしたいと思います。

法体系はもちろん、公務員と一般も含めて法体系で私たちは動いているわけです。

例えば教職員になると、やっぱり子供たちを教導くということで、身分的にも、刑罰的にも、民事的にも様々なことがございます。

それから例えば、先ほど是枝議員の御指摘のとおり、その教員が心身的に体調が悪くてきつちりと子供たちに指導できない場合がありますよね。

例えば、きちっと指導できないで学級崩壊というようなこともあります。そのときは、結局、その教員に対してきちっと指導の研修を受けさせるとか、例えば、心身の状況があれば休職で病気を治療させるとか、そういったのは一つは分限的なものですね、そうじゃないと勤務成績は上げられませんから。

もう一つは、先ほど申し上げましたとおり、例えば体罰による教育というのは、先ほど申し上げましたとおり、学校教育法でも禁止されている。もちろんこれは刑法とかそれにも引っかけられますよ。そういったことがあれば、そういったことに照らし合わせた、いわゆる懲戒処分というのがございます、県はですね。

例えば飲酒運転であれば、例えば御存じのように道交法でもう免職というふうになりますよね。酒気帯び運転、停職、それから体罰、これは回数とか、それから頻繁に行っているのか、ただ1回だけであったのかによって停職、それから訓告とかいろんなのがありますので、これについては再度そういったような法的なものについて、教職員がどれほどイメージきちっと身

につけて子供たちを指導できているのか、そこを私どもは毎月管理職研修会も含めて、校長、教頭を通してこういったようなこと、法体系についてもきちっと学びながら教育をするというようなことを今指導しております。

学校のほうも、服務規律の厳正確保ということで、必ず月1回はそういったことについて自己研修をするようになっていきますので、今後、保護者も含めて、見守るべきはやっぱり子供たち、それから正常な教育環境でございますので、そういったことも含めて、法体系も今は枝議員がおっしゃったとおり、法体系も含めてこういったような形で学校教育活動はなされているのか、そののところについても研修会をする必要があるのかなというふうに思いますので、また検討しながら進めてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

#### ○11番（是枝孝太郎君）

ありがとうございます。

もう1点だけ、夏季休暇、冬季、春、休みがありますよね。教職員は休みではないですけど、ある一定の時期にすれば休みになるんですけど、そういったときにまだ企業研修をやっておられるのか。もしやっていなければ、今現実にそういった過去にあったことが今やっているのか、そういったのも加味しながら、職員の研修の一環としてしていただけないかなと思うんですけど、その見解を伺いたいと思います。

#### ○教育長（福 宏人君）

やはり現場に立つ教員は、常に研究と修養に努めなければならないという教特法に定められております。現実は今、夏季、冬季、春季という、子供たちは休みですよ、教職員は勤務というようになっていますが、ただ子供たちがいないことによって研修が取りやすいということで、特に夏休みの長期研修の中でいろんな研修をする場合があります。

議員御指摘のとおり、企業研修というのがございます。現在でも今やっております。最長1年で、1日からもあります、2週間、それから1か月、3か月、6か月というような企業研修もできます。

本町においても、県教委の出したのは、例えば徳洲会病院、それからレクストンですね、それからオーシャン、それから老人ホームというところが今研修を受け入れるということで、県教委からもし県教委のホームページ等にもこういったように、町内でもそういう企業研修ができる体制が整っておりますので、もし教職員から申出があれば、一旦そういった企業研修もできるよというふうになっております。

以上です。

#### ○11番（是枝孝太郎君）

町長、今一連の流れを聞いていただいて、どういうふうな考えを持たれているのか、伺いた

いと思います。

○町長（高岡秀規君）

昨日、おとともウェブ会議にて人材確保についての会議に出席しましたが、そこで私が述べたものは、最終的な県の職員、公務員にしても、学校の先生にしても人間力であろうと。その人間力をどうやって身につけるかって、人の価値観を認めながら人間力、包容力というものを身につけないといけないと。そこが今後の人材確保について重要ではないかという話をしました。

今、是枝議員がおっしゃったように、研修の在り方を僕は見直すべきだろうというふうに思います。教職員にしても、恐らく大卒ですぐに教員になる人もいるでしょうが、もしかしたら人生の経験があまりにもないかもしれませんね。その経験こそが私は人間力につながると思うので、その人間力というものは、戦う相手を間違えないということです。

やはり自分との戦いというものをしっかりと見据えれば、子供にしっかりと教えたことが、じゃ、逆に自分ができているのかどうかという自己反省というものができる人間力というものが、今後は非常に重要になろうかというふうに思いますので、今後は是枝議員がおっしゃるように、研修の在り方を役場職員も含めて考える時期に来ているのかなというふうに思います。

○11番（是枝孝太郎君）

町長の目を見ると、僕に言っているように思いますけども、ありがたく受け止めています。

○議長（行沢弘栄君）

是枝議員、しばらく休憩します。11時25分より再開します。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時25分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○11番（是枝孝太郎君）

それでは、第3項目の税務について。

徴収の在り方について伺う。

○税務課長（新田良二君）

ただいまの是枝議員の御質問にお答えいたします。

地方税法第1条第1項第7号に規定がございます。地方税の徴収につきましては、普通徴収の方法によらなければならないとあります。普通徴収とは、徴税吏員が納税通知書を当該納税者に交付することによって地方税を徴収することです。一部には、国民健康保険税の年金からの天引きによる納付、会社等からの給与天引きによる特別徴収や、普通徴収と特別徴収を併用して納付していただく併用徴収もございます。

納税通知書等が到達しますと、納税者は役場内交金所窓口、花徳支所、各金融機関等、また、コンビニエンスストアで納付期限内に自主納税していただくことになります。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

それでは課長に伺います。

コンビニエンスストアで納付書を持って行って納付しました。こういった経過で税務課のほうに連絡が来るのでしょうか。

○税務課長（新田良二君）

御説明いたします。

納入金等の仕組みについて少し触れたいと思います。

こちらは、徳之島町指定金融機関等事務取扱規程がございます。

まず、金融機関納入につきましては、全て指定金融機関公金総括店に集約され、その納付金の納付済通知書と指示書が会計管理者へ引き継がれ、その後、その納入済通知書と指示書が税務課へと引き継がれているところでございます。

また、ゆうちょ銀行または郵便局で徴収された納入金につきましては、ゆうちょ銀行福岡貯金事務センターで全てまとめられ、その情報がネットを介して毎日データで税務課へ引き継がれ、その情報を会計管理者へ引き継いでおります。

お問合せのコンビニ収納でございますが、コンビニで納付された納入金につきましては会計管理者へ直接納入され、その納入された情報が同じくネットを介して毎日電子データにて税務課へ引き継がれ、その情報を会計管理者へ引き継いでいる状況でございます。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

それでは、コンビニで今私が払いましたと払った場合、即あなたの税務課のほうにパソコンにそれが記録されるのでしょうか。

○税務課長（新田良二君）

税務課の徴収係のほうに翌日に、すみません、名前を忘れました、共通のシステムを介して情報が入ってきます。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

それでは、金融機関は、ゆうちょ、郵便局はそこに置いといて、金融機関はどうですか。

○税務課長（新田良二君）

金融機関に関しまして、指定金融機関公金総括店がございます。こちらはJAあまみの金融課が行っております。その日に引き継がれた金融機関等から集計された納入済通知書、指示書

と、その納付された納入金の集計が指定金融機関公金総括店 J A さんでなされ、支払日の翌営業日の正午までに関係書類が会計管理者へ引き継がれ、その後、税務課徴収係へ引き継がれているところでございます。

以上です。

○ 1 1 番（是枝孝太郎君）

それでは、ゆうちょ銀行、郵便局はどういう取扱いになっています。

○ 税務課長（新田良二君）

先ほど申しあげました、ゆうちょ銀行及び郵便局で徴収された納入金につきましては、ゆうちょ銀行福岡貯金事務センターで全てまとめられ、その情報がネットを介して毎日電子データにて税務課へ引き継がれ、その情報を会計管理者へ引き継いでおります。

以上です。

○ 1 1 番（是枝孝太郎君）

例えば、コンビニは分かりました。タイムラグがあるはずですけど、個々に、コンビニではどれぐらいのタイムラグがあって、金融機関ではどれぐらいのタイムラグがあって、ゆうちょ、郵便局ではどれぐらいのタイムラグがあって、あなたの税務課のところに報告が来るようになっていきますでしょうか。

○ 税務課長（新田良二君）

お答えいたします。

先ほどゆうちょ銀行、コンビニは翌日に毎日電子データで情報が届いております。そのタイムラグについてなんですが、例えば皆さん納付書で 2 階にございます J A の公金窓口で納付したとしますと、公金所で締めて、公金所のほうから総括店、J A の本部で取りまとめて、翌営業日の正午までに関係書類が会計管理者へ引き継がれ、その後、税務課徴収係へと引き継がれているところでございます。

しかしながら、他の金融機関とすると、やはりタイムラグが発生します。納税通知書、納付済通知書が公金総括店 J A のほうに届くには 2 日から約 10 日ほどかかります。

以上です。

○ 1 1 番（是枝孝太郎君）

他の金融機関ですか。それでは、税務課、その窓口で支払った場合、J A に 1 回入りますよね。J A に入ったら、その後、会計課に行って税務課に行くのか、税務課に流れて会計課に行くのか、これ収入扱いですからどういう一連の流れでしょうか。

○ 税務課長（新田良二君）

納付済通知書の取扱いでよろしいですか。

○ 1 1 番（是枝孝太郎君）

納付しました。お金を納付しました。そしたら、要は収入としては上げなければいけないわけですね、会計課が取りまとめるんだから。そこから税務課のほうに行くのか、ストレートに、JAがあなたの税務課のほうにストレートにパソコンに行くのか、どういう一連の流れですかと聞いている。

○税務課長（新田良二君）

JAの指定金融機関公金総括店で取りまとめて、納付済通知書が会計管理者へ引き継がれ、会計管理者からこちらの徴収係へ引き継がれ、徴収係のほうで消し込みを行うという手順でございます。

○11番（是枝孝太郎君）

この一連の流れで、やっぱりある程度の納付した翌日の正午にはJAの場合は消し込みができると、税務課で消し込みができると。

それでは、コンビニエンスストアではストレートに納入されていましてよというパソコン上であなたのところ、税務課には支払いましたけど、会計課のところにはまだ来ていないからそれを消し込むことはできないんですか。それはどうなるんですか、伺いたい。

○税務課長（新田良二君）

先ほど申しあげました、コンビニで納付された納入金につきましては、会計管理者へ直接納入がされます。その納入された情報がネットを介して毎日電子データにて税務課へ引き継がれます。その税務課へ引き継がれた情報を会計管理者へ引き継いでおります。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

各種使用料、税金はみんな会計課がある程度収入として上げてきて、もう1円たりとも合わないそれは報告はできないわけですから、税務課のほうに。

ということはもう一つ、郵便局は何で福岡の総括のところに電子で行って、早ければ2日、遅ければ10日になる、そういった一連の流れは解決できないんでしょうか、郵便局の場合、うちよ、郵便局。

○税務課長（新田良二君）

先ほども申しあげました、うちよ銀行または郵便局で徴収された納入金につきましては、うちよ銀行福岡貯金事務センターで全て取りまとめられ、その情報がネットを介して毎日電子データにて税務課へ引き継がれ、その情報を会計管理者へ引き継いでおります。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

それでは、具体的には是枝孝太郎が異動しました。届け日が令和5年3月27日、異動日が令和5年3月31日、異動日ということはある市町村に行って届出をしましたからそのときもう喪失

するわけですよね、私の住民票が徳之島町から失効して、喪失して他の市町村に行くわけですから。その転出したということは、その一連の中で、例えば国民健康保険税でいきますよ、喪失しました。そしたら是枝孝太郎は父親のところから国民健康保険は外れるわけですから、その分外れた分、今度は督促がついて、17日間ですよね、督促がつくのは、納入期限から17日過ぎたら督促がつきますよね。

#### ○税務課長（新田良二君）

督促につきまして、納税者が納付期限までに徴収金が完納されない場合には、納付期限後20日以内にその納付金の履行を催告する督促状を発送することになります。これは地方税法329条の第1号の規定されております。

ですので、20日以内ですので、税務課としましては15日をめどに、16日もしくは17日に督促状を発送いたします。

以上です。

#### ○11番（是枝孝太郎君）

例えば、私が2月28日に納入をしなかったと、それ以降にいろいろ用事があって島内にいなかったと、3月、税務課としては3月17日に督促状を発送したと、納付書を発送したと。

そうすれば土日を含んである、土日は郵便局は配達はしませんので、土日を回避して郵便局員が配達したのが令和5年3月20日から22日の間に投函、その方の宛名の人のポストに入れると。ということは、20日から22日の間に入れた場合ですよ、事実だから、もう入れているんだから、郵便ポストに入っているとそれを見て、見たんだけど20から22日の間にその方はいなかったと。そしてちょうどいなくて、そして令和5年3月29日にその13時41分、午後1時41分に郵便局から入れたと、納付したと。

その間29日に、要は21日に17日に発送して20日から22日の間に投函されたんだけど、その用事があっていなくて3月29日に国民健康保険を納税しましたと。その納付書が4月7日付で発送されて、その間時間が経過しているんですけども、例えば簡単に言えば、ゆうちょ銀行は10日ぐらいかかっているということですが、あなたに連絡するためには。その間タイムラグがあって10日から15日、12日から15日の間にタイムラグがあって納付していないから、4月7日の日に税務課が納付してくれと発送したと。3月29日に入れているのに4月7日にもう1回納付してくれという連絡が、通知が来た。それを受け取ったのが15日から12日の間なんですよ、受け取ったのが。

その納付書、新しい納付書を受け取ったのが15日、最大15日、少なくとも12日の間に来ているわけですから、移動日が3月31日ですので、移動日を計算しても12日ぐらいしかかからないんですよ、あなたの連絡はいくのは。12日間、ゆうちょ銀行が何で連絡、郵便局から連絡が来なかったのか、その間何があったのか。

いえいえ、職員が悪いと言っているんじゃないですよ。どういう状況だったのか、ちょっとまだ分からないことがあります。ちょっと伺いたと思います。

○税務課長（新田良二君）

まず、納付期限がございませぬ。納付期限がありまして、例えばうっかり忘れとか、口座振替不履行等ございませぬ。すぐすぐ私達も督促状を発送するわけにはいきませぬ。そういったタイムラグもございませぬ。今おっしゃるように、うっかり忘れで遅れて納める場合もあります。

ですので、地方税法の規定にもありますとおり、20日以内に督促状を発送することになります。そして、その督促状を持って納付してもらおうという形になります。

督促状が納付期限を10日に設定します。設定して納付をしていただくということでございませぬ。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

もう1回言いますよ。納付したのが3月29日、税務課が発送したのが4月7日、3月29日から4月7日の間は10日ぐらいあるんです。その間、納付したという連絡はあなたの税務課にあったんですか、なかったんですか、どういう状況だったんですかということも伺いたと思います。

○税務課長（新田良二君）

これ少し個人情報になるんですが、個別に相談していただければよろしいんですが、これは納付期限を3月24日に設定してお送りしています。3月29日に納付された情報がこちらには入ってきております。納付日が3月29日で納付されたことになっております。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

だったら4月7日に発送したのどういふことですか。

○税務課長（新田良二君）

恐らく3月24日が納付期限でございませぬ。それまでに納付がなかったものですので、ちょっとその辺のいきさつは分からないんですが、催告書という形で行っているかと思われませぬ。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

それでは、あまり責めはしませんが、もう本当はやめたいんだけども我慢しているんです。その方が7万3,000円を最後の5期分で払っているんですけど、その方というのは是枝孝太郎の父親が払っているんだけど、是枝孝太郎が3月27日に届出出して、3月31日にどこかの市町村に僕が入りましたと。入った分減額があるんです。減額7万3,000円から1,700円減額があっ

て、7万1,300円が最終的に私が払うことになっているんです。あとの1,700円どこに行っているんですか。

○税務課長（新田良二君）

こちらはその納付書が7万1,300円、その後に扶養者変更等があったために増額されてマイナス1,700円になってございます。こちらはマイナス1,700円でございますので、還付の状況になってございます。

以上です。

○11番（是枝孝太郎君）

その方には通知してあるんですか、還付という。

○税務課長（新田良二君）

申し訳ございません。還付の通知については今のところ承知はしておりません。すみません。

○11番（是枝孝太郎君）

では言いませんけど、例えば私にあることはもうどの方にも当てはまるんですよ。税務課職員が悪いということじゃない。一連の流れが余りにも詰まり過ぎて、連絡ミスがあったりとかするんです。ゆうちょ、郵便局はもう本当に遅いはずということが分かりました。

普通の金融機関も、コンビニエンスストアはすぐ電子でやり取りできているみたいですけど、私にあるということはほかの人にもそういったのがあるもんだから、こんなここに小さく、本書の到着前に納付済みの場合は行き違いですので、あしからず御了承くださいというんだったら、ここに書くんじゃないで、もう納付書のここに思い切り書いていただければいいですよ、だったら分かったとなるわけよ。

それを税務課が悪いとかそういう問題では、私たちが勉強でしたから一連の流れで会計課が収入として上がってきたら、そこから今度は税務課に行く。税務課に上がってきたのは会計課に行くという一連の流れでこういうふうな状況になっていますので、最終的にはDXですよ、デジタルトランスフォーメーションどうやって推進するか。そうしたら税務課長も文句言われなくて、文句じゃないです、アドバイスですよ、僕は。アドバイスして、税務課長は一生懸命努力しているのは分かります、もう。

顔の表情からもすごく真面目だという顔をしていますので、とにかくここに納付書のところに、やっぱり大きくあしからずと大々的にやっていただければ、誰だって、ああ間違ったなど、そして窓口に来て、ヤーニンシュンムンキャとかってこれやる人はいないんですよ。

ということで、これ以上税務課は一生懸命努力していますので述べたくはありませんけど、今後とも税徴収に一生懸命邁進していただいて、努力していただきたいと思います。

11番の是枝が一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（行沢弘栄君）

しばらく休憩します。13時30分より再開します。

休憩 午前 11時49分

再開 午後 1時30分

○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、政田正武議員の一般質問を許可します。

○2番（政田正武君）

皆さん、こんにちは。

まぶたが重たくなる時間帯ではございますけれども、議員の皆様がお昼寝しないように、質問に対しては答弁は簡潔にお願いしたいと思います。

新庁舎も玄関、外構と工事が着々と進み、町民の憩いの場として、また防災拠点としての機能を備えた施設として完成に近づいていることをうれしく思います。

2番政田正武が3項目についてお尋ねいたします。

初めに、旧ゴミ処理センター跡地についてですが、現在、ゴミ処理センター内に廃棄物の仮置場が設置されていますが、どのくらいの量が集積できるか、お伺いいたします。

○住民生活課長（大山寛樹君）

政田議員の御質問にお答えいたします。

旧ゴミ処理センター内の災害廃棄物の仮置場に集積できる廃棄物の量は3,520立方メートルを計画しています。

以上です。

○2番（政田正武君）

3,520立方ということでございますけれども、現在、どの程度利用されていますか。

○住民生活課長（大山寛樹君）

お答えします。

現在、ゴミ処理センターの災害廃棄物置場としての利用はゼロ%です。

○2番（政田正武君）

利用していないとのことでございます。ゼロ%ということでございますけれども、平成30年の台風24号、25号と連続した台風によって甚大な被害が発生し、災害廃棄物の仮置場の確保に苦慮いたしました。

ここに鹿児島県の災害廃棄物処理計画がありますけれども、この中に南海トラフ南部で発生した場合、種子島東方沖で発生した場合、トカラ列島太平洋沖で発生した場合等、いろいろと今後推測されるそれぞれの地震や津波によってどのくらいの量の災害廃棄物が発生するか、推計結果がこの中に細かく記載されております。

先ほど課長から現在の仮置場は3,520立方メートル仮置きできるということでございましたが、この計画書によりますと、奄美群島太平洋沖地震が南部で発生した場合、10万5,605トンの災害廃棄物が発生すると記載されております。

また、徳之島町独自で作成した徳之島町災害廃棄物処理計画では、この県の処理計画よりさらに多い13万6,812トンの災害廃棄物が発生すると記載されております。

このような災害が発生すれば、当然、現在の仮置場では処理できません。今後、台風や地震等による被害を想定して、既存の施設も老朽化しており、煙突も台風等で倒壊の危険があります。既存の施設を解体して、今後起こり得る災害に備えて仮置場を再整備する予定はないか、お伺いします。

#### ○住民生活課長（大山寛樹君）

お答えいたします。

既存の建物を解体し、災害廃棄物仮置場を整備する予定は現在予定しておりません。旧ごみ処理センター敷地を現状のまま災害廃棄物仮置場として利用してまいります。

環境省の廃焼却炉の解体に対する国庫補助制度はありますが、跡地の全部または一部に廃棄物施設を整備する場合に焼却炉の解体費を含め国庫補助を行っています。廃棄物処理施設の解体事業のみの場合は対象外になります。

廃止された施設の解体処理が進まない背景には、ダイオキシン類の飛散や作業員の暴露防止対策に莫大な費用を要するためです。

以上です。

#### ○2番（政田正武君）

整備の予定はないとのことですが、当時、既存の施設を補助事業で解体できないかと探したこともありますが、解体自体の工事の補助事業はなく、災害廃棄物の仮置場などとして跡地を有効活用する場合は、解体と整備が一体となった事業が可能であるといったような補助もあったと記憶していましたが、課長にお尋ねしたところ、先ほどの理由のようなことで平成26年に廃止されているということでございました。

先ほど課長の答弁にもありましたように、ダイオキシン類等の問題もあり、補助事業が廃止されたと思いますけれども、この解体整備については課長からも数億程度かかるということもお聞きしております。

財政的にも町単独ではなかなか難しいとは思いますが、今後、いろいろ事業を模索して、先ほど申し上げましたが10万トンを超える災害廃棄物が発生すると推計されていますので、今後起こり得る災害に備えて、関係機関と協議を検討していただきたいと思っておりますけれども、課長、いかがですか。

#### ○住民生活課長（大山寛樹君）

お答えします。

今後検討してまいりたいと思います。

## ○2番（政田正武君）

この間、議員研修でもありましたけども、必ずもう地震は起きるということでございますので、関係機関とぜひ協議して、10万トンを超える災害廃棄物がもう発生すると出ていますので、検討していただきたいと思います。

次に、防犯灯の設置についてでございます。

小郷住宅から里村商店前までの県道沿いの通学路の歩道がありますけれども、途中街灯が何か所か切れていて真っ暗な状態でしたけれども、先般、亀徳集落のほうでLEDに交換していただいたそうで、歩道のほうは大分明るくなっておりました。ありがとうございます。

昔は歩道がなくて山側のほうを通学路としていたので、山側に街灯を設置していたと思いますが、しかし、まだ歩道側のほうはまだまだ暗くて、児童生徒の安全が確保されているとは言えない状態でございます。

最近では4月、5月と連続して、小学校・中学校の女子生徒に声かけをするといった不審者情報も増えております。また、小郷住宅から九年母住宅周辺、下りのほうにかけてはハブも出没しており、過去にハブにかまれた方もおられます。一番危険な箇所に街灯が設置されていません。

特にこの梅雨時期には大人でも怖くて歩けない場所なんですね。今日みたいなじめじめした日に、県の職員も一度夜歩いていただければどのような場所か分かると思いますので、ぜひ歩いていただきたいと思います。

それで、そのような場所ですので、子供たちの安全また保護者の安心を担保するためにも、歩道側に防犯の意味でも街灯の設置できないか、お伺いします。

## ○建設課長（清山勝志君）

お答えします。

県の道路担当にお聞きしたところ、県道の道路照明については橋梁及びトンネル、また高規格幹線道路のインターチェンジ部などで設置しているとのことです。

なお、防犯目的の照明灯については、県においては設置していないとのことです。

今後は、県及び関係機関と協議し、防犯設置ができないか検討したいと思います。

## ○2番（政田正武君）

例えば児童公園で子供がけがをしたとします。公園管理者は徳之島町ですので、保護者から例えば安全管理を怠ったとして訴訟を起こされ、町に過失があったと責任を問われるかも分からないんですね。

昔、町道に穴が空いていて車両が破損して賠償金を払ったということもありました。当然、

県道は県の管理ですので、そういった訴訟問題にならないこともないと思うんですね。万が一、事故があつてからでは遅いと思いますので、県ともう一度検討をいただいて対策を講じていただきたいと思います。

いずれは課長のお孫さんも、現在あまりしないと思うんですけども、この歩道を利用することになると思いますので、よろしく願いいたします。

昨日、富田議員から副町長へ、グリーンベルトのウォーキングコースに街灯がなく暗いので街灯を設置してほしいと要望があり、副町長からも設置してもいいんじゃないかという答弁がございました。

この危険な小郷住宅から亀徳小学校への通学路についても、やはり大人がしっかりと責任を持って子供を守ってあげることが大事だと思います。

また、先ほども申し上げましたけれども、子供の安全、保護者の安心を担保するためにも、ぜひ防犯灯を設置していただけるように前向きに検討をお願いしたいと思いますけど、副町長、いかがですか。

#### ○副町長（幸野善治君）

昨日はグリーンベルトの健康づくり1万歩コースのことで富田議員から聞かれましたが、早速、今日は保健センターの担当者、総務課長も入れて具体的な話をしました。

その県道についても、先ほど建設課長が答えたとおりですが、一遍、建設課長も私も県の担当者も行って実際夜歩いてみたいと思います。前向きに検討したいと思います。

#### ○2番（政田正武君）

ありがとうございます。ぜひ子供たちを守ってあげてください。

それと昨年、阿田野平A棟入り口で車同士の接触事故と車と子供が接触しそうになったことがあったそうでございます。

阿田野平A棟入り口付近は、通勤時間帯など結構なスピードを出している車両もあり、非常に危険であるということですので、この箇所についても県と協議して対策をお願いしたいと思います。

次に、亀徳小学校の裏門に続く川沿いの町道は、幅員が狭く、また一部路肩が崩壊している箇所もあり、給食の配膳車、幼稚園の保護者の送迎、教職員の通勤などで利用されておりますけれども、離合できない上、非常に危険だと感じます。町道の補修、整備はできないか、お伺いいたします。

#### ○建設課長（清山勝志君）

お答えします。

町道亀徳11号線につきましては、一部舗装、路肩が破損しており、関係者が通行する際は危険だと把握しておりますので、秋津橋からプール側の駐車場までは令和5年度、道路改良を計

画しております。

○2番（政田正武君）

じゃ、今年度に着工されるということでございますか。

○建設課長（清山勝志君）

はい、そのとおりです。

○2番（政田正武君）

ありがとうございます。

予算も計上してあるということですので、この着工は夏休みを利用してやるということでしょうか。

○建設課長（清山勝志君）

なるべくは夏休みに事業を発注したいと考えております。

○2番（政田正武君）

ありがとうございます。早急に工事を着工して安全確保に努めていただきたいと思います。

先ほど是枝議員からもありましたけれども、7月は町長にとって大事な月になると思います。県、郡の町村会長として激務とは思いますが、どうぞ御自愛下さいまして、県、大島郡のために今後も御尽力をいただきたいと思います。これで終わります。

○議長（行沢弘栄君）

次に、内博行議員の一般質問を許可します。

○1番（内 博行君）

お疲れさまです。

本日最後の一般質問となりました。徳之島を愛する熱い思いで活気ある農業、活気あるまちづくり、活気ある徳之島にしたいと全力で取り組んでいきたいと思っております。

座席番号1番内博行の一般質問を行いたいと思っております。

先日の台風2号の直撃は避けられ、空梅雨傾向にあったサトウキビ農家にとっては恵みの雨となってほっとしているところでしょう。

畜産農家のほうでは、6月競りが台風の影響で1週間ほどずれ込み、濃厚飼料が本土から届かず大変苦労されたと聞いております。

また、台風3号も接近しており、離島における農業の厳しさ、課題点を痛感しているところでは。

町政は農政にありとも言われますが、本町のサトウキビ、畜産、園芸の農業産出額はどれくらいか、農地面積は限られた中で、今後の農業生産量の見通しや対策などをお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○農林水産課長（高城博也君）

内議員の御質問にお答えいたします。

令和4年度については、園芸の野菜年度の関係もあり、全体は現在それまとめられておりませんので、令和3年度実績で申しますと、サトウキビについては生産量は5万2,487トン、生産額は12億3,000万、肉用牛は生産量が5,302頭で生産額は10億5,264万9,000円、園芸のバレイショが生産量3,597トンで生産額8億210万円、タンカン生産量は386トンで生産額は1億8,847万5,000円となっております、ほかのものを合わせますと総生産額は約37億9,700万円の実績となっております。

近年の推移についてですが、サトウキビに関しては生産面積が伸びない中、気象災害がなければ約12億円前後で推移しております。

肉用牛に関しましては、平成28年頃の約14億円あった高値取引から、コロナ禍等の影響も受け、現在は約10億円と低迷し現在に至っております。

バレイショに関しましては、二、三年、競合産地の不作等の影響とコロナ禍による在宅消費などから高値で取引され、生産量からすると生産額は伸びています。

タンカンに関しましては、表年裏年の影響が生産量にありますが、贈答用や個別販売などを中心に安定したものとなっております。

以上です。

#### ○1番（内 博行君）

その中で、限られた徳之島という農地面積の中で、本町として生産量を上げていくにはどういった活動とか対応をされるか、何かありましたらお伺いしたいです。

#### ○農林水産課長（高城博也君）

品目で、まずサトウキビに関しましてはいいますと、1,100町歩程度で非常に伸び悩みをいたして、減少傾向にあります。

その中で、やはり今まで面積拡大というふうな方向でずっと来ていたと思うんですけども、やはり単収を上げなきゃいけないというふうな状況に来ていると思います。

それに関しましては、日頃から町長のほうもおっしゃっているとおり、やはり農地の状態が非常に悪いという状況で、今、有機物等の投入、堆肥等の投入そこら辺に力を入れているので、現状からいいますと、ここ10年にわたって株出しの単収が非常に落ちております。

それ以前は、春植えは新植なんですけれども、春植えで堆肥を入れて植え付けするわけなんですけれども、それで6トン余りをあつたものが、株出しに関しては7トンぐらいが程度が取れているということになります。

しかし、春植えはやはり最初で管理いたしますので、6トン前後で推移しております。しかし、株出しに関しては、急激な落ち込みを見せ、大体5トン前後でここ10年やって、令和4年になって久しぶりにこれが春植えの単収を上回っているような状況になっている。

これは、こういったことを申しますと、栽培管理の問題だけでなく、土地の、農地の状態の問題も非常にあると思います。以前から機械化を進めてずっときたことに関して、気づかないうちに農地の状態が栄養が偏ってしまっているのではないかと考えられますので、今後、有機物の投入、堆肥等、これはある意味地産地消でもありますけれども、そこら辺に力を入れて単収向上から生産量を伸ばして安定的なものにやる必要があるのではないかなと思っておりますし、内議員のほうもお分かりのとおり、株出しがやはり収益を一番上げる方法でありますので、そこに力を入れていければなと思っております。

せっかくですので話しますと、やはり補植等が雑になってきておりますので、株出しをやったときに株切れを起こしているところに、やはり補植の、これは人海戦術で今のところやらなきゃいけないような状態ですけれども、そこについてやっていただくというのは、管理をしていただくというのは単収の向上につながるものだと考えている。

### ○1番（内 博行君）

その中で関連してくると思うんですけど、やはり面積は限られているということで、遊休農地の解消という問題点も、課題点もあると思います。

一緒のことなんですけど、大きく2つ、人手不足と農地の環境と今言われたとおりだと思うんですが、その中で機械化や受委託組織との農業のマッチングなどで解消されてきた点もあると思います。

その中でも今、人手不足になっているということで、先日、研修で和泊町のほうに行かれた際に、植木議員からもありました、大山さんという方、農家さんが海外実習生などを活用されて人手不足を補っていった農家さんがありました。

本町でも高齢化や担い手不足の中、繁忙期などに海外実習生などを活用して、適期作業の充実に図ってみてはどうかと思います、どうでしょうか。

### ○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

確かに一つはその方法としては今後考えていくべきだと思います。

しかしながら、よく考えていただきたいんですけれども、以前はハーベスター等が入る前にはどういった収穫時期でどういった方たちが働いていたか。よく考えると、出稼ぎの時代には高齢者も一緒に80歳過ぎまで出ていたはずで。また、ハーベスターが入る前は、高校生がトラックへの荷をアルバイトで担ぐ時代がありました。

そういったことを考えると、ハーベスターによって省力化によって非常にそういった面では楽になりました。楽になると同時に、そういったところの仕事というか労働がなくなった分、また、そういった方たちのそういったメンバーのものがなくなっているというふうな状況もある。

それを戻すことはできませんので、同じようなことをやるわけにはいきませんので、何ができるか。例えば、個人的な意見はこの場ではよくないんですけども、やはりキビの植え付け等に関しては、春休みの高校生等がいらっしやいます。そういった方法も考えられますし、やはり仕事とかそういうふうなものをあっせんしていく形も必要だと思います。

でまた、その労働力に関しては、営農推進本部のほうで雇用労働対策等の会議もございます。しばらくコロナ禍の影響とかそこら辺で会議が行われておりませんので、そういったものに関しては、今後検討していきたいと思います。

#### ○1番（内 博行君）

私も労働力という願いは徳之島で仕事がないという方もおられますので、そこら辺の活用というのは大事かなと思っております。

その中で、私も研修に行ってみて、インドネシアの方だったんですけど、すごい楽しそうに幸せそうな形で頑張っている姿を見ると、何かやっぱり100件件数近くですけど、見て感じるものって多分あると思うんです。

だから、そういった農家さんの研修等についても、そういった勉強会みたいなものしたりとか、農家さんに本当に見てもらって何を感じるかとか、そういう視野の広がり方というのにも必要じゃないかなと今回感じたところです。

それで、2つ目の農地の環境についてなんですが、遊休農地というのはどうしても痩せている農地で、化学肥料をまいても作物がなかなかできないという農地が多いと思います。

本町でも土づくりのために堆肥ペレット化をし、堆肥活用に力を入れていくということで、農家の皆様も期待しているところです。堆肥ペレットはいつ頃から配布予定でしょうか、お伺いします。

#### ○農林水産課長（高城博也君）

議員の皆様に見察していただいた堆肥ペレットマシンのペレットは現在のところ12月頃から販売予定としております。そういったものを利用していただいて、株出し等にやっていただければなと思っております。

#### ○1番（内 博行君）

12月頃にどれぐらいの量が配布できて、どれほどの農家さんに配るとかいう予定はあるのか、お伺いしたいと思います。

#### ○農林水産課長（高城博也君）

現在はどれぐらいの量というふうな計画は出ておりませんが、ペレットマシン自体が時間大体200キロから300キロできますので、そこでやりますけれども、原料となるばら堆肥がどれだけの量が出てくるかということになる。何分にもその前にバレイショの植え付け並びにサトウキビの夏植えの時期等ありますので、今また、先日まで受け付けていたんですけども、

そういったものに重点に今生産をやっているということになります。

○1番（内 博行君）

より多くの農家さんが楽しみにしていますので、たくさんつくって土づくりに頑張っていたきたいと思います。

その配布方法なんですけど、SDGsということもありまして、ビニール袋に入れるよりか再利用可能なサンテナかごやフレコン等で配布をしてもらえたらなという意見もありますけど、農政課のほうではそういった考えはあられるのか、お伺いしたいと思います。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

おっしゃるとおり、現在のところ袋入りで考えております。

しかし、そういったものに、フレコン等のそういったばらのペレットの要望があれば、製造している堆肥センターとも話し合いながら、大丈夫かどうか、ほかの農家への影響がないかどうかとも考えながら、そこは積極的に検討していきたいと思います。

○1番（内 博行君）

奄美群島で初のペレット化ということなんで、奄美群島のモデルとなるように頑張っていたきたいと思います。

その中で、サトウキビの今年の春植えはどれぐらい面積的にあったのか。そして夏植えはどれぐらいを想定されているのか、お伺いしたいと思います。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

今年の春植えは、現在のところJAさんのほうが最終的には確定しておりませんので、予想値というか、ある程度出てきている数字でお答えいたします。

まず、春植えのほうが長期増産計画の中では315ヘクタールを目標にしていたんですけども、農家計画のほうでは175、実際のところ実績で言いますと169ヘクタールとなります。

また夏植えに関しましては、160ヘクタールを増産計画のほうではやっておりますけれども、例年70町歩から80町歩の目標として、到達位置がそこら辺になっております。計画といたしましては、6月7日時点で計画のほうは69.5ヘクタールを計画しております。

○1番（内 博行君）

農家さんが安心してサトウキビの植え付けやサトウキビを作れる環境づくりができるよう頑張っていたきたいと思います。

その中で、先ほどは補植管理作業ということもありましたが、サトウキビの単収アップに向けて課題点などは、あとほかに何かありますか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

サトウキビに関しましてはいろいろ品種がございます。23号、27号、8号とかありますけれども、今は非常に人気があるのが23号が株出しの時点で発芽がいいということで出ております。

しかしながら、農家自身が非常にそういった面では注意深く見ておりまして、パターンでいきますと伊仙町のほうがほぼ一番人気があるのが23号、徳之島町のほうはバランスよく3種類に分かれております。天城町のほうは27号が中心しております。

単収でいきますと、一番いいのが天城町、で、伊仙町、徳之島町になりますけれども、やはり以前は別の品種があってやっていたんですけども、そのとき南西糖業の当時の職員さんがよく営農座談会で指導していたのが、山側にはこういう品種を海側にはこういう品種をとというふうな形で、要はその土質やら畑の質によっていろいろ相談に乗っておりました。

先日まで農林水産課、町の議連を中心に営農座談会を行ったわけなんですけども、なかなか農家の参加率も悪い、昼間にやるという点で農家の人も大変かも分かりませんが、また一応その中で出てくるのが、やはり出てきていただいているんな相談をしていただきたいと思います。

また、その中で指摘があったのは、やはり関係機関の職員等もなかなかそこまで責任を持つ人が出てきていないということで指摘を農家のほうからも受けましたけれども、そこを含めた形で、やはり昔はその中で勉強会みたいなことをやって非常にやっておりましたので、今後、そういった面でそういったものの営農座談会を進めていくべきじゃないかなと思っておりますし、勉強会も兼ねられ、今後はコロナ禍もある程度落ち着いたことですので、そういった方向で進めていきたいと思っております。

## ○1番（内 博行君）

サトウキビの対策本部も6月から徳之島町になるということで、栽培方法なども液肥を使った栽培であったり、化学肥料を散布する場所であったりいろいろ研究がされていると思っておりますので、ぜひそういったものを勉強しながら、他町よりも増産になっていくような形で頑張りたいと思っております。

それで続きまして、畜産のほうをお伺いしたいと思います。

価格の変動が大きい畜産においては、産出額だけでは分からない点があると思っております。その中、増頭を目標にしてきた点もあると思っております。現在の畜産の課題点、問題点の中で、サイレージロールのビニールの価格高騰、資材高騰、肥料の高騰、またここに来て共済掛金の増額になるということで、農家負担が大きくなってきております。

増頭に対しての助成も必要ですが、頭数的に大分増えてきていますので、今、親牛の分娩期間の短縮や競りに出荷する子牛の健康管理などの共済への負担が大きくなってきている中で、現場の状況も変化してきていると思っております。

畜産農家、関係機関とも話し合いながら、助成金の比率を含め、見直しが必要な時期になってきているのではないかと思います、いかがでしょうか。

○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

まず、農業共済の関係でありますけども、その畜産の掛金については非常にそういうおうわさは聞いております。問い合わせたところ、担当のほうから問い合わせたところ、やはり共済の掛金の掛け額というか、補償指針の金額があるんですけども、それを目いっぱいまで診療しているという。要は、その保険の運営自体が畜産の部分に関しては成り立たなくなってきたことから値上げをするということであります。

本当は議員さんの御質問の前に、うちの町長にその前に相談したかったんですけども、急遽こうやって自分も受けたものですから、この場であれなんですけども、ほかの作物に関してはこれまでどおりというふうな話も聞いておりますので、畜産に関しては、目いっぱい受診枠を使うことによって共済の運営がなかなか成り立たないことから、こういうふうな共済金が上がるというふうな形を聞いております。

補助金に関しましては、サイレージラップのビニールの関係、資材等に関しましても、持ち帰って検討してどういったものが、何分にも数字的に農協を通してよりも業者から直接取っている数字が多いものですから、これがどういった形で助成できるのか、そこら辺も検討の一つになりますので、持ち帰って検討いたしたいと思います。

○1番（内 博行君）

町長も言われるように量よりか質だということが、もう今日の分岐点になってきているのではないかと思います。

その中で、園芸についてですけど、個人出荷もあるので産出額の数値が全てではないと思いますが、数値比較をすることによって、その年に何があったか、何が原因だったか、よかった点、悪かった点、データを残すことによって次の時代につなげる必要があるのではないかと思います。

各年度によるデータの台風がどれぐらい当たったとか、先ほど広田議員のときにもありましたけど、除草剤がちょっときつくてとか、そういういろんな原因があると思うんですが、そういった原因のこういうことがあったというのを農家さんが農業するときに、新しい作物をするときにでも何かアドバイスみたいな形のグラフであったり、何かがありますでしょうか。

○農林水産課長（高城博也君）

園芸の関係では見たことはないんですけども、奄美の全体の農業の動向というふうな形で出ているというか、奄美の概況の一部を取り上げてやっていると、その当時にいろいろこういうふうな農業の昔からこういった大量発生があったとか、そういったものは記録されておしま

す。

園芸のほうも、実績、要は出荷が終わったときに園芸振興会とかそこら辺の中で、今年はこのうだからこういうふうな形があったという報告がありますので、その資料を基に取りまとめて、内議員のおっしゃるとおり、この年にこういうのがあった、あったというのは記録として残していくことが必要じゃないかなと思います。

今後また、そういった方向で資料を集めてやっていきたいと思います。

#### ○1番（内 博行君）

今現在、AIとかでいろいろなデータを残すことによって、地域の土、ここの土が、花徳地区の土がこうだったとかそういう、風当たりはこうだったとかいうデータが残せると思いますので、これからまた機械化の、そういうデジタル化になってくると思いますので、こういったデータを残すことが次の時代を農業で難儀をすることが少なくなってくると思いますので、ぜひそういったデータを残すこともお願いしたいと思います。

その中で、10月からインボイス制度が始まるということで、農家さんたちも戸惑いや不安があると思います。町として、広報紙などに説明会などを開く考えはあられるのか、お伺いしたいと思います。

#### ○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

これについては営農座談会のほうでも各集落でありました。そのときにもお返事しましたが、やはりなかなかこうやって農協さんからこうこうだから出してくださいというふうな形で言われても、なかなか理解ができないということで、やはりそういった説明会は急いでやらなきゃいけないなと思っておりますので、今月中にも町議連の自治委員連絡協議会が開催される予定でありますので、その中でも話し合っ、そういった会を開けるような方向で検討していきたいと思います。

#### ○1番（内 博行君）

安心して農業できる環境づくりともうかる農業を目指して頑張っていたきたいと思います。続きまして、2項目めの町内で起きた体罰問題についてお伺いしたいと思います。

卒業生、在校生などに聞き取りをしたところ、いろんな意見がありました。数年前から体罰や女子生徒へのセクハラ発言があったと聞いていますが、事実確認が難しい中ではありますが、教育委員会としてはそういった意見を把握されておりましたでしょうか。

#### ○学校教育課長（太 稔君）

内議員の御質問にお答えいたします。

体罰等については、学校より報告された分は全て把握しております。

また、把握した体罰等につきましては、直ちに県教育委員会に報告し、県の調査が実施され

ます。そして県より処分が下されます。

御質問ありました件ですけれども、体罰及び暴言、その他セクハラ等の発言があったかという件ですけれども、現在、学校のほうにアンケート調査を実施しておりまして、それで判明するものと思います。

以上です。

#### ○1番（内 博行君）

聞き取りの中で、指導の在り方についてだったんですけど、気にならないという生徒もおられまして、あまり不快に思ったことはなかったという意見もありました。その中で、教育の難しさ、奥深い面があるんだなとすごく感じたところです。

先ほど是枝議員のときにありましたが、教育長が言われました寄り添った対応、不適切な指導、生徒と先生の距離感がコミュニケーションが難しい中で、どういった学校環境をつくっていったらよいかと思いますので、教育長のほうで見解をお伺いしたいと思います。

#### ○教育長（福 宏人君）

内議員の御質問にお答えします。

今回の事案につきましては、もう申し上げましたとおり、今後、こういったことが二度と起きないように、体罰根絶に向けた取組を徹底させたいというふうに考えています。

今回のことについても、数年前から体罰やセクハラ発言があったのではないかというようなことなんですが、今後、教育委員会といたしましても、学校もそうなんですけど、体罰や暴言、そういったものにつながりかねない不適切な指導を学校も教育委員会も見過ごしてはいなかったのか、再度、取組を検証し、体罰の未然防止に関する組織的なこと、調査も含めてそこを徹底して実態把握に努めてまいりたいと思います。

さらにこのようなことが起きた場合、早期対応の在り方、そして組織的な対応の在り方も含めて、抜本的に体罰防止に向けて取組を強化を図りたいというふうに考えております。

やっぱり子供たちに添う教育ですね、体罰、暴言によらない教育、これはもう本当に当たり前ですので、今後とも、そういったことを徹底してやってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

#### ○1番（内 博行君）

先生も生徒もそれぞれ違いが一人一人あると思います。声を上げれる方、声を上げれなくて我慢している方、先生と生徒の間に溝ができるときもあると思います。

教育委員会として、先生の意見、生徒の意見をすくい上げて、溝が大きくなる前に対応が必要だと思います。定期的に意見交換ができるような環境づくりをしてほしいと思いますが、どうでしょうか。

## ○教育長（福 宏人君）

ありがとうございます。

どうしても今、内議員のおっしゃったとおり、自分できちんと訴える子供たちも、いけばなかなか口にできないというような状況もありますので、そういったようなきちんと表現できない子供たちに対しても、学校内でのカウンセリングの在り方、そしてアンケートとかいつでもそういったのが自分で発言できるというか、相談できる体制をやっぴりきめ細かくつくる必要があると思います。

そして、保護者に対しても何も遠慮する、遠慮というか、そういうことでなく、事実あれば、学校もしくは教育委員会に相談窓口をつくるなり、きちんと今でもそういったような体制はありますけど、やっぱりきちんとそういったことを学校にも相談窓口ありますよ、教育委員会にも相談窓口が、もし心配な点があれば、小さいことも構わず簡単に、簡単にというか気楽に相談できて、子供たちの健全な育成も含めて、環境づくりも含めて、できる体制づくりを早急につくっていきたいというふうに考えております。

保護者の方々もいろんな御心配があると思いますので、それにきちんと対応でき、説明できるような体制づくりを今後ともまた進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

## ○1番（内 博行君）

よろしく願いいたします。

農業におきましても、教育におきましても現場の声や意見、社会の状況や環境が変化していく中で、スピード感を持って対応・対策ができることが大事だと思います。

大変な時代になってきましたが、目をそらすのではなく、声を掛け合い、手を取り合って頑張っていっていただきたいと思います。

内博行の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

## ○議長（行沢弘栄君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、6月8日午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会 午後 2時20分

# 令和5年第2回徳之島町議会定例会

第3日

令和5年6月8日



令和5年第2回徳之島町議会定例会会議録

令和5年6月8日（木曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第3号）

○開 議

○日程第 1 一般質問

勇元 勝雄 議員

松田 太志 議員

○散 会

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（16名）

| 議席番号 | 氏名       | 議席番号 | 氏名       |
|------|----------|------|----------|
| 1番   | 内 博行 君   | 2番   | 政田 正武 君  |
| 3番   | 宮之原 剛 君  | 4番   | 植木 厚吉 君  |
| 5番   | 竹山 成浩 君  | 6番   | 松田 太志 君  |
| 7番   | 富田 良一 君  | 8番   | 勇元 勝雄 君  |
| 9番   | 徳田 進 君   | 10番  | 池山 富良 君  |
| 11番  | 是枝 孝太郎 君 | 12番  | 広田 勉 君   |
| 13番  | 木原 良治 君  | 14番  | 福岡 兵八郎 君 |
| 15番  | 大沢 章宏 君  | 16番  | 行沢 弘栄 君  |

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局 長 清原 美保子 君 主 事 稲村 よう子 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

| 職名      | 氏名      | 職名         | 氏名      |
|---------|---------|------------|---------|
| 町 長     | 高岡 秀規 君 | 副 町 長      | 幸野 善治 君 |
| 教 育 長   | 福 宏 人 君 | 総 務 課 長    | 村上 和代 君 |
| 企 画 課 長 | 吉田 忍 君  | 建 設 課 長    | 清山 勝志 君 |
| 花徳支所長   | 尚 康典 君  | 農林水産課長     | 高城 博也 君 |
| 耕 地 課 長 | 水野 毅 君  | 地域営業課長     | 清瀬 博之 君 |
| 農委事務局長  | 藤 康裕 君  | 学校教育課長     | 太 稔 君   |
| 社会教育課長  | 茂岡 勇次 君 | 介護福祉課長     | 廣 智和 君  |
| 健康増進課長  | 田畑 和也 君 | おもてなし観光課長  | 吉田 広和 君 |
| 税 務 課 長 | 新田 良二 君 | 住民生活課長     | 大山 寛樹 君 |
| 選管事務局長  | 白坂 貴仁 君 | 会計管理者・会計課長 | 当 洋子 君  |
| 水 道 課 長 | 保久 幸仁 君 |            |         |

△ 開 議 午前10時00分

○議長（行沢弘栄君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（行沢弘栄君）

日程第1、一般質問を行います。

勇元勝雄議員の一般質問を許可します。

○8番（勇元勝雄君）

おはようございます。

こうして議壇に立つのも36回目、9年間がたちました。9年の間、いろいろ質問しましたが、なかなか町政というものは厳しいものでいい方向に変わったと私は思いません。

我々議員は、町民の公僕、そして公務員も公僕、町長、副町長しかり公僕でございます。町民のために働くのが我々議員、町長以下、職員の皆さんの仕事でございます。

この9年間、私は町民目線の政治を目指し頑張ってきたつもりではございますけれども、力足りずいろいろ目標を達成することができませんことが多々ありました。

今日は4項目にわたり質問したいと思えます。

まず1番目、過去9年間35回取り組んできました子育て支援。子ども医療費の助成については過去9年間で今回で35回目の質問です。

他の市町村は政策として小学校まで97%、中学校卒業まで95%、高校卒業までが50%近い助成が行われています。県下でも、この間、南日本新聞で報道がありましたけれども、助成をしていないのは我が徳之島町だけでございます。

子ども医療費に対し、県下では最低でございます。医療費の助成はほぼ全国的に見てもほぼ終わっています。現在、子育て支援に対して、県下でも13市町村で給食の無償化をしています。徳之島町でも県下の市町村に並んで医療費の助成または給食の助成はできないか、お伺いいたします。

○町長（高岡秀規君）

お答えいたします。

医療費、給食費等々については、今、我々は県・国に対して要望をしているところであります。今後、こども家庭庁ができたことによって政府のほうも子育て支援については相当な予算措置がされる予定になっております。よって、国は県に対ししっかりと医療費、そして、また給食については国がやるべき施策であろうというふうに思っておりますので、今後もしっかり

と要望をしていきたいというふうに思っております。

#### ○8番（勇元勝雄君）

ほかの市町村は国に要望する前にでも助成をやっているわけですよね。ほかの市町村も首長の政策として子ども医療無償化・給食費の無償化をしているわけです。どうして徳之島町はほかの市町村並みに助成ができないのか、その政策というのはどのような政策なんですか。

#### ○町長（高岡秀規君）

まず、健康についての医療費というものは、あくまでも病気になった後のことですから、町の政策としては健康づくりでありますとか、そして、また教育力の格差がないような。今現在、日本では、親の所得が高い家庭ほど子供の教育の質が高いという結果が出ております。それで、離島については親の所得に関係なく、教育環境を提供することが重要かというふうに思っております。

子供の将来を考えたときに、生きる力でありますとか人間形成、人格というものをどうやってしっかりと育てていくかというところに力を入れていきたいというのが私の政策でございます。

そして、また国がこども家庭庁ということで今政策を打ち出していますが、国のほうでも給食費については自民党内で検討されており、交付金措置で国が主導権を持たないとなかなか進まないという見解も政府のほうで出していることでもありますので、今後は市町村の役割と国の役割をしっかりと我々が見極めて、子供たちにはしっかりとした教育環境、生きる力を身につけて、そしてまた健康な健やかな成長をつくり上げるというのが私どもの政策では重要な政策ではないかというふうに思っております。

医療費と給食につきましては、義務教育等々、子育てに関係するもの、医療費については国の負担もございますから医療費が上がれば国の負担が増えるということにもなります。そこは国のほうでしっかりと政策を打ち出すべき課題であろうというふうに思いますので、今後も国に対しては要望をしっかりとしていきたいというふうに思います。

#### ○8番（勇元勝雄君）

町長が今、言ったようなことは、ほかの市町村は全部それをのみ込んで結局その助成をしているわけですよね。

教育の前に私は健康だと思うんですよ。健康でなければなかなか教育も進まないという状態もあるわけですよね。それは、全部、子育て、義務教育は国がやるべきことであって、それを分かってほかの市町村は全部、医療費の助成をやっているわけですよ。97%、98%とか。

そういう子育て支援のための政策としてほかの市町村はやっているわけです。

私は町長が今言うような、国がやるべきだから国がやるまで待つ、そういう政策は間違っているといると思うんですよ。

新聞報道、テレビでよく明石市が例に出ますけど、単純に比較はできないんですけれどもね。明石市は都会の中の市ですから単純には比較はできないんですけれども、結局、子育てをしている人が何を目的に明石市に引っ越ししたか。子供の子育て支援に対して助成が多いから私は引っ越しをして明石市に税金を収めていると思うんです。

私は過去9年間子ども医療費の助成を35回議会で訴えてきました。現在の町長の姿勢は意地で子ども医療の助成をしないような感じを受けるわけですよ。実際、金がない、医療費が上がる、保険税が上がる、そういう答弁もありました。そういうことを酌み取って、全部、ほかの市町村がやっているわけですよ。 「保険税が上がったという市町村がない」という答弁ももらっています。

もっと子育て世代に助成をするべきだと私は思うんですよ。徳之島3町でも減少率が一番高いのは徳之島町、そして、天城町、伊仙町。それはなぜかということ、私は子育て支援が充実しているから天城町の人口の減少率が低いと思うんですよ。子供1人子育て支援のために引っ越しをしたら、最低、親と子供2人、夫婦で3人、地方交付税でも100万近くの交付税が増えるわけですよ。そして、所得税も上がる、購買力も上がる。そういうことをしなければ天城町なんかは保育料無料化、この間、町長に聞いたら保育所行ってない子はどうするのですか、不公平じゃないですかという話をしたら、保育所へ行ってない子には月に何万円かの助成をしているという話なんですよ。それだけ子育て支援をしているのに、徳之島町は医療費の助成、恐らく4,000万ぐらいの金で済むと思うんですね。4,000万、5,000万円。現在、下水道1億。水道2億、みのり館6,000万7,000万の赤字。そういう赤字を垂れ流ししながら、やらないという政策は私は絶対間違いだと思うんです。町長、どう思いますか。

#### ○町長（高岡秀規君）

間違いであるとかそういった観点で私は政策を捉えておりません。町が今何をすべきかだろうとっております。

今、子供の成長で子育て環境というものは医療費・給食費だけではございません子供たちがすくすくと育つ、そして、またしっかりと国際的な人格を持、そして、生きる力を身につけるためにどうしたらいいかということが私は最重要課題と思って今取り組んでいるところであります。

同じ3,000万を使うのであれば、今、希薄になっている親子間の絆であるとか、そして、またストレスを抱える若者が増えてきているとか、そのメンタルヘルスにはどういった原因があるんだろうとかということ进行分析しながら、子供のうちからしっかりと教育をし、親子での活動に対しポイント性をして、そして、地域振興券を渡し、そして、地域に経済を潤うような循環型の経済を構築しようと今しております。

どこに3,000万を使うべきかということがただ政策的な相違があるということでもありますか

ら、どの政策も間違っているとか正しいとかという問題ではないと思います。今、何をやるべきかでありますから、今は子供たちにとって親子間の絆がありますとか、そして、またメンタルヘルスで非常に精神疾患を抱える子が多い、発達障害が多いという数字が出ておりますので、そこをどうやって解決するかということが重要だろうと思います。

その中では、食育というものは非常に大事であり、そして、また、給食の法律には食料の生産や充実及び消費について正しい理解を導くこと、そして、また伝統的な食材・食文化についてしっかりと環境整備をすること等がうたわれております。それはしっかりとプラスアルファの給食の内容を充実することが今後は求められるだろうというふうに思いますので、そういったところに予算を使うべきだというふうに考えております。

○8番（勇元勝雄君）

今、ポイント制というお話がありましたけれども、現在ポイント制でどれくらいのポイントが出ているのでしょうか。

○学校教育課長（太 稔君）

勇元議員の御質問にお答えいたします。

われんきゃポイント事業の進捗状況ですけれども、ただいま参加者が手軽に事業に参加できるようにスマホ等で作業ができるアプリの開発を進めております。

アプリの開発に関しましては、7月1日より使えるように利用者登録が7月21日からできるように順次進めている次第でございます。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

今、町長は給食の充実とか言いましたけれども、充実するためには金が要るわけですよね。どのようなことで充実を考えているのでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

今、給食費につきましては、負担は原材料のみでありますね。その原材料が例えば有機栽培の野菜を使うとか、そして、また島の郷土料理の食文化の継承で給食というものの構築をするとなりますと、恐らく原材料費が少し上がるのではないかなというふうに予想されます。

そこで、今、将来を見据えたときに、給食費には与党議員からも質問がありましたが限度額を設けながら、そして、そのプラス経費がかかる分については町のほうで支援をしていきながら食育というものを充実させたらどうかという話も今議論の中で検討しているところでありますから、食材についてはしっかりと検討していきたいというふうに思います。

○8番（勇元勝雄君）

副菜は個人負担じゃないですか。

○議長（行沢弘栄君）

勇元議員、もう一度お願いいたします。

○8番（勇元勝雄君）

おかずは個人負担じゃないんですか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

温食に関しましては保護者負担となっておりますけれども、現在、物価高騰のあおりを受けて一部助成をしております。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

結局は親の負担が増えるわけですね。オーガニックを使う、そういう状態になった場合、副菜に対しては値段が上がるんじゃないですか。

○町長（高岡秀規君）

私の答弁をしっかりと聞いていただきたいんですが、限度額を設けて上がる分については町で支援するという話をしたと思いますけど、さらに給食というものを充実させる。ということは2子から3子については減額ができないかとか、食というものを品質を落とさない努力も必要であろうというふうに思います。生活保護者であるとか経済的な負担が大きいというところ、困難なところについて町が支援をしているところがございますから、しっかりと給食の質を落とさない、そして、また給食法に乗っ取られた、のっとなっている目的をしっかりと充実させたいと今考えているところであります。

○8番（勇元勝雄君）

副町長、総務課長、学校教育課長、健康福祉課長、現在の子ども医療への助成について個人の自分がどう思っているか、ほかの市町村は全部助成しているわけですがけれども、各、今言った副町長、課長の見解を聞きたいと思います。

○議長（行沢弘栄君）

勇元議員、この2番目の捉え方でいいですか。2番目のこの前この質問が出てきたときに代表して各課長に。勇元議員の質問では各課長に問うと出たのですけれども、それを課長で話し合って課長を代表して答弁いただきますということを私は伝えたと思いますけれども、よろしいですか。

○8番（勇元勝雄君）

それは副町長、総務課長、学校教育課長、健康増進課長、その個人個人で判断して答弁してよろしいです。

○町長（高岡秀規君）

この議会の場で個人的な意見を課長に求めるのはいかがなものかと私は思っていますけれど

も、どう思いますか。個人的な意見ですよ、議会の場で。

本来なら私が答えるべき政策ですから個人的な意見を求めるのは課長にとっては非常に酷な答弁になると思いますが、それについてはいかが思いますか。

○8番（勇元勝雄君）

それは課長としての立場ですよ。課長としてどう考えるか。個人的じゃなくても課長としてどう考えるか。ただそれだけの話です。

課長というのは公人ですよ。町長も公人、それだけの話です。

○町長（高岡秀規君）

個人的にどう思いますかという質問をされたんじゃないですか。

○8番（勇元勝雄君）

これは体制として、課長として、副課長としてどう考えるか。自分で判断して答弁してください。

○町長（高岡秀規君）

本来なら議会というのは当然課長が出席しておりますが、本来なら私が答えないといけないんですよ、議会というものは。ただ、政策的なものは私が答えるというのが筋論じゃないかなというふうに思いますけれども、いかが思いますか。

○8番（勇元勝雄君）

課長としての考えもあるわけですよ。課長として町長に助言することもあるわけですよ。そういうことじゃないですか。

○町長（高岡秀規君）

これは助言の場ではなくて、我々は課長としっかりと打合せをしながら答弁を作り上げております。

○8番（勇元勝雄君）

ただ課長としての考えですよ。公人として課長としての立場でどう考えるか。

○議長（行沢弘栄君）

勇元議員、この質問に関してはこの前の質問が出てから勇元議員に担当課長に伺うという件に関して「代表で答弁をさせていただきます」ということで了解を得ていますので、今回は代表して廣介護福祉課長に答弁をお願いします。

○町長（高岡秀規君）

給食費の無料化については課長と打合せの結果、町長で答弁をするということになっているんですよ。それはちゃんと分かっていたと思います。しっかりと政策と課長の立場を御理解いただければありがたいなと思います。

○介護福祉課長（廣 智和君）

勇元議員の質問にお答えいたします。

ほかの市町村と比べてどのように考えるかという質問の主旨でしたのでそのことに対する答弁となりますが、ほかの市町村との比較ということでそれぞれの町の産業の構造、人口構造などの特色がございますので、一概に比較するのは難しいと思いますけれども、子育て支援については他市町村と比べても充実している部分が多くあると考えております。

各課長への答弁ということであったので関係課、学校教育課、健康増進課、総務課等とも協議しまして私のほうでまとめてお答えいたします。どうぞ御了承ください。

まず介護福祉課としましては、国が実施している子ども子育て支援事業で比較しますと天城町が13事業中4事業、伊仙町は5事業であります。それに対して本町は8事業を実施しているというところで、両町よりも多く事業を実施しております。

また、保育所での児童の受け入れ促進と待機児童対策の解消、保育人材の確保のために子育て支援員研修の実施、また、保育士等奨学金の創設などにも積極的に取り組んでいるところでございます。

健康増進課につきましては、母子保健事業、妊娠出産包括支援事業、訪問事業、あとは、予防接種事業など、安心して本町で子供を産み育てることのできる地域を目指した事業に取り組んでいるところでございます。

また、出産・子育て応援交付金については保健センターの子ども包括支援センター、介護福祉課が相互連携して事業を実施しております。

また、学校教育課においては、先ほどもお話がありましたけれども、われんきゃポイント事業、語学留学、学士村塾、また、部活動遠征費の増額、第三の居場所づくりなどを行っております。

また、社会教育課においてはインターシップ教育事業なども行っており、幅広い世代、幅広い年代の子供たちに向けた事業を行っておりますので、子育てに対する支援が、一概に比べることはできませんけれども、本町は充実していると考えております。

以上です。

#### ○8番（勇元勝雄君）

これはこの問題はあと3年間また毎回出していきたいと思えます。

2番目の入札についてももう何回も聞いていますけれども、どのような基準で指名を組んでいるのか。副町長、総務課長、建設課長、水道、学校教育、支所長、これはもう総務課長に事前に連絡してあります。

#### ○副町長（幸野善治君）

まず、これも何回も同じような答弁になりますが、指名委員会には副町長、総務課長、企画課長、建設課長、建設課長補佐と各事業の担当課長で行います。事業課のほうでは指名委員会

の日程をまず調整しまして、委員会の中では担当者から事業名、予算、事業実施の場所、内容等の説明を受けた後、指名業者の工事実績、工事の内容、規模や施工場所、技術力、工事の手持ち量等を考慮した上で全体的に総合的に判断して指名委員会を行っております。

以上です。

#### ○総務課長（村上和代君）

勇元議員の御質問にお答えいたします。

ただいま副町長が申しましたとおり、指名につきましては、指名願を取りまとめている建設課の資料をもとに指名を組んでいます。

指名の基準につきましては、まず、有資格であること、業務委託場所の地域性、また、業務についての技術的な適正を有しているか、そのほか、経営状況や信用度、安全管理状況、事業量などを総合的に勘案いたしまして指名をしているところであります。

以上です。

#### ○建設課長（清山勝志君）

お答えします。

建設課としましては、実績、経験、手持ち工事、場所等を重視し、また工事の工種等を反映し、指名委員会にて選定しています。

#### ○水道課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

水道課におきましては、過去の事業の実績、指名願が出た工事の種類、その点を総合的に勘案して指名を組んでおります。

#### ○学校教育課長（太 稔君）

勇元議員の御質問にお答えいたします。

学校教育課では、指名に関しては、地元の業者及び過去の実績を考慮して指名しております。

以上です。

#### ○花徳支所長（尚 康典君）

勇元議員の御質問にお答えします。

花徳支所では指名願を提出されている業者の中から業務内容によって過去の実績等を考慮して選定しております。

#### ○8番（勇元勝雄君）

今、答弁した方々は、幸野副町長、また総務課長の答弁のとおり、そのような内容で指名を組んでいると自信を持って言えますか。

#### ○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

はい。自信を持って、そう申しました。

○建設課長（清山勝志君）

はい。自信を持っております。

○水道課長（保久幸仁君）

はい。私も自信を持って答弁いたしました。

○学校教育課長（太 稔君）

私も自信を持って答弁しております。

以上です。

○花徳支所長（尚 康典君）

はい、私も自信を持って答弁しております。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

この入札の実績を、毎回、議会に配りますけど、この指名のメンバーを見て、指名の仕方を見て、これがまともな指名の組み方か。私は恐らく、今、副町長が言ったような基準で指名を組んでいたらこういう指名の組み方は絶対できないと思うんですよ。

建設課長、自信を持って言えますか、副町長が言ったような基準で指名を組んでいると。

○建設課長（清山勝志君）

はい。副町長が言ったとおり、自信を持っております。

○8番（勇元勝雄君）

入札執行調書の状況を見たら、これが指名の在り方かと。こういう指名の組み方ですよ。令和元年から令和4年まで指名の数をもらいましたけれども、多い業者は30回、33回。少ない業者は3回、4回。これがまともな指名の組み方でしょうか。これが副町長が言ったような基準で指名を組んでいる指名の組み方でしょうか。

○建設課長（清山勝志君）

お答えします。

入札執行に当たり、不調とか辞退、現場周辺の住民の多大なる御迷惑を強いられる業者には、しばらくの期間、指名から外していることからこういうように行われると思います。

○8番（勇元勝雄君）

指名に入って辞退する業者がいるんですか。

○建設課長（清山勝志君）

令和4年度はいました。

○8番（勇元勝雄君）

何者ですか。

○建設課長（清山勝志君）

6者ですね。

○8番（勇元勝雄君）

では、6者がこの指名の少ないほうに入っているわけですか。

○建設課長（清山勝志君）

令和4年に対してはそうです。

○8番（勇元勝雄君）

では、後でその資料を。名前は出さなくてもいいですから、アルファベットでも何でもその辞退をした業者、そして、これと突き合わせてみたいと思います。

業者は、指名に入って、結局、仕事を取るために戦えるわけですよ。こういう点も考えなければ、地域性がある、地域性を考えると言っていますけれども、支所長、東天城地区で物産館の指名に入っていない業者がいますけれども、これはどのようなことで指名に入れなかったんでしょうか。

○花徳支所長（尚 康典君）

お答えいたします。

まず、その指名案を作るに当たって、前の建設業者の指名の案を見せていただいて、それに基づいて決定しましたので、一応、業者の選定はこちらの方である程度、地域性を見ながら指名をしたことになっております。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

聞いているのは、1者だけ指名に入れなかったのはどのような理由でしょうかということですよ。

○副町長（幸野善治君）

東天城地区にも民間の仕事をしたり、ほかの原材料支給とか忙しくてできない手持ち工事の量の分でもあったんですね。それでその1者はなつたと私は考えております。

○8番（勇元勝雄君）

これは支所長が指名を組んで、その1者も指名を組んで、副町長が削ったということですか。副町長が答えるということは。

○副町長（幸野善治君）

削ったところじゃなくて、ちゃんと平等に、平等性を必ず保つんですよ。「どうですか」という話をして。それで、平等性を保つということを基本に、いろんな手持ちの工事量、地域性、工事の実績、従業員の数、いろんなものを総合勘案して、判断してその6業者7業者を指名しているわけです。ですから、全然、問題ありません。

○8番（勇元勝雄君）

指名委員長がそういう認識だから、いろいろ疑惑が出るんですよ。もっと指名委員長たるものがぴしとした態度で示さなければ。

支所長、なぜその1者だけ指名に入れなかったのか。手持ち工事とか関係ないんですよ、民間の工事をしているとか。そういう話じゃないんですよ。それは指名に入った場合は、手持ち工事が多いから辞退する業者もいるでしょう。

なぜ抜いたのか、入れなかったのか、それを聞いているんですよ。

○副町長（幸野善治君）

先ほども話したとおり、その1者が基本的に言えば、忙しかったということです。

○8番（勇元勝雄君）

業者というのは全部忙しいんですよ。忙しいけど、指名が入ったらそれは業者の考えでこの仕事は取っても仕事ができない、そういう判断で動くべきであって、役場が忙しいとか忙しくないは判断できるわけないでしょう。

支所長、あんたが答えるべき。指名はあんたが組んだわけでしょう。あんたが答えるべきことなんですよ。

○花徳支所長（尚 康典君）

先ほどから副町長が言われたとおり、その業者が手持ち工事が多いというのがありまして、それで指名から外してあります。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

では、指名を組んだとき、その業者の手持ち工事はどれくらいの量でしょうか。

○花徳支所長（尚 康典君）

民間の仕事をしていたので、そういったこともありまして指名からは外しております。

○8番（勇元勝雄君）

その仕事量ですよ、役場の仕事ができないほどの仕事量を持っていたか持っていないか、その量が知りたいんですよ。

○副町長（幸野善治君）

勇元議員ね、これは各課から提案してきたら指名委員会で話すんですけど、そこまで誰を入れなさいとか、どうしなさいというのは、これは強要罪にも当たるんですよ。地方自治法第132条に違反するいわゆる行為となりますので、これ以上は別に課長が答える必要はないと思います。

○8番（勇元勝雄君）

だから、今、答弁で、入れなさいという話じゃないんですよ。なぜ入れなかったのか。入れ

なさいという話じゃないんですよ。そういう質問しているわけじゃないんですよ。なぜ入れなかったのか。それで、「手持ち量が多かったから入れなかった」と。

副町長、分かりますか。だから、その手持ち量が多いということを知っているから指名に入れなかったわけですよね。だから、その量はどれぐらいの量を持っていたか、それだけの話なんですよ。

○花徳支所長（尚 康典君）

では、また後で調べてお答えいたします。

○8番（勇元勝雄君）

こういうことは後で調べるんじゃないんですよ。その時点で分かってそういうことをしたわけですから。

支所長、業者というのは指名に入るか入らないか。それは仕事が取れるか取れないかのことなんですよ。それを認識して、これからの指名を組んでもらいたいです。

水道課長、これは去年の5月ですかね。水道の浄水場の工事がありましたよね。

今、水道課長は「自信を持って指名を組みました」と言いましたけれども、「副町長の基準を守って組みました」と言いましたけれども、この水道の業者、指名に入った業者がどれぐらいの指名、箇所に入ったか分かっていますか。

○議長（行沢弘栄君）

勇元議員、9番目にこの入札の件が出ているんですけども。

○8番（勇元勝雄君）

それ今聞いて。

○議長（行沢弘栄君）

そこでも同じ、繰り返し、質問が出ますか。

○8番（勇元勝雄君）

それしない。

○議長（行沢弘栄君）

しない。

○水道課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

勇元議員に資料をお配りしておりますが、その資料の方で回数とか分かると思います。

○8番（勇元勝雄君）

9番目に質問がありますよね。タベ、指名回数を調べました。一番多い業者が12か所、少ない業者はゼロ。1回の方が8者、2回の方が2者、3回の方が2者、4回の方が1者、5回の方が5者、6回の方が6者、7回の方が2者、8回が8者。一番多いのは12者です。

これが公平な指名の組み方ですか、水道課長。

○水道課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

水道課といたしましてはこれまでの水道課における事業の実績等を踏まえて指名を組んでおります。

○8番（勇元勝雄君）

そういう話じゃないんですよ。この回数が、箇所数がこれだけ違うのはどうしてかという話なんですよね。実績はほとんど浄水場の場合は建設業法からいったら機械設備の部類に入ると思うんですよね。

どうしてこれだけ差が出たか。なぜですか。

○水道課長（保久幸仁君）

水道課におきましては、その工事場所のいろいろな仕事のいろいろな規模の大きさ等があります。それを勘案して指名の方を組みました。

○8番（勇元勝雄君）

その指名を見たら、規模とか全然関係ないと思うんですよ。どういう基準でこういう。課長が言うように、規模とかそういうのだったら、ある程度、県のランクを利用するとか、そういうのを利用して規模を考えなければできないと思うんですよね。

こうして見てくださいよ。規模とかそういうのを勘案してあるのはないでしょう。なぜですか。

○水道課長（保久幸仁君）

水道課におきましては、これまでの実績と何度も勇元議員に答えますけれども、各事業の規模等を勘案して指名願を組んでおります。

○8番（勇元勝雄君）

今までの実績というのはどういうことですか。仕事の内容とかいろいろ。

一番聞きたいのはなぜこの指名の箇所がこれだけ差があるのか。県のA級の業者がB級の業者が1か所しか指名入らない。県のA級の業者が2か所しか入らない、そういう状態になっているんですよ。

この指名の組み方はこれで課長はいいと思っているんですか。

○水道課長（保久幸仁君）

私は公正に指名を組んだと考えております。

○8番（勇元勝雄君）

これが公正だと思うのは、副町長、指名委員長、水道課のこの指名の組み方をどう考えますか。

○副町長（幸野善治君）

課長が立派な答弁をしましたが、公正であります。

○8番（勇元勝雄君）

指名委員長がそれぐらいの考えで指名委員長をしているからこういう指名の組み方をするんですよ。これが公正だと思う指名委員長は、この指名を組んできて、これを、メンバーを見て、回数を見て疑問に思わないんですか、指名委員長として。先ほど言った指名に対する基本の条件を考えて、それだけ考えられない指名委員長は、私は即刻辞めるべきだと思うんですよ。

これがまともな指名の組み方だったら、徳之島町の入札、これは非常に町自体が危機的な状態だと私は思うんですよ。

副町長、どう考えますか。

○副町長（幸野善治君）

先ほどから繰り返しているとおり、従業員の規模、工事の実績、地域性、それから手持ち量、技術力、そういうものを勘案して各工区別に組んでやりますので問題はないと思います。

○8番（勇元勝雄君）

水道課長、指名委員長はああいう答弁をしましたがけれども、技術力、職員の数、手持ち工事、全部勘案してこういう指名の組み方をしたんですか。

○水道課長（保久幸仁君）

そのとおりであります。

○8番（勇元勝雄君）

答弁は明快ですね。びっくりするほど明快です。

現在、徳之島町の指名は公平に行われていると思うか。指名委員長。

○副町長（幸野善治君）

公平に行われていると思います。

○8番（勇元勝雄君）

これぐらいの認識しかない指名委員長は非常に私は疑問に思います。

順番が逆になりましたけれども、2番目の昔はちまたで黒幕どうのこうのというお話がありました。現在、役場OBの3人が外部で指名を組んでいるといううわさがあります。聞いたことがあるのか。また、そのようなうわさが出るということをどのように考えるか、指名委員長、お伺いします。

○副町長（幸野善治君）

聞いたこともありませんし、そのうわさが出たのは残念であります。

○8番（勇元勝雄君）

聞いたことがないと。この間、総務課長、副町長、建設課長、水道課長はいなかった水道課

長補佐。副町長室で話したことはありますよね。そのとき、私のほうに電話がいろいろ来るとい話をしたら副町長のほうにも電話が来たとい話をしたと思うんですよ。総務課長、そのとき、メモを取っていましたが、そういう話をしましたよね。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。はい。勇元議員のほうからいろいろとそのようなお話はお聞きいたしました。

○8番（勇元勝雄君）

副町長にも。

○議長（行沢弘栄君）

勇元議員、どうぞ。

○8番（勇元勝雄君）

副町長にも電話が二、三回来たとい話をその場で副町長の口から言ったんですよね。

○副町長（幸野善治君）

記憶にございませんが、どういったことでしょうか。

○8番（勇元勝雄君）

だから、役場OBの3人が指名を組んでいる。そういう話を、電話が来たとい話をやったと思うんですよ。それは副町長はやったことはないということでしたらこれからはテープレコーダーでも持って行ってそういう話をしたいと思います。

このよううわさが出るということは非常に不名誉なことなんですよ、町に対して。前も庁舎建設の件で副町長にいろいろうわさがあるから気をつけてくれとい話をしたことがあります。その場でも、証拠がないからどうのこうのとい話をしましたけれども、疑惑が出たら職員に対して注意をするのが本当であって、証拠とかそういうのはあるんじゃないと思うんですよ。うわさがあるということはそう思っている方がいるわけですから。だから気をつけなさいよということ職員に副町長のほうからすべきであって、証拠がないからそういう話ではできない、証拠があったら警察に行きますよ。そのときも役場職員と業者と天文館でどうのこうのといううわさを電話を四、五回もらったんですよね。それもそういう話もしました。もろもろ世間一般の人は見ているんですよね。そういう疑惑が出たら、町長・副町長が課長会でも「そういううわさがあるから気をつけてください」ということを言わなければ本人は分からないわけですよ。

人は知らないと思っているだろうけれども、人は全部見えていますからね。ただ、物を言わないだけであって。そういううわさが出ることを副町長はどのように考えていますか。

○副町長（幸野善治君）

うわさが出るということは非常に残念ですが、いろいろな通報があるんですね。いわゆる業

者と非常に鹿児島で飲んでおったとかいうのも勇元さんから聞きましたし、そういった場合はすぐ呼んで一緒に指導したじゃないですか、その場で。

それから、その後も。その後もですよ。その後も課長会では常に「伊仙町で起きた公金横領事件とか、隣の町の天城町の補助金不正利用、それから過去には徳之島町でもあった公金横領、贈収賄。そういったのにはくれぐれも職員は気をつけてください」ということは課長会を通して言っております。

だから、勇元さんや私たちの経験からおった年代よりは非常に真面目であります。勤勉であります。また勉強します。ですから、職員のごことはそう心配なさらなくていいと思います。

#### ○8番（勇元勝雄君）

真面目だから昔の人間は不真面目だったんじゃないんですよ。私も職員時代はいろいろありましたけれども、そういう信頼するのもいいことですが、そういううわさが出たら信頼以前の問題なんですよ。気をつけてくださいということは、職員が業者と飲み会が多いとかそういううわさを聞く。また、電話が来るんですよ。

ここにいる課長も、特に事業課の課長はそういうことをびしっとしていなければ。

公務員というのは一番弱い立場なんですよ。業者との飲み食いを世間の人は見ています。もし、そういうのでいろいろ引っかけた場合、公務員というのは仕事はなくす、退職金もなくなる。そういう点を踏まえて仕事をしなければ。

公僕として私は非常に残念だと思います。今後も入札問題に対しては指名の在り方が改善されない限り質問していきます。

それと6番目の水道課の次亜塩素酸ソーダポリ塩化アルミニウム、徳之島町では他の2町に比べて単価が400円上がっています。これは去年の時点で水道課長にどういうことかということをお話をしていますよね。それで令和5年度も1缶当たり400円高くなっている。これはどのようなことで単価を上げて契約をしたのかお伺いします。

#### ○水道課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

勇元議員の御指摘のように令和4年度も400円の差がありました。令和5年度も町内の3者の方から見積りを頂きました。その見積りの結果が400円の差ということで見積入札のほうを終了しております。

#### ○8番（勇元勝雄君）

そういう考え方がおかしいんですよ。400円の差があるのに3者から見積りを取って契約をする。水道課は今どれくらいの赤字か分かっていますか。2億以上の赤字を出しながらこういう垂れ流しをする。聞いたら年間300万ぐらい差額が出るという話ですけども、それを分かりながら契約をする親方日の丸の考え方じゃないですか。自分の腹は痛まないから契約をする。

見積りを取った時点で「これでは契約をできません」ということで断るのが当たり前じゃないですか。

○水道課長（保久幸仁君）

水道課といたしましては、3者の業者から見積りが届きました。それを基にして契約のほうをいたしました。

○8番（勇元勝雄君）

この契約書を、総務課長、副町長、町長、決裁の印鑑を押したんですか。

○町長（高岡秀規君）

決裁には印鑑を押してあります。

○8番（勇元勝雄君）

1缶当たり400円上がっているという話は水道課長のほうから町長には上がってきていないんですか。

○町長（高岡秀規君）

その見積り入札をするときに、一応、2町の価格の参考価格というふうにしたんですけれども、地元優先ということで3者見積りをしたところですよ。

今回、参考価格を提示しても下がらなかったというのが現状でした。

今後は我々はその点について水道課長とお話をして、入札という形を今後は取っていきたいと思います。

○8番（勇元勝雄君）

入札というのは見積り入札、一般競争入札、一般入札といろいろありますよね。結局、400円も1缶上がるのに、参考価格も出しているのにそれだけの価格を出せなかった。その見積りを取った時点でほかの業者から見積りを取るべきであって、3者から見積りを取って400円上がったけど仕方がない、契約をして印鑑を押す、そういう感覚が私はどうしても分からない。

もし、これが自分の金だったら年間300万、過去何年間ですか。恐らく10年間ぐらいこういう契約をしているわけですよ。年数は分からないんですけども、10年間このような契約をしてやった場合、3,000万ですよ。そういうことをできる役場の体制、本当、不思議でなりません。

いかにして安く取るか、水道の3町で薬品を取るとか、そういう文書が通知があったと思うんですよ。そうした場合は、伊仙、天城が400円安くで入るのに何で徳之島町だけ400円上げて見積りがそうだったからそれもほかの町村は400円安いですよという見積りを、ある程度、案を提示しながら業者が見積り、それだけ出したから。それで契約する。本当に親方日の丸。町民のことは考えていないわけですよ。

水道課長、年間2億以上の繰入れをしながらこういう仕事のやり方では、私は課長として失

格だと思うんですよ。公営企業、特に水道は独立採算でやらなければいけない。それをたまたま徳之島町は繰り入れ、2億以上の繰り入れをしながら運営をしている。この2億の金をもし独立採算で水道料金に跳ね返った場合、現在の2倍近くの水道料金を町民は払わなければいけないんですよ。こういう状態のとき、こういうでたらめな契約の仕方、水道課長、どう考えますか。

#### ○水道課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

薬剤の件につきましては、今年度の3月議会の後、勇元議員のほうから「他の2町と比較すると本町の薬剤については高い」ということをお聞きしました。

去年になりますけれども、令和4年度の段階では3町から見積書を頂いて契約をいたしました。その額をほかの2町と比較することは私は行っておりませんでした。ですから、今年度の3月に勇元議員から指摘があり、初めて他の2町より薬剤の方が高いということを初めて認識いたしました。

私としては、他の2町が金額が単価が決まっていますので、徳之島町もその同じ金額にするのは、2町のそのようないろんな業者の業務もありますので、私のほうとしてはやはり2町の業者、徳之島町の業者、いろいろな業務内容が違うと思いますので、単価が違っても町内の業者で取った見積りで一番安いところと契約した次第であります。

#### ○8番（勇元勝雄君）

あまり説明の意味が分からないんですけども。前は鹿児島島の業者がやっていたよね。それも配達だけ島内の方が配達していました。恐らくそのときは単価は一緒だったと思いますよ。前の水道課長に聞いたら、島内業者にさせたいからということで契約を「同じ値段だったらいんじゃないですか」という話でやったらしいんですけども、その課長も恐らく同じだという認識で契約をしたと思うんですよ。

だから、その300万という差額を1缶400円という差額を水道課長としてもっと真剣に考えなければ。答弁は明快に答えているつもりだと思うんですけども、中身が分からない。また次の機会にまたやりたいと思います。

令和4年現在2億近くの赤字を出していますけれども、この赤字を解消するためにはどのような手だてを。

赤字を解消するためにはどのような努力をすべきかお伺いいたします。

#### ○水道課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

水道事業の経費は、地方公共団体の一般会計または他の特別会計において負担するものを除き、料金収入などをもって充てなければならないとされています。

しかし、本町において水道料金のみでは費用が不足のため、一般会計から繰入金をもって運営を継続していることが現状です。

一般繰入金は基準内と基準外の2種類の繰入金があります。基準内繰入金は国が定めた基準に基づく繰入金、基準外繰入金が収入を費用に充てても足りない部分。つまり、赤字のままでは資金が不足し、運営が困難であるために町から繰入金を補っているのが現状です。

今後、管路や水道施設の耐震化や更新に要する費用が多額となることを見込まれるため、これらの経費を勘案した上で安定的な経営を可能とするため、料金体系を見直しをすることが必要であると考えています。

#### ○8番（勇元勝雄君）

だから、料金体系を変えるためにもこういう無駄遣いをしないようにしなければ町民は納得しないんですよ。たかが1缶から400円、全体で300万。そういうことをしないで、料金体系を変える。もっと水道課長は緊張感を持って、いかにしたら経営がうまくいくかを考えなければ、親方日の丸ではできない仕事なんですよ。

今後、いろいろあると思いますけれども、水道は人間が生きるために一番なければいけない水ですから、一生懸命、頑張ってください。

これで。

#### ○議長（行沢弘栄君）

しばらく休憩します。11時30分から再開します。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時30分

#### ○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ○8番（勇元勝雄君）

3番目、徳之島町内の体罰問題についてお伺いいたします。

町教育委員の被害者へどのような対応をしたのかお伺いいたします。

#### ○学校教育課長（太 稔君）

勇元議員の御質問にお答えいたします。

被害を受けた生徒への対応は学校長が行っております。

内容は別室教室登校や授業の職員の立ち会い、見守りなどです。

教育委員会といたしましては、保護者と謝罪等、再発防止対策に向けて面談を調整中です。

以上です。

#### ○8番（勇元勝雄君）

我々の年代からしたら昔はそういうことが当たり前に行われていましたけれども、現在そう

いう体罰とか暴言とかはもう絶対に許される問題じゃないわけですよ。ほかの生徒へのケアはどのようなことをしたのか。

○学校教育課長（太 稔君）

勇元議員の御質問にお答えいたします。

体罰の件が新聞やテレビ等で報道された翌日の朝は生徒たちは少し戸惑う様子が見られたようですが、その後は通常どおり学校生活を過ごすことができているようです。

全ての生徒の心のケアも大切ですが、保護者の説明会の後、18日及び23日に県からスクールカウンセラーを招き、相談を実施いたしました。

今後も定期的に実施いたします。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

新聞報道では生徒たちに対し、常習的に暴言を吐いたり、体罰を加え、過去には自殺未遂を図った生徒さえいるとなっています。

いろいろ教育委員会のほうでも調査をしてしまいましたが、どのような調査を行ったか伺います。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

現在、学校のほうでアンケート調査を実施しております。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

今までいろいろ調査をして時系列的に答えられる範囲で教えてもらいたい。

○学校教育課長（太 稔君）

その案件に関しましては、今、被害届等が提出されておりますので、今回は答弁を控えさせていただきますと思います。

また、報告ができる時期が参りましたら御説明、報告いたしたいと思っております。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

新聞報道ですけれども、今までもたびたびそういう暴言、体罰があったと載っていますけれども、この報道が本当でしたらある程度学校内でも把握していたと思うんですよ。教育長、どう考えますか。

○教育長（福 宏人君）

勇元議員の御質問にお答えします。

まず初めに今回こういったようなことで非常に学校の保護者も含めて子供たちも含めて非常

に御心配をおかけしているところでございます。

現在、新聞報道に既にあったとおり、暴言・体罰等について私のほうもいろいろ報道関係から質問されましたので、既に新聞等にも私の方で回答をしているところでございます。

今後、こういったことがないように再発防止に徹底するというところで、これまでの体罰・暴言については詳細についてアンケートも含めて、それから、本人の聴取も含めて全て聴取をしているというようなところでございます。

現在そういったような報告をまとめて、また県のほうに報告を行っているところでございます。

以上でございます。

#### ○8番（勇元勝雄君）

今までこういういろいろな問題があったということは、学校内で恐らく把握していたと思うんですよ。それを他の先生方も学校内で収めなければいけないというような考えで、こういう問題があったということは恐らく学校内である程度把握していたんじゃないかと思うんですよ。

教育委員会のほうへ来るのはいろいろ問題になってから来るわけですよ。その前に学校内で問題があることに対しては、校長の権限でいろいろとほかの先生からも意見を聞くべきじゃないかと思うんです。事なかれ主義で、まあまあで、なあなあで収めようという体制が、今、学校のほうではあるんじゃないかと思うんですけど。

#### ○教育長（福 宏人君）

勇元議員の御質問にお答えします。

初めに学校現場はまず子供たちの教育に体罰・暴言があってはならないということ、これは法的にも違法行為ですので、そういったことはないように。あってはならないと。

つまり、教師は教育をするために体罰・暴言によらない教育をすべき。これは徹底しております。

そして、もしそういったようなことがあったら、これについては隠すことなく教育委員会に報告というようなことになっております。私どもが把握している中ではもしそういうことがあれば、学校において、もちろん指導をすると同時に、報告を求めています。

ただ、今回の事案で大小いろいろとあると思いますが、全てそういったようなことで保護者・子供たちにもそういうことがあった場合はすぐ相談できる体制づくりや、教育委員会も含めて、保護者の中からそういった窓口はきちんとしておかないと、そういったことについて十分に対応できない場合もあるのかなというふうに関心を持って今回の事案で非常に反省をしているところでございます。

併せて、学校においても子供たちの指導においては一教員だけではなく、先生方が同じようなスタンスで体罰・暴言によらない教育をするということは常に研修でもお互いに共通理解し

ておりますので、もしそういったことがあったらきちんとそれを報告する。校長にしても。そして、子供たちのケアもきちんとする。

そして、保護者にもきちんとそれを説明する。

学校教育法11条においては体罰・暴言による教育はもちろんそれは禁止されていますが、指導と懲戒というのはきちんとできるというふうになっておりますので、子供たちをもちろん指導というのは懲戒を加えるということはこれはもう法律的に認めている。ただ、それについても子供たち、そして保護者にもきちんと説明して、こういったような状況で、こういうふうにご指導しましたと。そういうのをきちんと明確に。

今、実際に学校でやっていると思いますが、そういうことを今回の事案からさらに徹底して、子供たちに寄り添った教育、そして、保護者の心配に応えられるような教育環境を再構築する必要があるというふうに思います。

そして、教師もいま一度、教育については体罰・暴力によらない教育とやり方、方法ということをご今回の事案で再度学校においてもきちんと研修もするし、先生方もそういったような気持ちで。ほとんどの教師がそういうふうにももちろん実際やっていますが、今回のことを教訓として捉えて、徳之島町の学校においては体罰ゼロということを目指して、また、保護者、PTAも含めて取り組んでいきたいというふうに考えています。

そして、さらに言えば、こういった問題は地域の方々にも、今、学校運営協議会という制度もつくっておりますので、地域の方々についても協力を求めていくと。学校のみではできない部分も少しあると思いますので、強く保護者、PTA、地域の方々にも協力をもらって学校の働き方改革も含めて推進していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

## ○8番（勇元勝雄君）

学校は子供たちの教育の場。こういう問題があったおかげで自粛する子供たちも出てくる可能性があるわけですね。そして、学校内の先生方が全部その共通認識を持って、こういうことをしたら、恐らく暴言を吐くときは恐らく大きな声で声が出ると思うんですね。そういう場合、隣の教室でもそういうことを聞いたらある程度助言をするとか、そういう体制を持っていかなければ。あそこで叫んでいるとか分かりますよね。体罰にしてもどっか物陰へ行って体罰をするわけじゃない。先生方全部がそういう体罰・暴言はいけないという認識を持って、共通認識を持ってやらなければ。

他人のことだからいいんじゃないのぐらいの感覚でやってもらったら、子供たちは本当かわいそうなんですよ。

体罰とは関係なしに1週間程度学校を休んだというあれもありましたけれども、これは実際に体罰と関係ないわけでしょうか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

学校からの報告では、体罰ではなく、体調不良というふうな報告を受けております。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

体調不良がどのような体調不良かそれは分かりませんが、こういう問題が出た場合、体罰とは関係なくても関連して考えられることもあるんですよ。

今後、体罰、暴言、セクハラ、そういう問題が町内の学校から出ないように。教育長以下、学校教育課長、我々一般町民も学校見守りたいといろいろ活動をやってますけれども、みんな徳之島町の学校、学びの場として子供たちがすくすく育つようにやってもらいたい。これは要望です。

今後、実際、体罰をした先生もかわいそうなんですよね。その処分を受ける前に、ある程度、周りの先生方もケアして、校長もケアしてしなければ、こういう事態になってからどうのこの言っただけでもうこれは簡単に収まる問題じゃないですから。問題を起こす前に学校全体、先生方が協力して、体罰・暴言のない学校にしていくように頑張ってもらいたいと思います。

町政についてお伺いします。

観光課は金見崎のソテツトンネル一帯を将来どのような場所にしたいのか、お伺いいたします。

○おもてなし観光課長（吉田広和君）

勇元議員の御質問にお答えします。

ソテツトンネル一帯の将来像につきましては、手つかずの原生林や風景を後世にそのまま残したいとの金見集落の皆さんの御意見もあり、観光課としてもそのように考えています。

そのためには必要な維持管理の作業があり、その点については、金見集落の皆さんの協力が必要となってきます。

維持管理に係る費用等については今後、財務とも協議したいと思います。

また、金見集落は海遊びやオカヤドカリ、ウミガメの産卵など自然体験学習ができる場所などのルートがあります。ソテツトンネルを通ることで様々な体験ができます。金見集落だけで一日を退屈することなく過ごせる場所にできたものと考えています。

以上です。

○8番（勇元勝雄君）

前に一般質問で講演会をしたらどうかという話をしたら金見集落の何名かの方に怒られました。

開発するんじゃなくて現状のままで、どうして現状のままを残せるかというのが一番の課題

だと思うんですね。ソテツトンネル一帯は全部民有地なんですよ。実際、大型バスが来たら県道にバスを連ねてソテツトンネルのほうに行きます。観光地で駐車場がない観光地というのは恐らく考えられないんですよ。ソテツトンネル内のあの一帯の自然を壊さないような格好で駐車場を作って、その駐車場から200メートルぐらい距離は伸びるんですけども、県道からでも行けるようなあの一帯を道だけを整備して、一帯を公園として開発するべきであって、現在、ソテツトンネルは個人の所有物。しかし、金見の住民に対しては何の恩恵もありません。

前から「管理委託はできないか」という話もやりましたけれども、現在、あそこは個人が買って家をつくることはできるんですよ、国立公園内であっても。高さ制限とかいろいろあるんですけども。だから、その前に個人が買って家をつくるとか、その前に、ある程度、町が手を打って、あの一帯を恐らく3町歩か4町歩ぐらいの土地だと思うんです。それを借り上げるか買い上げるかして、将来に向けて大きな公園をつくらなければ、現在の現状のままで個人の行為に甘えてやっていったら、恐らく、トンネルの中に家ができる、そういう状態になると思うんですよ。

そういう構想はできないのか。また、おもてなし観光課、その事業に対して企画課のほうもある程度助言をしてなければいけないと思うんですけども。企画課かおもてなし観光課、そのような事業を持つてくることは考えられないか、お伺いします。

#### ○企画課長（吉田 忍君）

企画課といたしましては、そのような事業が持つてこれないかという部分に関しましては、一番は金見集落のお考えが重要だと思いますが、例えば、交付金に関しましてはあらゆるところで観光地整備等々、奄振交付金や地域振興事業交付金等々を活用して、おもてなし観光課のほうで整備しておりますので、そういった部分につきましては交付金の活用は可能かと考えております。

#### ○おもてなし観光課長（吉田広和君）

先ほど勇元議員も言われたとおり、ソテツトンネルは個人のものになっていますので、その辺の、あとは駐車場も民間の方のものをそのまま好意で貸していただいています。その点については、また維持管理も含めてこちらのほうで考えて、財務のほうで協議していきたいと思えます。

以上です。

#### ○8番（勇元勝雄君）

観光課のほうもいろいろ事業をやっていますけれども、その事業自体が単発的なものですよ。なごみの岬に東屋をつくる、金見崎に展望台をつくる。やはりこれからはインバウンドで多くの方が来る可能性もあるわけですよ。クルーズ船の誘致もいろいろと町長も考えているみたいですけども、そういう方々が来た場合、観光バスが3台4台県道ですら一つと並んで、

そういうのはみっともないと思うんですよ。徳之島町で一番の観光地は私はソテツトンネルだ  
と思うんですよ。そういう点を踏まえ、将来を。目先じゃなくて、将来的にこの金見の一带  
をどのようにしたいか。そういうのを地元の方と話し合っ、やはりそういう4年後、20年後  
のことを考えてやらなければ、単発的に「はい、東屋をつくりました、はい、展望台をつくり  
ました」とは。

その観光地は誰の物ですか。これは個人の物です。個人の売買はもう自由ですからね。そう  
いう点も踏まえて将来的な展望を持って頑張っ、やってもらいたいと思います。

総務課長は私が役場に來たらすぐ笑いながら「今日は何ですか」と來ますけれども、何十回  
と、公用車の件ですよ。たまに雨降り來たら車を止めるところがなくて、町民の方もあっち  
へうろうろ、こっちへうろうろしている状態で見たら公用車が一番いい場所、雨が雨に当たら  
ない場所に止まっていることがあるんですよ。何十回と総務課長に言いまして、勇元、ちょっ  
とうるさいなと思っていると思うんですよ。だから、各課長も、総務課長がずっと見ている  
と言っただけれども、総務課長が見る必要はないと思うんですよ。各課長が注意して、職員に  
注意して、現在、このような駐車場の状態ですから、絶対に役場の敷地内には公用車を止めな  
い。それは荷物を積むとかそういう短期的なものだったら構わないと思うんですよけれども、そ  
こに「〇〇課」「〇〇課」と書いて車が止まっていたら、町民は何で役場の職員はこんない  
ところに止めて、何で雨が降って何で濡れなければいけないかと、そういう状態になっ  
ているんですよ。

そういう点も踏まえ、各課長も職員には厳しく、庁舎が完成するまで、公用車の置き場所が  
決まるまで外に止めるように指導してもらいたいと思います。

また、最後ですけれども、現在、今、庁舎の舗装工事が始まっています。外構工事が6月20  
日まで工期延長になっ、現在のような状態になっています。外構工事が工期延長したのは私  
はおかしいと思うんですよ。解体が終わって12月から3月までは工事ができる状態でしたけれども、  
6月まで工期延長したおかげで今ばたばたしているわけですから。事業課もこういう点を踏ま  
えて、なぜ工期延長しなければいけないか、そういうことを考え、まずは第一に町民の利便性  
を考えて今後も一生懸命頑張っ、もらいたいと思います。

#### ○議長（行沢弘栄君）

しばらく休憩します。1時30分より再開します。

休憩 午前 11時57分

再開 午後 1時30分

#### ○議長（行沢弘栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、松田太志議員の一般質問を許可します。

## ○6番（松田太志君）

皆さま、こんにちは。

令和5年6月第2回定例会において、6番松田太志が3項目について質問したいと思います。  
町長並びに担当課長の答弁を求めます。

1項目めについてですが、昨日、今朝とも内議員、是枝議員、そして勇元議員からも質問がありました。徳之島町内における体罰等の問題についてであります。令和5年5月10日の新聞等で報道のあった問題、まずは内容について質問をいたします。

## ○学校教育課長（太 稔君）

松田議員の御質問にお答えいたします。

新聞やテレビ等で報道されました徳之島町内の中学校の体罰の件ですが、過去の件も含めまして、中学校でアンケート調査を実施するなどして、現在、まだ調査中です。

以上です。

## ○6番（松田太志君）

我々議員も議会が始まる前の6月6日に、全員協議会の場で、教育長、太学校教育課長、そして、主事3名の方から大まかな説明がありました。議員からも様々な質問等がある中で担当課長並びに教育長、主事のほうから丁寧な返答がございました。

内容等については、こちらのほうでは控えたいと思いますが、体罰が現場のほうであったというふうなことで、昨日、今朝もほかの議員のほうに答弁をしているところです。

今後、またこういったことが繰り返されてしまいますと教育の質であったり、子供たちのあるべき姿というようなことが、なかなか教育向上とかそういったものが薄れてくるんだと思いますが、この点につきましては、教育長はどのような考えをお持ちでしょうか。

## ○教育長（福 宏人君）

松田議員の質問にお答えをいたします。

先ほど来、この対応についてお話をしたとおりでございます。

今後、徹底した実態把握と早期の対応ということに今後進めていく必要があるのかと考えております。これに関しても全て答えましたが、まず、教育委員会及び学校において、今回の実態の把握も含めて、きちんと十分であったのか、こういったことについても今回きちんと点検をしていきたいというふうに考えています。

そして、学校においても、日頃、こういったことがないように、学校自ら、教育委員会もそうですが、主体的にこういったことについてもきちんと調査しながら対策を進める、こういった方向を進めることが必要だと思っております。

それから、報告・相談体制ということで、これについても子供たち、先生方、保護者、PTAも含めて、相談や連絡体制も含めて、やはり抜本的に見直す必要があるのかなと考えており

ます。

それから、もしこういった事案が発生した場合は、もちろんゼロを目指すわけですが、発生した場合は、速やかに対応して、子供たちのケアも含めて、保護者との具体的な話し合いも含めて、速やかな対応が必要かなと考えています。

そして、また教職員に対してはいろいろな事案があります。こういった事案に対して、法体系という、昨日も是枝議員の話がございましたが、負うべき責任、そういったものの大きさについて再度研修を進めるということでございます。

併せて、保護者を含めて地域の方々にも対しても、この体罰について、それから暴言についても共通理解・共通認識を。学校だけじゃなくて、そういった多くの目を育てる必要があるのかなと考えています。

そして、再発防止ということで、今回の実態把握の結果を踏まえて、今回の体罰の発生や背景に何があったのか。その教師の対応や行動についてもどういったことが原因であったのか、そういったことについても詳しく調査して、もしそうであれば、それに踏まえた研修を行って、やはり体罰ゼロを目指していきたいと考えているところです。

以上でございます。

#### ○6番（松田太志君）

教育長、ありがとうございます。

若干前後するんですが、体罰があったという内容の説明がございました。

学校教育法11条の中に懲戒というものがございます。昨日、是枝議員のほうからも少しあったんですが、この体罰と懲戒の違いについて共通認識をもう一度したいと思うんですが、教育長はどのように説明を頂けますか。

#### ○教育長（福 宏人君）

お答えします。

再三、こちらのほうで申し上げますが、まず、体罰は学校教育法11条には明確に禁止されております。

再度申し上げます。学校教育法11条「校長及び教員は教育上必要があると認めるときは文部科学大臣の定めるところにより児童生徒及び学生に懲戒を加えることができる」。

「懲戒を加えることができる」として教師の懲戒権を認めております。ただし、体罰を加えることはできないと。体罰については明確に禁止をしているところでございます。

それでは、いわゆる懲戒と体罰の区別について、これがなかなか分かりにくいというように思いますけれども。

例えば、この懲戒行為とは、子供たちのこの宿題を残って宿題をさせるとか、授業中、立ち回ってなかなか授業に参加できないときには「少しここに立っておきなさい」というような

ことも含めて、いろんな懲戒の仕方があります。

ただ、この懲戒の仕方もこの体罰に当たるかどうかは、小学生と中学生では年齢的に理解も体力も考え方も、年代に応じて発達していきますので、その年齢に応じて教育的な配慮があって、懲戒もしなければいけないというようなことになっておりますので。

しかも、保護者に「今日はこういったような指導をしました」というようなことをきちんと理解させる必要があると思います。そして、さらには、教師と子供のコミュニケーションをきちんと取って、子供たちにも指導、懲戒を、もちろん暴言、体罰はいけませんのできちんと理解できるような形に今後する必要があるのかなというふうに考えています。

ですので、改めて申し上げれば、体罰はあれですけど、懲戒においても、子供に寄り添った状況の問題をきちんと教育的配慮を基に行う必要があると考えているところです。

以上です。

## ○6番（松田太志君）

ありがとうございます。我々議員も様々な保護者からも確認があったり、分からないこともあるので、むやみやたらに下手なことも言えない、言葉も一つ一つ、気をつけながら対応したつもりではいます。

先ほど委員会室で、池山議員が「助けるのも人の道、厳しくするのも人の道」というふうに言われていました。やはり厳しい環境下で今がある先輩議員がこういった言葉を我々に投げかけてくれるのは、大変うれしく、すぐメモに取って、この議場でお時間を頂ければと思ったのです。

先生方の指導の在り方、そして生徒の受け取られ方などが、社会教育や学校教育においては、人と人が接することにより培われるものがあると私は感じております。

教師として、生徒へ指導助言をする立場になれば、我々議員もですが、言葉遣いや行動一つ一つをかねてから気をつけ、皆の模範となるように教育に当たるべきと考えます。

先ほど教育長からも言葉を頂いたんですが、やはり先生と生徒の在り方、コロナ禍以降、いろんな行事に制限がかかりながら、午前中、勇元議員も質問の中で、教育長が答えられていましたが、地域と先生方、そして、主役の生徒、こういった方たちのコミュニケーションができる場が薄れてきている、こういったのも一つの背景にあるのではないかと感じます。

被害に遭われた学生も、これから将来もありますのでしっかりと対応していただければと思います。

昨日、高岡町長がウェブ会議に参加された際に、これは大人の方たちのことだと思うのですが、「人間力、人の価値観を認めながら、人生の経験がないかもしれないが、しっかりと人間力を高めていくことが必要だ」ということをおっしゃっていました。

「戦う相手を間違えてはいけない。自分との戦いだ」ということを言われて、私も中学校の

息子がいて、昨日、奄美のほうに大会で行って、休憩時間に大会の様子をLINEで見ることができたのですが、一生懸命、相手チームとボールの取り合いをしてプレーに励んでいるんです。こういったことも学校教育でいろいろなことを学んだからこそできることであって、なかなか一人ではできないことだと感じているところです。

昨日、内議員からもありました。スピード感を持って対応していただいて、家族や先生方としっかりとした対応を早期にできることが望まれるかと思います。

全員協議会の場で3つほど質問をさせていただいた中で答えていただいたのですが、学校から先生が指導に当たった後、校長先生への報告義務もしっかりとしていただきたいというものと太課長がおっしゃっていたアンケート、そういったものもしっかりと伝えていただいて、早期に対応できるようにというもの。3点目は、家族に連絡を取っているということですので、しっかりと先生と生徒と向き合っただけで対応していただければと思います。

今後の教育の在り方について、太学校教育課長は、どのような方向性、また、課長か教育長に答弁をお願いしたいのですが、どのような今後の教育の在り方を。答弁をお願いしますか。

#### ○学校教育課長（太 稔君）

松田議員の御質問にお答えいたします。

先ほど福教育長が、是枝議員、内議員、勇元議員のほうで述べたことと重なりますけれども、再発防止といたしましては、1つには、体罰ゼロを目指した教職員の徹底した指導を行いたいと思います。体罰は学校教育法によって禁止されているだけではなく、いかなる場合でも体罰を行ってはならない。個々の行為に注目すれば、刑法に定められている犯罪であることを認識を徹底させたいと思います。

指導がまた困難な児童生徒の対応を一部の先生に任せきりにしたり、特定の教員が抱え込んだりしないように、組織的な指導体制づくりを徹底し、管理職や生徒指導主任を中心に指導体制を常に見直すように指導してまいりたいと思います。

2つ目に、教育委員会としての体罰の根絶に向けての取組を徹底したいと思います。

本町の各学校の体罰の実態把握の方法が十分であるかを点検したいと思います。また、継続的に体罰等の実態把握に努め、各学校長に所属する児童生徒及び保護者等に対して人権尊重を基盤とした学校教育の推進及び体罰根絶に向けた取組を徹底させます。

また、学校運営協議会において説明をいたします。

また、教育委員会所属の指導委員を中心にした月1回の事例報告会で、情報教諭及び県のスクールカウンセラーなど、巡回相談体制のさらなる充実を図りたいと思います。人権擁護団体や警察署との連帯も強化してまいります。

3つ目に、体罰を行ったと判断した教職員の暴言等の不適切な指導に対しては、県教育委員会と連携しながら客観的な事実に基づいた適正な処分を行いたいと思います。

4つ目に、今回の件を教訓といたしまして、保護者や児童生徒がいつでもどんなことでも体罰や暴言等、その他についても相談できる体制づくりを早急に構築してまいります。

#### ○6番（松田太志君）

太課長、ありがとうございます。教師も本土から各離島に5年ないし6年転勤していただいています。家庭等もありながら、あと、独身に来られる先生方もいらっしゃいます。その中で、先生方が本土で学んできたこと、そして、離島で生かせることに若干ずれもあるかと思うんですね。その中で、島に住んでいる生徒たちは、その先生と出会うことによって学ぶこともあるんです。

昨日、全く体罰関係とは関係ない保護者と少し時間を頂いた中で話した内容なんですが、部活動で先生から大きな声で指導を受けた、ただ、その中でやはり保護者と子供に対する話に食い違う面があったと。やはりその子のことを思って指導しているわけですね、先生は。いろんなことがあったんですが、やはり任期が終わると本土に帰る。そのとき、空港に見送りに行ったときにその子は涙を流したそうです。やはりこの先生に出会えてよかったと。指導を受けてよかったと。やはりそこでその子が涙を流すというのは、自分のことを思ってくれたから。自分に対して時間をかけてくれたから、ありがとうという意味で涙を流したと思うんです。やはりそこは先生と生徒の関係性であったり、共有した時間であったり、そういったものがその子供の今後の人生のですね、長い人生の中での一つの階段を駆け上る一歩になってくると思うんです。

私も中学校時代、様々な先生がいらっしゃいました。女性の先生でトライアスロンが大好きな先生だったんですが、もう過去の話ですね。私の学生時代、20、30年ほど前の中学校時代の話です。その先生は本当に愛情のある先生で、バレーの顧問をしていました。トライアスロンをゴールするとき、みんながゴールの後ろをついて先生と一緒にゴールするんですね。やはりその先生が思いがある先生というのを生徒はみんな分かっているんですよ。こういった先生の気持ちを生徒も酌み取って、じゃあ、自分に何が足りなかった、先生がどういう思いで指導した、そして、先生もこういった思いで指導した、そういったのをしっかりと、こういった指導をしました、こういったことを伝えましたと、先生自ら校長へしっかりと伝えて、そして、子供さんも保護者へ伝えて、やはりしっかりとコミュニケーションができるような仕組みづくりを今後もう一度学校現場の方でつくっていただけるようお願いしたいと思います。

少しずれる視点になるかもしれませんが、高岡町長は、昨日、今朝と4名の議員、私を含めて同じことについて質問をされております。町長からも答弁を願いますか。

#### ○町長（高岡秀規君）

一番は教育長等々、学校現場というものが非常に難しい環境になるなというふうに感じています。私たちが小学校のときは全て正しいと思いませんが、何度か先生から打たれたこともあ

ります。しかしながら、一発でした。そして、先生が泣きながら「なぜ分かってくれないんだ」ということを言いながら打ったのを覚えています。それは暴力といいますか、いわば、ピンタですかね。そういう表現が、方言なのかどうかわかりませんが、打たれたときは痛いのは明日になれば治りますが、実は言葉の暴言というのは実は心の中にずっと残るケースがあるわけですね。

だから実際に教育の現場で、体罰というものと暴言というものの取扱いを慎重に学校現場では判断していただきたい。

打たなくて、ただ言葉で叱り方によっては、ずっと心の中に痛みとして残っているということもすっかりとわきまえて、私は暴言ということが今後は非常に重要な言葉遣いになってくるかなというふうに思います。

打つことだけが体罰で、それがいけないということで、では、言葉では何でも言っているのかということになるとそれはいかがなものかなと。ずっと心の中に痛みとして残るわけですね。だから、結果的に人間として、人間力というものが一番問われるだろうというふうに思いますので、今後の先生への研修の在り方、そして、また働き方改革の中で学校現場で教えて、あとは子供たちが帰れば私たちは責任はないんだという物の考え方がいかがなものかなと私は思っています。

だから、地域にも教育力を身につけなければいけないということからポイント制度を始めたり、親子で社会教育の現場になりますけれども、放課後の行動というものがこれからは重要になってくるだろうということの施策が必要になってきているのかなと思いますし、先生によって教育力の格差が生まれてはいけないということから町の役割が非常に大きくなってきているなというふうに思います。

## ○6番（松田太志君）

町長、ありがとうございます。言葉の暴言、やはりきつい言葉だと心に残ってしまうものです。

本土と離島間での教育格差であったり、経験格差ですね。やはりいろんな経験をされた本土で生活される子供さんと、離島で様々な経験の可能性がなくなってしまう子供たちの中で、後もって離島遠征のときにも投げかけたいと思うんですが、小学校、中学校、高校、義務教育、小学校、中学校の中で様々な経験をしてることによって、言葉の伝え方であったり、受け捉え方であったり、精神力であったり、先ほど町長が言われた人間力というものが培われていくんだと思うんです。

ただ、それには様々な経験、学校教育、社会教育の場でも事業化しているインターンシップであったり、海外派遣であったり、誰一人取り残されないSDGsの第三の居場所づくり、そういうものが一つ一つ積み重なって、みんなの人間力を上げていこうという仕組みになって

くるんだと私は感じております。

しかしながら、そこに子供たちが参加するような仕組みをつくり、自分が何が足りない、弱点が何が足りない、何を改善していかないといけないのかというふうに感じて伸びていく子供になれば、ああ、あのとき先生がこう言ってくれたのはこういったところだったんだというふうに子供も感じてくると思いますので、ぜひ継続して、今回のこの体罰の問題は、やはり町として様々な課題を解決していけるように引き続きお願いしたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

島外遠征時の補助についてお伺いをしたいと思います。昨年の12月議会の際に一般質問としても取り上げさせていただきました。現在の進捗状況を社会教育課長からお伺いをしたいと思います。

#### ○社会教育課長（茂岡勇次君）

松田議員の御質問にお答えをいたします。

現在、社会教育課におきましては、遠征時、大会等における補助助成金の進捗状況ですが、以前お答えしたとおり、現時点では大きく変わっておりませんが、昨年度から、スポ少交換大会、大島地区大会での往復の船賃については満額補助を行っております。現在のところ、変わったものでいきますと、以上のこととなります。

#### ○6番（松田太志君）

課長、ありがとうございます。料金改定のほうがあったと伺っているのですが、そこら辺をお伺いできますか。

#### ○社会教育課長（茂岡勇次君）

料金のほうにつきましては、今現在、手元に資料はございませんが、上がった分については、一応、社会教育課のほうではその都度やっておりますので、金額に合わせてやっております。

#### ○6番（松田太志君）

中学校等の大会に行く際の旅費が大幅に上がったと少し伺ったのですが、どれくらい上がったのであるかをお伺いできますか。

#### ○学校教育課長（太 稔君）

松田議員の御質問にお答えいたします。

中学校等の部活動大会への出場補助金は、社会情勢等を考慮して、子育て支援の一環として交付要綱を改定いたしました。

改定後の金額を申し上げます。大島地区大会が4,000円のところ8,000円に、県大会4,000円のところを2万円に、九州大会5,000円を3万円に、全国大会1万円を5万円に変更いたしております。

なお、九州大会・全国大会を除いて、一部の活動2回までの補助といたしております。これ

は令和5年度、今年度より実施しております。

以上です。

○6番（松田太志君）

太学校教育課長、ありがとうございます。倍近く金額の改定があって、やはり生活物資が値上がりする中、子育て世代には大変ありがたいことだと思います。

茂岡課長、今、部活動の料金改定についてあったんですが、例えば、スポーツ少年団であるとか、ほかの吹奏楽みたいなのところについては何か今後見通しがありますか。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

ブラスバンド等の小学校の件ですけれども、そちらも改定しております。

大島地区大会の4,000円を6,000円に、県大会4,000円を1万2,000円、九州大会5,000円を1万7,000円、全国大会1万円を2万7,000円と変更しております。

以上です。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

今、学校教育課からありましたように、ブラスバンドについては文化面のほうで、今、料金改定ということでありました。

ただ、スポーツ少年団のスポーツ部門については、船賃については今の船運賃に対しての満額補助、そして、残りのものは2分の1の補助という形で維持させて、推進していきたいと考えております。

○6番（松田太志君）

ありがとうございます。私も亀徳に住みながら子供がサッカーのスポーツ少年団に所属しております。この話をしているのかはあれなんです。5月の闘牛大会のほうで売り上げた売上げを島内の50団体のスポーツ少年団に寄附を頂いたという話を伺いました。大変すばらしいことで、この点について町長はそういったお話を伺っていますか。

○町長（高岡秀規君）

報告がありました。やはり地域力というものはすばらしいなと感じているところです。

○6番（松田太志君）

ありがとうございます。実行委員としてされた方が子供たちに役立ててほしいということで、島内の50団体のスポーツ少年団に寄附をしていただいたということで、我々も何かできないかということで、今後考えていければと思っているところです。

12月の議会の中で茂岡課長にこの奄美ならではの条件不利性があります。そして、子供たちがお互い、スポーツに関して言えば、練習試合や大会等をすることによって子供たちはそこで刺激し合うんですね。相助効果がありますので、こういったものを奄振事業でできないかとい

うことも相談させていただきました。今後、こういったことについて課長なり町長がどういった方向性で広域的な取組としてやっていこうと考えているのか、答弁をお願いします。

○町長（高岡秀規君）

茂岡課長、太課長にも、奄振で「教育及び文化の振興について」という文言を入れたい。では何をしたいんだということになるので、全て今、学校教育課、社会教育課で考えられるものは、奄振事業での予算要望ですね。令和6年度にするように、今、話をしたところであります。

○社会教育課長（茂岡勇次君）

今、町長からありましたように、町長からは以前からこの奄振事業というもので、今までなかなかこの教育部門が認められていないということがありましたので、町長が働きかけております。

我々としても、この遠征並びに大会の派遣につきましては、本町だけの問題ではないと考えております。奄美群島全体でほかの市町村にも意見を聞きながら、連携をしてこの問題にはこれから取り組んでいくべきだと考えております。

○6番（松田太志君）

町長、茂岡課長、ありがとうございます。次期奄振の延長に向けて様々な課題がある中で、企画課長からお願いをしてお借りしました奄美群島振興開発総合調査報告書ですね。並びに、令和4年度奄美群島振興開発アンケート調査、大島郡内の様々な年代の方たちにどういった課題があるのか、また、その奄振があることによってどういったことが豊かになったのか、様々なことについてのアンケートが書かれています。委員会室にありながらお借りして見ていたのですが、やはりどの島も同じような課題があるんです。本当に奄美の子供たちが増えていくとなるとお金がかかる。そして、子供たちにいろんな経験をさせたいとなるとそこでもお金がかかってくるという問題点、アンケート結果がしっかりとこちらに明記されております。

奄美群島成長戦略ビジョン2033に交流をつなぐ宝というようなことがありました。このビジョンの中の交流というのは観光の交流のことを指すそうなのですが、今後、この交流についても、やはり子供たち、大人が群島内で交流、また、町長が言われているように沖縄との交流、こういったものについても事業化をしていただければ、子供たちの刺激、また、大人の刺激にもつながりますので。そしてこのつなぐ宝というのは、私は子供が宝だと思っているんです。この宝、子供たちをつなぐ意味合いをしっかりと形としていただけますように、町長からもう一度答弁をお願いします。

○町長（高岡秀規君）

今、鹿児島県の総合計画でも、奄振2033のビジョンでも教育という文言が我々の要望どおり入っております。交流につきましては、沖縄の文化でありますとか奄美の文化、内外での交流

は絶対に必要だろうと思います。

それはなぜかと言いますと、私の知り合いに外国で暮らしている方がいるんですが、日本人と外国の違いというのは、日本人は意外と自分たちの良さとか日本文化の良さとかというのはなかなかプレゼンできないと。できなかつた。しかしながら、外国の方は自分たちの国の良さ、そして、自分の良さ、文化の良さ等をしっかりとプレゼンできるんだと。それがもしかしたらグローバル化だよねという話を伺いました。

そのとき、琉球語であるとか奄美語というものはなぜプライドを持って言語として認めないの、なぜそれを捨てるのかというのは意味が分からないという外国の方の意見があったそうです。

たまたま標準語になった今の言葉なんですけど、やはり奄美語にしても琉球語にしても言語であることは間違いないわけです。そこはしっかりとプライドを持って、誇りを持ってつなげていきたいと考えております。

今後、今、国のほうにお願いしているのは、修学旅行のみならず、今はインターシップでアンケート調査の中から選んでいきますが、本当は私の理想は全員で行かせたいわけですよ。国会であったり、いろんな都会の子供たちが経験することを島の子供たちにも経験させたいというのが私の思いであります。それを奄振の予算で、当然、町の負担もありますけど、しっかりと補助事業となるよう、今、努力をして、子供たちが生きる力、そして、またグローバルな、広い心を持った人間力を身につけるよう、町としてもしっかりと施策を打ちたいというふうに思っております。

#### ○6番（松田太志君）

ありがとうございます。町村会長をされながら、様々な意見がある中で形となる事業、そして、継続していくことが必要となってきます。インターンシップであったり、外国派遣の事業であったり、こういった事業に参加された生徒が、この徳之島町をつくっていく、そして、いろんな経験をされていくほかの生徒たちも、誰一人取り残されないように町の御尽力をお願いしたいと思います。

それでは、最後の質問に行きたいと思っております。

新庁舎の今後についてお伺いしたいと思います。

町舎が完成間近で外構工事が進んでおりますが、徳之島町の亀津のシンボルとなるような立派な庁舎になります。完成間近となった新庁舎ですが、外階段から屋上まで上れて、安全面を考えると2階から5階部分までの外のベランダ部分、転落防止ネット等が必要になってくるかと感じておりますが、この点について答弁をお願いいたします。

#### ○総務課長（村上和代君）

松田議員の御質問にお答えいたします。

屋外の階段の手すりにつきましては、建築基準法、「階段には手すりを設けなければならない。また、屋上広場、または2階以上のバルコニーの周囲には、安全上必要な高さが1.1メートル以上の手すりを設けなければならない」となっております。

新庁舎の現況としては、床面からの高さが1.18メートルから1.3メートルとなっており、安全上、必要な基準は確保されております。

また、手すりの幅につきましても8センチと狭くなっております。

転落防止のためのネットの設置につきましては、取りつけるものによって風圧による影響であったり、また、構造的な確認も必要となっておりまいますので、今後検討していきたいと考えております。

#### ○6番（松田太志君）

総務課長、ありがとうございます。今後検討していただけるということで、安全面を考慮していただいて、見た目もあると思うんですが、先日、東京に要望書活動に行かせていただいたときに、国の建物だと思うんですが、ネットが張り巡らされていました。窓であったり、ドアが全て開くような状態で、当直の方もいらっしゃいますが、外階段から上がっていったときにいつ誰がどこから上がったのかというような確認と、危険性がないのかということも考えていただいて検討していただければと思います。

高岡町長、この点について、今後、もう完成間近となっている庁舎ですので、町長としてのお考えをお願いいたします。

#### ○町長（高岡秀規君）

総務課長のほうからもこの質問に対しての答弁の打合せはしております。検討という話で、危険度がないように安全確保という面から検討していこうという話で、今、話したところであります。

#### ○6番（松田太志君）

ありがとうございます。徳之島町のシンボルとなる庁舎、そして、災害時に避難所とする庁舎になりますので、今後、慎重に検討していただいて安全面を考慮していただければと思います。

以上で、私、松田の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

#### ○議長（行沢弘栄君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、6月9日午後3時から本会議を開きます。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会 午後 2時12分

# 令和5年第2回徳之島町議会定例会

第4日

令和5年6月9日



令和5年第2回徳之島町議会定例会会議録  
令和5年6月9日（金曜日） 午後3時 開議

1. 議事日程（第4号）

○開 議

- 日程第 1 議案第34号 第46代横綱朝潮太郎記念館設置条例の制定について ……………（町長提出）
- 日程第 2 議案第35号 徳之島町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について ……………（町長提出）
- 日程第 3 議案第36号 徳之島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について ……………（町長提出）
- 日程第 4 議案第37号 徳之島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について ……………（町長提出）
- 日程第 5 議案第38号 徳之島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について ……………（町長提出）
- 日程第 6 議案第39号 物品購入契約の締結について（徳之島町観光拠点施設厨房機器備品購入） ……………（町長提出）
- 日程第 7 議案第40号 物品購入契約の締結について（徳之島町観光拠点施設備品購入（1工区）） ……………（町長提出）
- 日程第 8 議案第41号 物品購入契約の締結について（徳之島町観光拠点施設備品購入（2工区）） ……………（町長提出）
- 日程第 9 議案第42号 令和5年度一般会計補正予算（第2号）について ……………（町長提出）
- 日程第10 議案第43号 令和5年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について ……………（町長提出）
- 日程第11 議案第44号 令和5年度介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について ……………（町長提出）
- 日程第12 議案第45号 令和5年度公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について ……………（町長提出）
- 日程第13 議案第46号 令和5年度水道事業会計補正予算（第1号）について ……………（町長提出）
- 日程第14 報告第 1号 繰越明許費について ……………（町長提出）
- 日程第15 報告第 2号 事故繰越費について ……………（町長提出）
- 日程第16 報告第 3号 事故繰越費について ……………（町長提出）

- 日程第17 陳情第 8号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について …………… (総務文教厚生委員長報告)
- 日程第18 陳情第 9号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について …………… (総務文教厚生委員長報告)
- 日程第19 発議第 2号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書 …………… (富田 良一 外1名)
- 日程第20 発議第 3号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書 …………… (富田 良一 外1名)
- 日程第21 発議第 4号 森林譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について …………… (竹山 成浩 外1名)
- 日程第22 発議第 5号 徳之島町議会議員の報酬、費用弁償及び手当等に関する条例の一部改正について …………… (徳田 進 外4名)
- 日程第23 委員会の閉会中の継続調査の申し出について … (総務文教厚生常任委員長)
- 日程第24 委員会の閉会中の継続調査の申し出について …………… (経済建設常任委員長)
- 日程第25 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について …………… (議会運営委員長)
- 閉 会

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程記載事件のとおり

1. 出席議員（16名）

| 議席番号 | 氏名       | 議席番号 | 氏名       |
|------|----------|------|----------|
| 1番   | 内 博行 君   | 2番   | 政田 正武 君  |
| 3番   | 宮之原 剛 君  | 4番   | 植木 厚吉 君  |
| 5番   | 竹山 成浩 君  | 6番   | 松田 太志 君  |
| 7番   | 富田 良一 君  | 8番   | 勇元 勝雄 君  |
| 9番   | 徳田 進 君   | 10番  | 池山 富良 君  |
| 11番  | 是枝 孝太郎 君 | 12番  | 広田 勉 君   |
| 13番  | 木原 良治 君  | 14番  | 福岡 兵八郎 君 |
| 15番  | 大沢 章宏 君  | 16番  | 行沢 弘栄 君  |

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局 長 清原 美保子 君 主 事 稲村 よう子 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の名

| 職名      | 氏名      | 職名        | 氏名      |
|---------|---------|-----------|---------|
| 町 長     | 高岡 秀規 君 | 副 町 長     | 幸野 善治 君 |
| 教 育 長   | 福 宏 人 君 | 総 務 課 長   | 村上 和代 君 |
| 企 画 課 長 | 吉田 忍 君  | 建 設 課 長   | 清山 勝志 君 |
| 花徳支所長   | 尚 康典 君  | 農林水産課長    | 高城 博也 君 |
| 耕 地 課 長 | 水野 毅 君  | 地域営業課長    | 清瀬 博之 君 |
| 農委事務局長  | 藤 康裕 君  | 学校教育課長    | 太 稔 君   |
| 社会教育課長  | 茂岡 勇次 君 | 介護福祉課長    | 廣 智和 君  |
| 健康増進課長  | 田畑 和也 君 | おもてなし観光課長 | 吉田 広和 君 |
| 税務課長補佐  | 米良 斉 君  | 住民生活課長    | 大山 寛樹 君 |
| 選管事務局長  | 白坂 貴仁 君 | 水 道 課 長   | 保久 幸仁 君 |

△ 開 議 午後 3時00分

○議長（行沢弘栄君）

こんにちは。

これから本日の会議を開きます。

本会議に入る前に、6月6、7日の本会議にて、高城農林水産課長より答弁の訂正がありますのでお願いいたします。

○農林水産課長（高城博也君）

6月6日、7日にわたって、ペレット堆肥の販売予定価格を1袋480円と予定していると答弁いたしましたが、490円の誤りでありましたので、訂正をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

△ 日程第1 議案第34号 第46代横綱朝潮太郎記念館設置条例の制定について

○議長（行沢弘栄君）

日程第1、議案第34号、第46代横綱朝潮太郎記念館設置条例の制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第34号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、第46代横綱朝潮太郎記念館設置条例の制定について、議会の議決を求める件であります。

内容は、名誉町民である第46代横綱朝潮太郎の功績について、町民や来場者により多く知ってもらうために、朝潮太郎記念館を設置し、必要な条例を定めるものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

○15番（大沢章宏君）

条例の中身についてはございませんけど、要望を兼ねて、ちょっと質問させていただきます。

現在、皆さん御存じのとおり、今、朝潮記念館、井之川地区によってボランティア活動で行われているのが現状です。

その中で、昨日も地域営業課から星降るレストランとか、また今度、花徳に新しくできる観光拠点施設です。それとまた、今、花徳において闘牛場とかもきちんと整備されてきております。

そういったすばらしい観光拠点施設ができていの中で、今、世界遺産になりまして、トータ

ル的にやはり考えていただくように、現状、ボランティアだけでは今、井之川朝潮記念館、成り立たない状況になっておりますので、その観光という面で、トータル的な面で御支援をお願いしたいというのが要望であります。

その辺、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○町長（高岡秀規君）

お答えいたします。

そのボランティア等々の将来性については、議員のほうから地域の方々も含めて伺っているところであります。

当初は、入場料であったり、様々な収入源というものを想定しておりましたが、朝潮太郎の家族の皆様方から入場料は絶対に取らないでいただきたいという話がありました。

そこで今、ボランティアに頼っているわけですが、今後は交流人口が増える中で、楽しめる観光メニューといいますと、なかなかボランティアだけではそういった施策、企画ができないように思います。

よって、地域全体の観光メニューとして、朝潮記念館をメニューの中に入れ込む予定でありますので、その点についての経費については、今後検討してまいりたいというふうに思います。

○8番（勇元勝雄君）

朝潮記念館、何回か行ったことがありますけど、中の展示物です。あれは個人の持ち物か、それとも集落の持ち物か。それ、どのようになっているのでしょうか。

○町長（高岡秀規君）

後ほど、法的なものはまた議員のほうに答弁したいと思いますけど、今、現段階では個人の所有になって帰属するものだと思います。

それ以外の答えでありましたら、また再度、議員のほうに答えを申し上げたいというふうに思います。

○8番（勇元勝雄君）

ああいう施設、いつまでも残さなければいけないわけです。建物だけ、指定管理者を置いてしても、中身が個人の持ち物ということではちょっと、管理がなかなか行き届かないと思うんです。

町のほうに寄託でもしてもらってやった方が、後々管理ができるんじゃないかと思います。

それと、設置条例が出ました。指定管理者を置いてもいいということですけど、この設置条例をつくる段階で、指定管理者を指定するような段取りをしてもらったほうが、集落としても助かるわけです。早急に、指定管理者を決めてもらって、もう恐らく、町からある程度の負担はしなければいけないと思いますけど、現在のままでは、指定管理者に持っていくまでは集落のほうで管理をしなければいけないという状態になりますので、早急に指定管理者を決めても

らいたいと思います。これは要望です。

○議長（行沢弘栄君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第34号、第46代横綱朝潮太郎記念館設置条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

## △ 日程第2 議案第35号 徳之島町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（行沢弘栄君）

日程第2、議案第35号、徳之島町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第35号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、徳之島町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案の議決を求める件であります。

内容は、新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰の影響により、県内外の宿泊施設等の料金高騰に伴う旅費及び日当の一部改正であります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

○2番（政田正武君）

今年、宿泊料についても値上げ分は500円ですか。しかし、実際今、鹿児島でもそうですけ

れども、この金額では職員はとても大変だと思うんです。

ですので、今回8,000円ということですがけれども、例えば出張、行きます。県庁であります。バス賃も出ません。実費でございます。そういったことも考えて、この旅費というか宿泊料をもう少し検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（行沢弘栄君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第35号、徳之島町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第3 議案第36号 徳之島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について

○議長（行沢弘栄君）

日程第3、議案第36号、徳之島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第36号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、徳之島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、徳之島町行政不服審査会会長及び委員報酬の新設、また新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰の影響により、県内外の宿泊施設等の料金高騰による徳之島町職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴う委員等の費用弁償の一部改正であります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第36号、徳之島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第4 議案第37号 徳之島町消防団員の定員、任免、給与、  
服務等に関する条例の一部を改正する  
条例について

○議長（行沢弘栄君）

日程第4、議案第37号、徳之島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第37号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、徳之島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高等の影響により、県内外の宿泊施設等の料金高騰による徳之島町職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴う団員の費用弁償の一部改正であります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

○8番（勇元勝雄君）

現在、消防団員の充足率は何%ぐらいでしょうか。そして、役場職員でも消防団に入っている方がいると思いますけど、職員の消防団員は何名ぐらいでしょうか。

○総務課長（村上和代君）

お答えいたします。

申し訳ございません。手元に資料を持っておりませんので、後ほどお答えさせていただきます。

○8番（勇元勝雄君）

まだ、充足100%になっていないと思うんです。

それで、民間の方が消防団に入らないような状態でしたら、役場職員も入ってもらって、町民のために働くということも考えられるんじゃないかと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（行沢弘栄君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第37号、徳之島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第5 議案第38号 徳之島町職員の特殊勤務手当に関する  
条例の一部を改正する条例について

○議長（行沢弘栄君）

日程第5、議案第38号、徳之島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第38号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、徳之島町職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める件であります。

内容は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、特例的に創設された新型コロナウイルス感染症に対処するための防疫等作業手当を廃止するものであります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第38号、徳之島町職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

先ほどの徳之島町の議案第37号、徳之島消防団員の定員の件ですけれども、総務課長のほうから。

○総務課長（村上和代君）

先ほど御質問のありました議案第37号について答弁いたします。

現在、定員が161名に対しまして153名の団員がおります。95%です。

職員ですが、職員は現在のところ23名を消防団員として任命しております。

△ 日程第6 議案第39号 物品購入契約の締結について（徳之島町観光拠点施設厨房機器備品購入）

○議長（行沢弘栄君）

日程第6、議案第39号、物品購入契約の締結について（徳之島町観光拠点施設厨房機器備品

購入)を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第39号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、去る5月18日、指名競争入札した徳之島町観光拠点厨房機器備品購入に係る物品購入契約について、議会の議決を求める件であります。

内容は、徳之島町観光拠点施設の厨房機器一式を整備するものであります。

契約金額は2,442万円。

契約の相手方、鹿児島県鹿児島市永吉1丁目33番の12、株式会社中西製作所鹿児島営業所所長、常原良昭であります。

参考までに指名業者を申し上げますと、株式会社中西製作所鹿児島営業所、日本調理器株式会社鹿児島営業所、ホシザキ南九株式会社鹿児島西営業所の3者であります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

○8番（勇元勝雄君）

物産館の厨房の材料だと思いますけど、物産館で調理する材料、また料理によっていろいろ調理器具が変わると思うんですけど、そういう点を踏まえて、設計をしてもらってやっているのでしょうか。

○花徳支所長（尚 康典君）

お答えいたします。

一応、そういう点も考慮して設計をさせていただいております。

○議長（行沢弘栄君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第39号、物品購入契約の締結について（徳之島町観光拠点施設厨房機器備品購入）を採決します。

お諮りします。本件は決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第39号は可決されました。

△ 日程第7 議案第40号 物品購入契約の締結について（徳之島町観光拠点施設備品購入（1工区））

○議長（行沢弘栄君）

日程第7、議案第40号、物品購入契約の締結について（徳之島町観光拠点施設備品購入（1工区））を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第40号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、去る5月18日指名競争を入札した徳之島町観光拠点施設設備購入（1工区）に係る物品購入契約について、議会の議決を求める件であります。

内容は、徳之島町観光拠点施設の食堂の椅子・テーブル、物産販売用の棚、子育て支援室のおむつ交換台、キッズコーナーのベンチ、事務室の事務用デスク・椅子等を整備するものであります。

契約金額は731万5,000円。

契約の相手方は、鹿児島県大島郡徳之島町亀津961番地の1、株式会社福本代表取締役、福本八重子であります。

参考までに指名業者を申し上げますと、ウエダシステム、有限会社大沢電電商事、セタ電機産業有限会社、有限会社徳之島オーエー販売、株式会社福本、有限会社藤田印刷の6者であります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第40号、物品購入契約の締結について（徳之島町観光拠点施設備品購入（1工区））を採決します。

お諮りします。本件は決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第40号は可決されました。

#### △ 日程第8 議案第41号 物品購入契約の締結について（徳之島町観光拠点施設備品購入（2工区））

○議長（行沢弘栄君）

日程第8、議案第41号、物品購入契約の締結について（徳之島町観光拠点施設備品購入（2工区））を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第41号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、去る5月18日、指名競争入札した徳之島町観光拠点施設設備購入（2工区）に係る物品購入契約について、議会の議決を求める件であります。

内容は、徳之島町観光拠点施設のレジシステム、発券機システムを整備するものであります。契約金額は1,514万7,000円。

契約の相手方、鹿児島県大島郡徳之島町亀津4925番地の1、有限会社徳之島オーエー販売代表取締役、副島博であります。

参考までに、指名業者を申し上げますと、Sコピー企画、大船文具店、有限会社くらしげ商事、有限会社徳之島オーエー販売、ヒラヤス、吉川印刷の6者であります。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

○8番（勇元勝雄君）

レジシステム、発券機、電子機器ですから、もし故障した場合、この業者というのは修理とか、そういうのはできるんでしょうか。

○花徳支所長（尚 康典君）

お答えいたします。

このシステム自体は特殊なあれですから、実際、お願いをしますけれども、実際また別に業

者にお願いする可能性もあると思います。

以上です。

○議長（行沢弘栄君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第41号、物品購入契約の締結について（徳之島町観光拠点施設備品購入（2工区））を採決します。

お諮りします。本件は決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第41号は可決されました。

△ 日程第9 議案第42号 令和5年度一般会計補正予算（第2号）について

○議長（行沢弘栄君）

日程第9、議案第42号、令和5年度一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第42号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和5年度一般会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,762万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億6,478万3,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、国庫支出金9,035万8,000円、繰入金3,254万1,000円、県支出金832万9,000円などの増額であります。

歳出の主な内容は、教育費4,521万4,000円、農林水産業費3,703万6,000円、商工費2,818万4,000円などの増額、民生費242万7,000円、議会費11万7,000円の減額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

○3番（宮之原剛君）

昨日、事前説明会があったんですけども、もうちょっと詳しくお聞きしたいと思います。

事項別明細書16ページ、款6項1目37お肉・お魚消費喚起商品券事業費ですが、この財源内訳が、国・県支出金ということで、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金を活用しての景気回復の事業であると思えますとのことですけども、この内容、昨日の説明では65歳以上の方が対象者ということで、幾ら分の商品券なのか。

それからまた、取扱店舗の募集とか商品券の配布の仕方、今後の事業のタイムスケジュール等、分かっている段階でいいですけども、予定の段階でも結構ですから教えていただきたい。

そして、去年もこれやったということでもありますので、去年の状況も併せてお伺いいたします。

○農林水産課長（高城博也君）

宮之原議員の御質問にお答えいたします。

まず、事業の目的は、先ほど御質問にあったとおりコロナ・物価高騰による消費喚起が目的としております。

また、商品券は65歳以上の高齢者ということで計画しているところであります。住民基本台帳に登録のある65歳以上の高齢者、令和5年4月1日現在3,414人でありまして、この方たちが対象となります。

まず、肉の商品券でありますけれども、1人当たり3,000円、魚のほうは5,000円で、これはチケットによりますけれども、1枚大体500円のチケットを配布する予定となっております。

また、予定といたしましては、準備がございますので、9月から12月の期間、9月をめどに配布できればなと思っております。準備がかかりますので、そういうふうな計画でおります。

ちなみに、前回のお魚・お肉商品券といたしましては、事業対象が60歳以上でありました。対象人数が4,318人で、6枚の商品券をやっております。大体、執行率のほうは95%が執行しておりますので、それなりの喚起があったと思われまして。

今回、前回と違うところによりますと、まず年齢を65歳へ引き上げたということと、お魚・お肉の商品券自体をそれぞれ分けて配布するということです。前回、一緒になって配布したところ、どうしても偏った買物があったということで、お魚はお魚でちゃんと消費をしていただくと、お肉のほうはお肉をやっていただくと、農林水産課のほうで推進しております地産地消の意味合いもありますので、そういった意味で、目的は農林水産課のほうは事業課として漁業者、畜産農家を対象として、そちらのほうにどうしても、少しでも売上が伸びる、生産費が伸

びるように、生産価格が伸びるようという事で計画いたしました。

以上です。

○3番（宮之原剛君）

タイムスケジュールとしては9月以降に配布ということでありますので、それまでに取扱店舗の募集がかかるということですね。

その事業の窓口がどこになるのかと、あと先ほど課長が言われました、去年はお肉・お魚一緒になっていましたけれども、今年は別々に配布するということですが、この3,414名の65歳以上の方の対象者に対して、その2つの券が2種類行くという理解でよろしいのでしょうか。

○農林水産課長（高城博也君）

2種類の券が1つにまとめて行きます。1人頭8,000円程度のチケットが行く予定になっております。

○3番（宮之原剛君）

窓口は農林水産課ですか。

○農林水産課長（高城博也君）

窓口の方は、農林水産課が窓口となります。

前回も、農林水産課のほうでチケットを店舗から持ってきていただいて、その支払いを口座でやっておりますので、郵便として配布するのは農林水産課のほうになりますので、多少なり、また人数も必要なものですから、9月からというふうにならざるを得ないというふうな状況であります。

○8番（勇元勝雄君）

6ページ、2、1、1の8、これは直接は関係ないんですけど、要望として聞いてもらいたいと思います。

現在、職員の出向は、ほとんど鹿児島、東京とか北のほうばかり向いていますけど、一遍、町長にも話をしたと思いますけど、今は町長も沖縄との交流とか、そういうことをやっていますので、職員の派遣も、自然遺産も沖縄と一緒にしていますので、職員の派遣も沖縄のほうにやってもらいたいと思います。これは要望です。

答えてもらいましょうか、いや、ずっとしてから。

15ページ、6、1、22物産館ができた場合、今現在、みのり館はお土産とかいろいろ売っていますけど、物産館はどのような事業形態でやるのか。

6、1、32の環境保全、農業のペレットです。今の機械で、1日大体2トンぐらいという話を聞いたんですけど、農家の要望はどれぐらいの面積、単位、これぐらいペレットを入れなければいけないか。そして、農家の要望としては、どれぐらいを見込んでいるか。

21ページ、10、1、2の14、工事請負LED化、これはコロナ対策の事業でやっていますけ

ど、現在、集落のほうでも外灯防犯灯が今、蛍光灯で、非常に電気代で集落は苦慮をしています。学校がLED化になるのは反対じゃないんですけど、これはこれで予算を取ってもらって、集落のLED化も、町単でもやってもらいたい。これはもう、要望でいいです。

以上です。

#### ○町長（高岡秀規君）

まず、沖縄の研修とみのり館についてお答えいたします。

沖縄の研修につきましては、実は10年前も計画しておりました、名護市と闘牛でありますとか、そういった関係で市長さんとお話ししたんですけども、その市長さんがちょっと選挙にもう出ないということで代わってしまって、そこから頓挫しております。

今後、沖縄との交流で、奄美市については県庁のほうに、沖縄県が人件費支払いをして、奄美市から執行がございます。徳之島町につきましては、徳之島町が負担してでも沖縄の北部になるのか、中部になるのか分かりませんが、沖縄等に研修は必要だと思っており、進めようと思っているところであります。

そしてまた、みのり館につきましては、一応、観光拠点施設は民間への委託を希望しており、地域の人たち、農家の方たちに組合に入ってもらい、その人たちが持ち寄った有機栽培であるとか、そういったものに少し特化した販売力、販売を手がけようというふうに関心しておりますので、みのり館はみのり館、一応、観光拠点施設は観光拠点施設で、連携を図りながら進めていきたいというふうに思います。

#### ○農林水産課長（高城博也君）

お答えいたします。

15ページの環境保全型農業推進事業についてですけれども、まず、どれぐらい入れなきゃいけないのかという話なんですけれども、まず現在の堆肥に関しては、10アール当たり、元肥として大体3トンから4トンを作物ではやっております。これは、バラでも構わないと思います。

しかし、サトウキビの場合、株出しでそのままの状態であるということで、その関係で、またここに来て化学肥料が高騰したということであって、栽培基準のほうにも、株出しには以前と違って大体1トン程度の堆肥を入れるというふうにはなっております。

しかしながら、事実上、なかなかこうやってトラクターの機械で入れられないということで、そういったものに対処してペレット化を進めたわけでありまして。

大体、バレイショ、サトイモ、園芸作物については、常に10アール当たり3トンから4トンが基準となっております。ペレットに関しては、その間作によってやる。

農家の要望は、そういったキビの株出しの管理に対して何とかならないかというような要望があったものですから、そこらを検討してペレット化を進めたわけでありまして。

また、ここに来て、化学肥料の高騰によって、それに代わる新たなものとして、この有機体

肥のほうが求められているということでやっております。どれぐらい必要かについては、栄養というか中身の要素の分析が必要なものですから、化学肥料をどれぐらい減らして、これをどれぐらい入れるかということは、今、調査を進めているところであります。

今後また、これぐらいの量を入れなきゃいけないというのが出てくれば、また農家のほうに積極的に推進しながら、その堆肥のほう、有機物の投入のほうを進めていきたいと思っております。

○議長（行沢弘栄君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第42号、令和5年度一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第10 議案第43号 令和5年度農業集落排水事業特別会計  
補正予算（第1号）について

○議長（行沢弘栄君）

日程第10、議案第43号、令和5年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第43号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和5年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,267万円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金 6 万 4,000 円の増額であります。

歳出の内容は、事業費 6 万 4,000 円の増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第 43 号、令和 5 年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 43 号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第 11 議案第 44 号 令和 5 年度介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（行沢弘栄君）

日程第 11、議案第 44 号、令和 5 年度介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第 44 号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和 5 年度介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 8,475 万円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金 4 万 6,000 円、国庫支出金 4 万 2,000 円、県支出金 2 万 1,000 円の増額であります。

歳出の内容は、地域支援事業費10万9,000円の増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第44号、令和5年度介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第12 議案第45号 令和5年度公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（行沢弘栄君）

日程第12、議案第45号、令和5年度公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（高岡秀規君）

議案第45号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和5年度公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ159万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,666万5,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金129万円、町債30万円の増額であります。

歳出の内容は、公債費125万円、事業費34万円の増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

○8番（勇元勝雄君）

公共下水道、カトリック幼稚園の前のほうです、2回ほど現場を掘り返していました。そして、南区でも1か所。これはなぜでしょうか。

○建設課長（清山勝志君）

今の県道がありまして、県道で1事業者が漏水を起こしまして、そこにも水が入り込んでしまって、それでこの管が割れてしまって、補修をいたしております。また、南区のほうも継ぎというか、ボンドですか、それがちょっと弱かったものですから、それでし直しました。

○8番（勇元勝雄君）

もっと厳しく検査をしてもらわないと。供用開始になってからそういう状態になった場合、非常に下水道は修理が難しいんです。そして今、南区と中区の小さい路地がありますよね。そこ全部上まで通さないで、今度発注している工事でも途中で止まっているところが、途中までの工事区間がありますよね。あれはどのようなことで、ああいう工事のやり方をやっているのでしょうか。

○建設課長（清山勝志君）

補助事業対象外になりますので、町単独となります。

○議長（行沢弘栄君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第45号、令和5年度公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

### △ 日程第13 議案第46号 令和5年度水道事業会計補正予算（第1号）について

#### ○議長（行沢弘栄君）

日程第13、議案第46号、令和5年度水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

#### ○町長（高岡秀規君）

議案第46号の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、令和5年度水道事業会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める件であります。

内容は、収益的収入におきまして、営業外収益670万9,000円の増額であります。

収益的支出におきまして、営業費用670万9,000円の増額であります。

なお、事項別明細につきましては、審議の段階で御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

#### ○8番（勇元勝雄君）

昨日質問した薬品の件ですけど、契約はどのような契約になっているのでしょうか。

#### ○水道課長（保久幸仁君）

契約につきましては、見積書の額で決定しておりまして、契約書のほうは交わしておりません。

#### ○8番（勇元勝雄君）

入札をして契約書を交わしていない、これはどういうことですか。

#### ○水道課長（保久幸仁君）

薬品は、これまで契約書を交わしておりませんでした。その見積書の額で、毎月使用した薬品の量に対して、毎月精算して納品業者に支払うという形を取っております。

#### ○8番（勇元勝雄君）

薬品は、でも物品購入ですよ。物品購入のため、500万円以上の物品購入に対しては、議会を通さなければいけないんですよ。こんなでたらめな事務があるんですか。三千何百万の物品を買うのに、契約書は交わしていない。常識では考えられません。

#### ○水道課長（保久幸仁君）

薬品の量につきましては、各浄水場の水の状況に応じまして、その薬品の数を購入しており

ます。契約の段階で年間何袋という数を計算することが不可能なこともあります。また、大量に購入することによって、効能期間の関係から、在庫を抱えると薬品が蒸発して、薬品が使用不可能になる関係から、契約書では当初の段階で数を決めて契約することが難しいので、当初の3社見積りの単価のほうで毎月精算して支払っている形になっております。

○議長（行沢弘栄君）

勇元さん、3回終わりましたので。ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第46号、令和5年度水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第14 報告第1号 繰越明許費について

○議長（行沢弘栄君）

日程第14、報告第1号、繰越明許費について報告を求めます。

○総務課長（村上和代君）

報告第1号、繰越明許費について御報告いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調整いたしましたので、別紙のとおり、議会に御報告いたします。

内容につきましては、お手元に配付してございます令和4年度徳之島町繰越明許費繰越計算書のとおりでございます。

一般会計、総務費、総務管理費、観光拠点連携整備事業、翌年度繰越額3億8,013万9,000円、観光拠点施設整備に係る委託料、工事請負費、備品購入費でございます。

次に、総務費、戸籍住民登録費、戸籍情報システム更新整備事業、翌年度繰越額2,035万円、戸籍情報システム更新に係る委託料でございます。

次に、民生費、社会福祉費、介護基盤整備事業、翌年度繰越額7,257万6,000円、小規模多機

能型施設及びグループホームの整備に係る補助金でございます。

次に、農林水産業費、農業費、堆肥価格高騰対策事業、翌年度繰越額860万円、農家の化学肥料購入に対する一部支援に係る補助金でございます。

次に、農林水産業費、農業費、奄美群島農業創出緊急支援事業、翌年度繰越額551万8,000円、農業法人へのバレイショ防除機ハイクリブーム導入に係る補助金でございます。

次に、土木費、道路橋梁費、社会資本整備道路事業、翌年度繰越額3,121万7,183円、亀津中央線、亀津19号線など社会資本整備道路事業に係る委託料、工事請負費等でございます。

次に、土木費、道路橋梁費、防災安全社会資本整備事業、翌年度繰越額1,793万6,000円、亀津中央線の道路改良工事に係る工事請負費でございます。

次に、土木費、道路橋梁費、道路メンテナンス事業、翌年度繰越額4,395万5,800円、大湊橋の補修工事に係る委託料、工事請負費でございます。

次に、土木費、河川費、緊急浚渫推進事業、翌年度繰越額3,500万円、町管理河川の浚渫工事に係る工事請負費でございます。

次に、土木費、河川費、県単急傾斜地崩壊対策事業、翌年度繰越額1,480万6,000円、井之川中学校急傾斜地対策工事に係る工事請負費でございます。

次に、土木費、都市計画費、総合運動公園改修事業、翌年度繰越額8,916万5,000円、総合運動公園プールの改修に係る工事請負費でございます。

次に、土木費、住宅費、公営住宅建設事業、翌年度繰越額8,330万1,200円、尾母6団地の整備に係る委託料、工事請負費等でございます。

次に、消防費、消防費、大型水槽付ポンプ自動車購入事業、翌年度繰越額7,480万円、大型水槽付ポンプ自動車導入に係る備品購入費でございます。

次に、教育費、教育総務費、われんきゃポイント事業、翌年度繰越額100万円、ポイントを付与できる教育支援、ポイントアプリの開発に係る委託料でございます。

次に、教育費、小学校費、神之嶺小学校車椅子昇降機設置事業、翌年度繰越額1,500万円、神之嶺小学校校舎内に車椅子昇降機の設置に係る委託料でございます。

次に、教育費、小学校費、亀徳小学校避難道兼駐車場整備事業、翌年度繰越額1,325万円、亀徳小学校体育館裏から高台へ避難する避難道の整備及び職員駐車場整備費に係る工事請負費でございます。

次に、教育費、社会教育費、朱漆山水人物箔絵丸櫃修復事業、翌年度繰越額412万5,000円、郷土資料館が所蔵する町指定文化財朱漆山水人物箔絵丸櫃の修復作業に係る委託料でございます。

次に、教育費、社会教育費、町史編さん事業、翌年度繰越額1,502万円、通史編の執筆及び製本に係る報償費、印刷製本費でございます。

次に、災害復旧費、農林水産業施設災害復旧費、現年発生農地農業用施設災害復旧事業、翌年度繰越額1,974万6,000円、令和4年度6月の豪雨災害による亀津、下久志、花徳地区の災害復旧工事に係る工事請負費でございます。

次に、災害復旧費、農林水産業施設災害復旧費、現年発生林業用施設災害復旧事業、翌年度繰越額1億円、林道山くびり線ののり面大規模崩壊における災害復旧工事に係る工事請負費でございます。

次に、災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、現年発生公共土木施設災害復旧事業費、翌年度繰越額2,678万5,000円、令和6年度6月の豪雨災害による山地区等の災害復旧工事に係る工事請負費でございます。

次に、公共下水道事業特別会計事業費、公共下水道事業費、公共下水道事業、翌年度繰越額3億2,362万4,000円、公営企業会計への移行作業、管路工事に係る委託料、工事請負費でございます。

以上、一般会計21件、特別会計1件、計22件でございます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

○8番（勇元勝雄君）

21件もの繰越しが出たのは、どのような理由か。そして、現在の事業の執行状況、進捗状況をお伺いします。

○議長（行沢弘栄君）

勇元議員、これは今の21件全部答えます。

○8番（勇元勝雄君）

後でまとめて。

○議長（行沢弘栄君）

後でいいですか。

○8番（勇元勝雄君）

特に下水道です、3億2,000万、あれを当初予算で大体3億以上の予算を組んで、ほとんどが繰越しになっているという状態なんですよ。繰越しがあるということは、業者はその間、仕事がもらえないわけですよ。もっと緊張して事業を執行してもらわないと、予算を組んであるのに事業が執行できない。これはもう国からの割当額が来なかったとか、いろいろ理由はあると思うんですけど、今後こういう21件も繰越しが出るという事態は本当に異常だと思うんです。もっと職員も、課長のほうもほうも緊張して仕事をやってもらいたいと思います。これはもう後で。

○議長（行沢弘栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○11番（是枝孝太郎君）

令和4年度から今度は令和5年度に繰越しするわけですが、3ページ、教育、小学校費、学校施設整備費、この一連の流れでどういう今状況なのか、年度をちょっとまたいでいますので、どういう状況なのか、この昇降機に関してどういう状況なのかお願いします。もう3年ぐらいたっているはずですが。

○学校教育課長（太 稔君）

お答えいたします。

昇降機に関しましては、現在納入が遅れている状況でございます。コロナ禍の影響にありまして遅れております。大変申し訳ございませんでした。

○議長（行沢弘栄君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号については終わります。

△ 日程第15 報告第2号 事故繰越費について

○議長（行沢弘栄君）

日程第15、報告第2号、事故繰越費について報告を求めます。

○総務課長（村上和代君）

報告第2号、事故繰越費について御報告いたします。

地方自治法第220条第3項の規定に基づき、翌年度へ繰り越した事故繰越費について、同法施行令第150条第3条の規定により、繰越計算書を調整いたしましたので、別紙のとおり議会に御報告いたします。

内容につきましては、お手元に配付してございます令和4年度徳之島町事故繰越費繰越計算書のとおりでございます。

一般会計、総務費、総務管理費、新庁舎建設事業、翌年度繰越額2億7,647万7,090円、新庁舎建設に係る委託料、工事請負費でございます。

次に、教育費、教育総務費、児童用机・椅子購入事業、翌年度繰越額496万1,000円、児童用の机、椅子導入に係る備品購入費でございます。

次に、教育費、教育総務費、亀徳小学校教員住宅浄化槽修繕事業、翌年度繰越額396万円、亀徳小学校、教員住宅の浄化槽修繕に係る修繕料でございます。

以上、一般会計3件でございます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

○8番（勇元勝雄君）

事故繰越3件出ていますけど、この説明を見たら、一つも事故繰越の要件には当てはまらないと思うんです。事故繰越の要件としては、避け難い事故のために年度内に支出を終わらせなかったものとなっていますよね。庁舎にしても、外構が遅れたおかげで、結局は舗装とかいろいろ遅れているわけです。外構も7月頃に入札したと思います。そして、周りのブロックを壊して、そのままずっと掘って、アスベストで工期が遅れて、12月でアスベスト除去は終わっていますよね。その外構は、アスベスト除去の間もできたと思うんです。庁舎を工期延長したから、外構を工期延長した。こういうのが不測の事態、事故があったと言えるのでしょうか。

また、教育委員会の机、椅子、そして小学校の浄化槽補修、3月補正で取るの事態が私はおかしいと思うんです。浄化槽なんかは3月7日の専決で予算を取って、そのときは3月7日から浄化槽だから20日ぐらいでは仕事が済むんじゃないかと思って予算を通しましたが、この理由は事故繰越の理由にはならないんです。何でコロナが事故繰越ですか、3年前からコロナが発生しているのに。そういうのを総務の財務もきちんとして、来年の当初予算で取るとか、そうしてできない場合は繰越するとか、そういう手だてをするべきであって、何でも理由づけしたらなるというんじゃないんです。実際、役場いろいろ。もうちょっと、職員の課長の皆さんも条例を見て、条例どおりの仕事をしなければちょっとおかしいと思うんです。いろいろ問題があることも、一応内々でこうこうじゃないかと思うこともやっていますが、もうちょっとぴしっとしなければ。町長、どう考えますか。

○町長（高岡秀規君）

事故繰越、そしてまた、繰越し等が多いというのは、やはり多少問題があるやもしれません。しっかりと課長等々に指揮系統をしっかりとすることと、やはりその仕事に対するの責任感というものの意識というものを高めなければいけないというふうに思います。それで、本当に事故繰越でいいのかどうか、そしてまた、実際には技術屋さんが不足しているのかどうか、人材的な面でも問題があるやもしれませんので、しっかりと原因を突き止めて、対処するところは対処したいというふうに考えております。

○議長（行沢弘栄君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

これで質疑を終わります。

以上で、報告第2号については終わります。

#### △ 日程第16 報告第3号 事故繰越費について

##### ○議長（行沢弘栄君）

日程第16、報告第3号、事故繰越費について報告を求めます。

##### ○総務課長（村上和代君）

報告第3号、事故繰越費について御報告いたします。

地方公営企業法第26条第2項の規定に基づき、翌年度へ繰り越した事故繰越費について、同条第3項の規定により、繰越計算書を調整いたしましたので、別紙のとおり議会に御報告いたします。

内容につきましては、お手元に配付してございます令和4年度徳之島町水道事業会計予算繰越計算書のとおりでございます。

水道事業会計、資本的支出、建設改良費、生活基盤施設耐震化等交付金事業7,565万8,000円、亀津浄水場築造における電気基盤等の導入に係る工事請負費でございます。

以上、水道事業1件でございます。

##### ○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

##### ○8番（勇元勝雄君）

操作盤だと思いますけど、これは、大体いつ頃入る予定でしょうか。

##### ○水道課長（保久幸仁君）

お答えいたします。

工期につきましては、令和5年8月10日が工期となっております。

##### ○8番（勇元勝雄君）

それまで入る予定があるんですか。

##### ○水道課長（保久幸仁君）

工事のほうは終了する予定になっております。

##### ○議長（行沢弘栄君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

##### ○議長（行沢弘栄君）

これで質疑を終わります。

以上で、報告第3号については終わります。

△ 日程第17 陳情第8号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き  
上げをはかるための、2024年度政府予  
算に係る意見書採択の陳情について

○議長（行沢弘栄君）

日程第17、陳情第8号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（富田良一君）

ただいま議題となりました陳情第8号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、総務文教厚生常任委員会における審査結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る6月7日の本会議散会后、委員会を開催し、審査いたしました。

陳情の趣旨は、厳しい財政状況の中、独自財源により人的配置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、国の施策として定数改善に向けた財源を保証し、子供たちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、こうした観点から国会及び政府においては、地方教育行政の実情を十分に認識され、2024年度政府予算編成において教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げることが実現されるよう国の関係機関へ意見書を提出していただきたいというものであります。

当委員会としては、昨年も同趣旨の内容の陳情があり、当町議会として意見書を提出していることから、全会一致でこの陳情を採択すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（行沢弘栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから陳情第8号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度

政府予算に係る意見書採択の陳情についてを採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第8号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

△ 日程第18 陳情第9号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善  
をはかるための、2024年度政府予算に  
係る意見書採択の陳情について

○議長（行沢弘栄君）

日程第18、陳情第9号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（富田良一君）

ただいま議題となりました陳情第9号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、総務文教厚生委常任委員会における審査結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る6月7日の本会議散会后、委員会を開催し、審査をいたしました。

陳情の趣旨は、学校現場では、貧困・いじめ・不登校などの解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配配置の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

こうした観点から、2024年度政府予算編成において地方教育行政の実情に十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように国の関係機関へ意見書を提出していただきたいというものであります。

当委員会としては、昨年も同趣旨の内容の陳情があり、当町議会として意見書の提出をしていることから、全会一致でこの陳情を採択すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（行沢弘栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから陳情第9号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第9号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

△ 日程第19 発議第2号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書

○議長（行沢弘栄君）

日程第19、発議第2号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書を議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（富田良一君）

ただいま議題となりました発議第2号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書の説明をいたします。

この件は先ほど採択していただきました陳情第8号に関する意見書の提出であります。

皆様に配付してあります意見書（案）の趣旨で、関係機関に意見書を提出したいと思っております。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから発議第2号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第20 発議第3号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善  
をはかるための、2024年度政府予算に  
係る意見書

○議長（行沢弘栄君）

日程第20、発議第3号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書を議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（富田良一君）

ただいま議題となりました発議第3号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書の説明をいたします。

この件は先ほど採択していただきました陳情第9号に関する意見書の提出であります。

皆様に配付してあります意見書（案）の趣旨で、関係機関に意見書を提出したいと思っております。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから発議第3号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

#### △ 日程第21 発議第4号 森林譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について

○議長（行沢弘栄君）

日程第21、発議第4号、森林譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○経済建設常任委員長（竹山成浩君）

ただいま議題となりました発議第4号の森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について、趣旨説明を申し上げます。

徳之島町の土地保有面積約52%を占める森林において、森林の有する水資源及び国土保全などの多面的機能を維持し、再造林を含めた林業政策を強力に推進する必要があることから、令和元年度導入された森林環境譲与税について徳之島町を含む森林の多い市町村への配分を高めるよう譲与基準の見直しを求めるものであります。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから発議第4号、森林譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第22 発議第5号 徳之島町議会議員の報酬、費用弁償及び手当等に関する条例の一部改正について

○議長（行沢弘栄君）

日程第22、発議第5号、徳之島町議会議員の報酬、費用弁償及び手当等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

○議会運営委員長（徳田 進君）

ただいま議題となりました発議第5号の趣旨説明を申し上げます。

本案は、徳之島町議会議員の報酬、費用弁償及び手当等に関する条例の一部を改正するものであります。

内容は、費用弁償の額を町長等の特別職及び一般職員と同額にしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（行沢弘栄君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

討論なしと認めます。

これから発議第5号、徳之島町議会議員の報酬、費用弁償及び手当等に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

△ 日程第23 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

△ 日程第24 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

△ 日程第25 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について

○議長（行沢弘栄君）

日程第23、委員会の閉会中の継続調査の申し出について、総務文教厚生常任委員長から、日程第24、委員会の閉会中の継続調査の申し出について、経済建設常任委員長から、日程第25、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出について、議会運営委員長から、以上3件を議題とします。

会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（行沢弘栄君）

異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（行沢弘栄君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第2回徳之島町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 午後 4時32分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

徳之島町議会議長 行 沢 弘 栄

徳之島町議会議員 内 博 行

徳之島町議会議員 福 岡 兵 八 郎